第 2 章　大牟田市の保健福祉事業の概要

第１節　地域福祉

１　地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第４条、第107条）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくためのものであり、第２次の計画を平成２２年３月に策定した。計画期間は、平成２２年度から２６年度までである。

①第２次大牟田市地域福祉計画の推進

第２次大牟田市地域福祉計画は、「一人ひとりが「支え合い」の意識を持つ ～『人財』づくり～」、「生活課題の解決のための仕組みづくり ～『つながり』づくり～」、「地域福祉における協働の推進 ～協働～」という３つの基本目標のもとに施策を体系化し、それぞれの基本目標の達成指標となる事業に取り組むこととしている。それらの事業は、「重点的に進捗管理を行う事業」として位置付け、①支え合いの啓発事業、②出張地域デビュー講座、③ボランティア活動の活性化、④災害時等要援護者支援制度、⑤コミュニティソーシャルワーカーの検討、配置、⑥小学校区別地域福祉計画の策定支援、の６事業を掲げている。

平成２５年度は「支え合いの啓発事業」の一環として、障害福祉サービス事業所等を通じ、障害者への周知と登録促進を行った。

また、地域福祉計画の進捗管理については、市民や社会福祉関係者、学識経験者からなる「大牟田市地域福祉計画推進委員会」において事業の進捗状況や今後の計画等を報告し、委員から評価や助言を得ながら、今後の地域福祉推進の方向について協議を行った。

②災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を、見守りなどの支援ができる人や地域の団体と共有することで、万が一のときにも孤立しないようにするためのものである。

また、この制度を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮らせるようになることを目指している。（制度への登録者数：９，７９５人　平成２６年３月末現在）

また、行政と地域団体が、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を結ぶことにより、制度登録者の住所や氏名などの基本的な情報を共有することができるようになるため、同協定の締結を推進するとともに、地域団体が「災害」を基軸に要援護者の支援を検討する取り組み等を支援している。

○「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地域団体（地域支援組織）

平成２６年３月末現在

・手鎌校区災害訓練実行委員会
・駛馬南校区安心安全まちづくり推進協議会
・みなと校区運営協議会
・倉永校区まちづくり協議会
・天領校区まちづくり協議会
・玉川校区まちづくり協議会
・吉野校区総合まちづくり協議会

・安心安全まちづくり天の原校区協議会
・駛馬北校区まちづくり協議会
・大正校区まちづくり協議会
・上内校区まちづくり協議会
・銀水校区まちづくり協議会
（安心安全まちづくり笹原校区協議会は、校区再編のため平成２５年６月解散。同年７月安心安全まちづくり天の原校区協議会と締結）

③大牟田市地域福祉大会
大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学びあう場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成２１年度から開催されているものである。（平成２２年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。）

日時：平成２６年２月９日（土）
場所：大牟田文化会館小ホール
参加者数：約４００人

〔実施内容〕
副題「地域支えあい絆セミナー」
・大牟田市社会福祉協議会功労者表彰式典
・大牟田善意銀行設立５０周年の歩み
・基調講演「「できない」を「できる」に変える　～地域づくりは「あなた」が主役～　」
（講師：木村　俊昭氏）

２　社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞
社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、同会が行う地域福祉事業等に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

＜実　績＞

項目	金額（円）
社会福祉協議会補助	41,419,000

3　民生委員・児童委員

(1) 民生委員･児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法（第１６条～第１８条の３）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市1/2　県1/2程度

＜目的･事業内容＞

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第１６条第２項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

なお、平成２５年度において、３年に１度の一斉改選が行われた。

民生委員・児童委員の任期　　平成２５年１２月１日～平成２８年１１月３０日（3年間）
民生委員・児童委員の定数　　２９７人〔＜内＞ 主任児童委員 ４２人〕　※平成２５年１２月１日より

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

＜実　績＞

民生委員・児童委員の活動状況

区　　分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	432	0
	介護保険	226	22
	健康・保健医療	454	7
	子育て・母子保健	281	126
	子どもの地域生活	1,011	142
	子どもの教育・学校生活	530	269
	生活費	365	3
	年金・保険	58	0
	仕事	63	9
	家族関係	392	4
	住居	229	1
	生活環境	759	1
	日常的な支援	3,078	69
	その他	2,058	40
	計	9,936	693

分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	5,274	37
	障害者に関すること	623	85
	子どもに関すること	2,027	535
	その他	2,012	36
	計	9,936	693
その他の活動件数	調査・実態把握	7,645	162
	行事・事業・会議への参加・協力	11,994	1,450
	地域福祉活動・自主活動	19,308	2,508
	民児協運営・研修	9,779	1,894
	証明事務	506	8
	要保護児童の発見の通告・仲介	233	21
訪問回数	訪問・連絡活動	68,157	1,105
	その他	53,031	975
連絡調整回数	委員相互	24,603	6,080
	その他の関係機関	11,906	1,401
活動日数		51,429	6,096

(2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第８条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数　　１４人

民生委員推薦会委員の任期　　平成２５年７月１日～平成２８年６月３０日（３年間）

＜実　績＞

会議回数	７回	候補者推薦数	２８９人 (内、主任児童委員４２人)	退任者数	７０人

※候補者推薦数と退任者数は、一斉改選における対象者数

4　社会福祉法人指導監査

＜目的･事業内容＞

社会福祉法人は、極めて公共性の高い組織であり、健全かつ公正な運営が強く求められるとともに、社会福祉事業を推進する中核的な組織として、時代の要請に応え、多様な福祉サービスを適切に提供する役割が期待されている。本市における指導監査では、法人の運営管理、公的資金の取扱い等が法令等を遵守した適正な取組みが行われているか、並びに社会福祉法人としての責務を全うしているかについて、実地による監査を行う。

<実　績>

対象法人数	２６法人	指導監査実施法人数	１０法人	うち文書指摘法人数 うち文書指導法人数	１法人 ５法人

※第２次地方分権一括法により、県から権限委譲により平成２５年度から実施。

5　大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所 管 課	保健福祉総務課

<目的･事業内容>

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成２年３月９日に設置された。

<実　績>

運営状況　　（単位：千円）

２４年度末現在高	２５　年　度　中　増　減　額		２５年度末現在高
	積　立　金	取り崩し額	
３７１，９７０	１，４３３	０	３７３，４０３

※福祉振興基金への寄付金１０件分５４０千円及び運用利子８９３千円の積立てを行った。

第２節　高齢者福祉

１　長寿社会対策

平成２５年度は、平成２３年度に策定した「高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画」（平成２４～２６年度）に基づき、各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。

今回の計画においては、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」をテーマとして掲げ、これを実現するための様々な事業に取り組んだ。

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人福祉法第２０条の８ 介護保険法第１１７条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

介護保険制度改正により新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量の予測に基づき、計画的なサービス供給体制の整備に努めた。

計画の推進にあたっては、高齢者施策に関係する庁内５部１２課で組織した「大牟田市高齢者サービス推進委員会」において進捗状況の管理を行った。また、より広く関係者の意見を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表等で構成された「いきいき長寿まちづくり協議会」において進捗状況の報告、施策事業に関する協議・検討を行いながら計画の策定を行った。

(2) 地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第４条 大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 大牟田市介護基盤緊急整備補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 10/10

＜目的・事業内容＞

平成２５年度は、第５期介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所１か所、認知症対応型共同生活介護事業所１か所、地域密着型特定施設入居者生活介護１か所、地域密着型介護老人福祉施設事業所１か所の採択を行った。平成２６年３月末現在の地域密着型サービス事業所数は、夜間対応型訪問介護事業所が３か所、認知症対応型通所介護事業所が９か所、小規模多機能型居宅介護事業所２３か所、認知症対応型共同生活介護事業所が１６か所、地域密着型特定施設入居者生活介護が３か所、地域密着型介護老人福祉施設１か所となった。

また、介護予防拠点・地域交流施設については、平成２５年度３月末現在で４０か所となっている。

(3) 長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）の開催

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	―

＜目的・事業内容＞

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）を開催した。

テーマ	豊かで明るい長寿社会をめざして
と　き	１０月３１日（木）
ところ	大牟田文化会館　小ホール
内　容	・「いきいき大牟田長寿のまち憲章」唱和 ・「太鼓衆響」による和太鼓演奏 ・老人クラブ会員芸能競演大会

(4) 人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	所管課	長寿社会推進課

＜目的･事業内容＞

平成４年６月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制７５周年記念事業として制定し、同年７月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、１００歳に達する高齢者に対し、そのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

＜実　績＞

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
贈呈者数(人)	46	47	44

２　高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、支援を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。また、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、前期高齢者（６５歳～７４歳）数が増加し、後期高齢者（７５歳以上）数は減少したが、依然として後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている状況である。

そのような中、平成２５年度においても、介護保険制度の改正に基づき設置した地域包括支援センター等による実態把握を通じて、必要とされている高齢者福祉サービスの提供に努めた。

(1) 養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第１１条 大牟田市老人福祉法施行細則	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

＜実　績＞

①措置施設　　（平成２６年４月１日現在）

種　別	設置主体	施設名	所在地	定 員	措置数（人）
養護老人ホーム	社福法	吉　野　園	大牟田市大字吉野	90	65
	〃	(盲)寿光園	筑紫野市大字西小田	80	1
	〃	田　尻　苑　　他 6ヵ所	福岡市西区大字田尻　　他 6ヵ所		7

	公立	楠　寿　園	みやま市瀬高町長田	85	1
	〃	松　濤　園	福岡市西区今津	150	1
	〃	延　寿　荘	玉名郡南関町大字上長田	50	1

②措置状況

区分＼年度			23	24	25
養護老人ホーム	市内	人 員(延 数)	861	808	778
		措置費(千 円)	135,520	127,843	123,306
	市外	人 員(延 数)	212	172	158
		措置費(千 円)	42,037	33,810	30,797
	合計	人 員(延 数)	1,037	980	936
		措置費(千 円)	177,557	161,653	154,103

(2) 老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

老人の孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を図り、健全でやすらかな日常生活ができることを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度	23	24	25
設置台数	31	30	24
運営費(千円)	864	814	706

※設置台数は、年度末の稼働台数

(3) 在日外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人高齢者福祉手当支給要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

本市に１年以上居住している大正１５年４月１日以前生まれの在日外国人で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成９年度から実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	23	24	25
給付人員	3	3	3
事業費（千円）	252	252	252

(4) 老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第１３条第２項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	23	24	25
クラブ数	61	60	56
会員数	2,463	2,290	2,081
助成費（千円）	3,246	3,206	3,006

(5) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業

＜目的･事業内容＞

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の更なる増加が予想される中、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成１４年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んでいる。

この取り組みは、認知症の発症前から終末期まで、認知症の進行に応じ本人とその家族に対する医療と介護の専門職等による連続的・包括的な支援体制や、地域全体で支え見守る体制の構築を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会認知症ライフサポート研究会と密接な連携を図りながら進めているものである。

①　認知症コーディネーターの育成

介護サービス事業所や医療機関の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど、より質の高い認知症ケアの提供の推進役となる人材を育成するため、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。平成１８年度からは、小規模多機能型居宅介護施設や認知症グループホームの管理者または管理者に準ずるものの受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

区　分＼年　度	23 (8期生)	24 (9期生)	25 (10期生)	合計 (1期生～10期生)
認知症コーディネーター研修修了生(人)	10	9	10	95

②早期発見･相談支援･予防教室の拡充

もの忘れ相談医（かかりつけ医）や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見のためのもの忘れ予防・相談検診、認知症の予防や進行を遅らせるための予防教室に取り組むことで、認知症地域包括支援体制の推進を図った。予防教室は、より地域に密着した支援体制構築のため、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設を活用して開催した。

ア．もの忘れ予防・相談検診の実施

タッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。平成２５年度は、地区公民館、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設や、地域の集会所、大型商業施設などを活用して開催した。

年　度 区　分	23	24	25
開催回数	18	20	17
受診者数	391	294	445

イ．もの忘れ予防教室の開催

もの忘れ相談検診のスクリーニングにおいて、軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いのある地域住民を対象に、延６ヵ所の介護予防拠点・地域交流施設において、３ヵ月間、週１回、１３回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

年　度 区　分	23	24	25
延べ開催場所数	6	6	6
教室参加者数	28	24	43

③地域認知症支援体制構築事業

ア．もの忘れ相談医登録事業

大牟田医師会、福岡県認知症医療センター国立病院機構大牟田病院の協力により、「かかりつけ医の中で認知症診療に積極的に取り組み、かつ本市の認知症地域支援に関する活動の啓発に協力できる医師または医療機関」として、もの忘れ相談医の登録に向け取り組んだ。（平成 25 年度末もの忘相談医登録者数：大牟田市４１名みやま市５名）

イ．地域認知症サポートチームの運営

平成２１年度より、認知症の早期発見・相談体制を強化し、初期から終末期（ターミナル期）までの継続的・包括的な支援や適切な助言を行うため、本人や家族、専門職やケアの現場を医療と介護の両面からサポートする地域認知症サポートチーム試行事業を開始した。

平成２３年１０月からは、認知症専門医と認知症コーディネーターによるサポートチームを本格的に実施することとなり、地域包括支援センター等との協力のもと、医療と介護の連携強化や地域における認知症支援体制を構築することを目的に、引き続き定例カンファレンスの開催（月１回）ほか、随時相談対応や「認知症なんでも相談窓口」の開設（週１回）などに取り組んだ。

ウ．認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」

認知症の人を在宅で介護している家族同士が励まし合い、目の前の現実にどう向き合っていくかをともに考える認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」を、大牟田市社会福祉協議会にて毎月１回定例会として実施した。

エ．若年性認知症当事者の交流会「ぼやき・つぶやき・元気になる会」

若年性認知症の当事者が仲間と出会い、励ましあい、積極的に社会参加できる取り組みとして、若年性認知症当事者の交流会「ぼやき・つぶやき・元気になる会」を平成２２年５月より毎月１回定例会として開催している。また、市内外の若年性認知症の当時者やサポーターによる交流や若年性認知症の普及啓発のため、平成２６年３月２３日には、「若年性認知症フレンドシップキャンペーン２０１４」を開催した。

④世代間交流･多分野交流によるまちづくりの推進

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア．認知症サポーター養成講座

平成１７年度から国が行う「認知症を知る１年」キャンペーンの一環として、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいる。

区　分＼年　度	23	24	25
市民向け養成講座(回)	34	29	37
職域別養成講座(回)	17	15	15

イ．子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っての絵本教室を開催している。

さらに、より多くの児童・生徒に絵本を通して認知症の理解啓発を促進し、また、その子供たちを通じて地域の大人たちへ認知症の理解啓発を促進するために、子供たちの学びの場面（絵本教室）や絵本コンサートの開催に関するDVDを制作し、広く小中学校の教育現場等において活用を行っている。

区　分＼年　度	23	24	25
小学校(校)	9	11	10
中学校(校)	6	10	7

ウ．徘徊ＳＯＳネットワーク模擬訓練

「大牟田地区高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク」（事務局：大牟田警察署）と「はやめ南人情ネットワーク」（駛馬南校区）が連携し、平成１６年より実施していた「徘徊ＳＯＳネットワーク模擬訓練」をモデルに、校区単位の模擬訓練を全市的に実施している。

平成２２年度には、全ての校区においてこうした模擬訓練が実施されるまでになり（日程の都合により参加できなかった１校区は別日に実施)、模擬訓練の趣旨や認知症を通したまちづくりの目標像が共有されてきた。

訓練の実施にあたっては、地域交流施設を事務局とし、民生委員・児童委員や公民館、校区社会福祉協議会などのさまざまな機関・団体と連携をしながらネットワーク構築に努めた。

区　分＼年　度	23	24	25
模擬訓練参加者（人）	1,865	1,717	2019
当日のスタッフ（人）	142	151	—
訓練参加者合計（人）	2,007	1,868	2,019
徘徊役の人数（人）	1	47	69
徘徊役に声をかけた人数（人）	3	886	953
模擬訓練参加校区（校区数）	22	22	21
他都市からの視察（人）	115	147	138

※２４年度末に、天道小学校と笹原小学校が合併し、全２１校区となった。

※２５年度当日スタッフ数は、参加者に含む。

第３節　介護保険

１　介護保険

平成１２年４月の介護保険制度施行から１２年を経過し、平成２５年度は第５期介護保険事業計画の２年目の年度に当たる。第４期計画期間中は、要介護等認定者数の急激な増加に伴い、介護給付費は約 6%の大幅な伸びとなったことから、第５期計画では、本市第１号被保険者保険料基準額を従前の 3,890 円から 5,480 円と大幅に上げざるを得なかった。そのため、第５期計画では、介護保険制度の安定した運営を図るとともに、利用者本人の自立支援の視点のもと、適切な介護保険サービスの利用や介護予防の推進に努めていくこととしている。

(1)介護保険法

＜目的･事業内容＞

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

＜対象者＞

	第１号被保険者	第２号被保険者
対象者	65 歳以上の人	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

＜第1号被保険者数の推移＞

第１号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成１５年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。

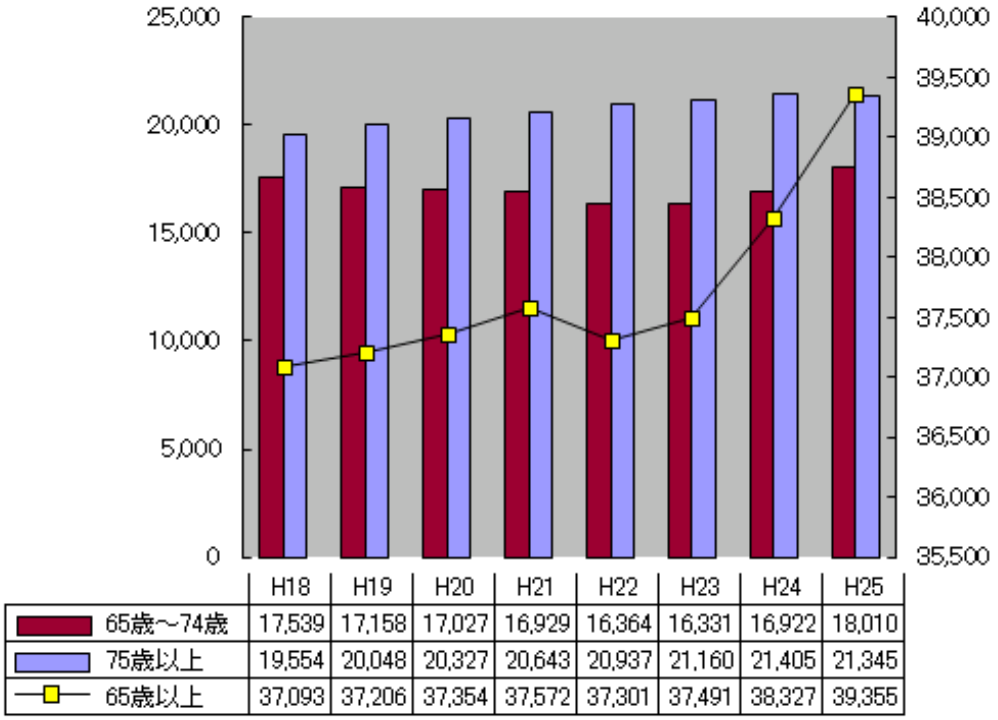

（各年度３月末現在）

＜実　績＞

①　第１号被保険者の介護保険料の収入状況（平成２５年度賦課分）

介護保険料を納める方法には、被保険者が受給している公的年金からあらかじめ保険料を天引きされて納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書や口座振替等で納める方法（普通徴収）がある。

（単位：円）

	調定額	収入済額	還付未済額	収入額（%）
特別徴収	1,944,181,450	1,944,181,450	2,215,530	100%
普通徴収	270,294,780	234,349,870	220,720	86.70%
合　　計	2,214,476,230	2,178,531,320	2,436,250	98.38%

※　収入済額には還付未済額を含まない。

②要介護認定実施状況

年　度	23	24	25
申 請 数	7,852	8,151	7,978
審査会開催回数	212/年	207/年	226/年

※平成２５年度の認定申請件数は、新規１，９１８件、更新５，２７８件、区分変更７２０件、転入６２件を合わせて７，９７８件あり、月平均約６６４件の申請があった。

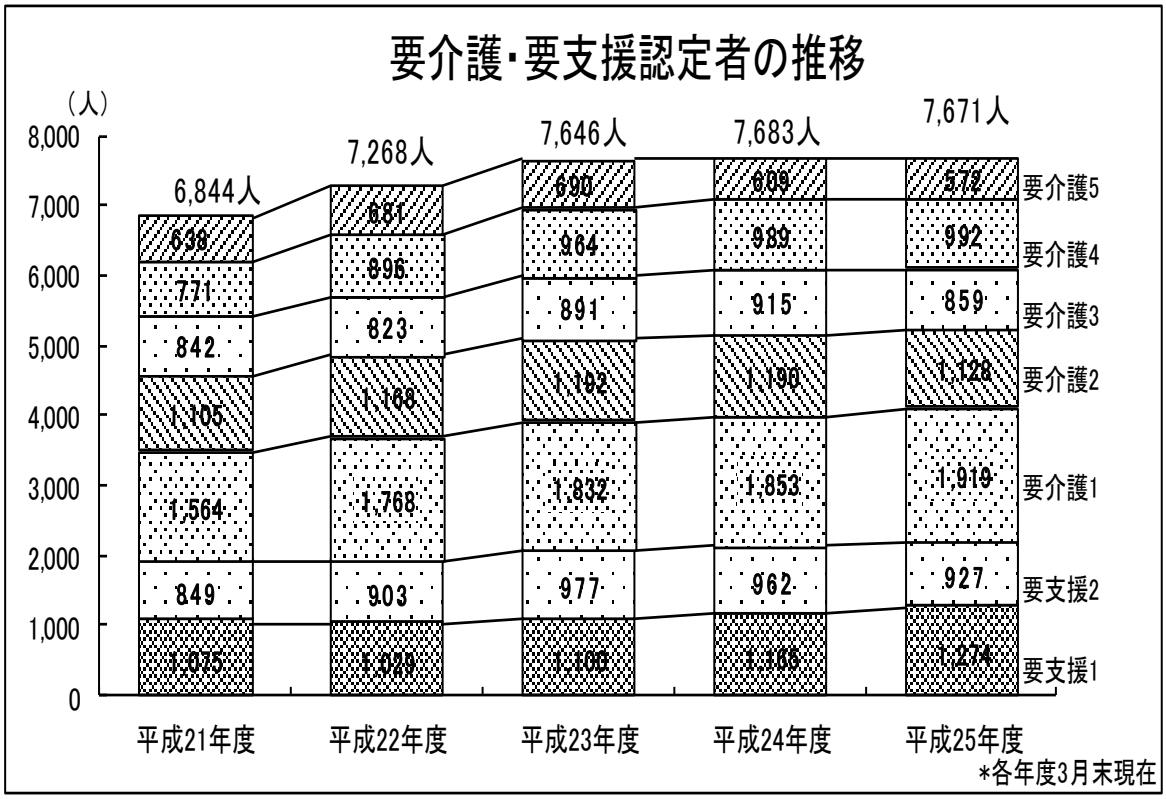

平成１８年度の介護保険制度改正により、「要支援１」「要支援２」という新たな区分が設けられ、これまでの６段階の区分から７段階となった。これまでの「要介護１相当」に該当した人については、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、「要介護１」か「要支援２」の判定を行った。

平成２１年度～平成２５年度の認定者数（第２号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援１・２、要介護１の認定者が過半数を占めている。

③介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	(施設サービス) 国 20/100　県 17.5/100 市 12.5/100　保険料 50/100 (施設以外のサービス) 国 25/100　県 12.5/100 市 12.5/100　保険料 50/100

要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の展開を積極的に図っている。

(平成２５年４月審査～平成２６年３月審査分　計)

	件数		給付費（千円）
訪問介護	回/年	211,190	829,247
訪問入浴介護	回/年	1,589	18,133
訪問看護	回/年	19,504	133,163
訪問リハビリテーション	日/年	8,038	42,833
通所介護	回/年	162,639	1,194,189
通所リハビリテーション	回/年	107,907	833,648
福祉用具貸与	人	16,527	185,722
短期入所生活介護	日/年	31,269	251,746
短期入所療養介護	日/年	7,785	83,816
居宅療養管理指導	人	6,861	53,695
特定施設入居者生活介護	人	2,129	392,997
居宅介護支援	人	32,313	423,086
福祉用具購入	人	389	12,273
住宅改修	人	357	32,522
居宅サービス計	―	―	4,487,068
介護予防訪問介護	人	84,507	245,512
介護予防訪問入浴介護	回/年	1	8
介護予防訪問看護	回/年	4,351	28,479
介護予防訪問リハビリテーション	日/年	2,768	13,901
介護予防通所介護	人	39,135	205,759
介護予防通所リハビリテーション	人	24,173	149,125
介護予防福祉用具貸与	人	5,639	35,494
介護予防短期入所生活介護	日/年	845	4,834
介護予防短期入所療養介護	日/年	58	456
介護予防居宅療養管理指導	人	546	4,686
介護予防特定施設入居者生活介護	人	183	14,813
介護予防支援	人	20,546	87,044
介護予防福祉用具購入	人	252	6,608
介護予防住宅改修	人	322	29,403
介護予防サービス計	―	―	826,124
夜間対応型訪問介護	人	0	0
認知症対応型通所介護	回/年	18,123	152,481
小規模多機能型居宅介護	人	4,238	735,190
認知症対応型共同生活介護	人	2,573	627,873
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	589	106,720

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	238	64,109
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	459	3,325
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	591	31,446
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0
地域密着型サービス計	**－**	**－**	1,721,144
介護老人福祉施設	人	5,420	1,280,141
介護老人保健施設	人	7,012	1,864,400
介護療養型医療施設	人	2,995	1,059,610
施設サービス計	**－**	**－**	4,204,151
特定入所者介護サービス費	－	－	424,241
高額介護サービス費	－	－	272,629
高額医療合算介護サービス費	－	－	34,186
審査支払手数料	件/年	182,289	7,838
総計	**－**	**－**	11,977,382

※給付費は、千円未満四捨五入を行っているため、合計値が合わないものがある。

(2)介護保険円滑化特別対策事業

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4　市1/4

＜目的･事業概要＞

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

＜実　績＞

区分／年度	実施法人数	事業対象者数（人）	補助額（千円）				事務費（千円）	事業費合計（千円）
			訪問介護	通所介護	短期入所	特別養護老人ホーム入所		
23	6	11	11	0	0	0	2	13
24	6	12	10	0	0	0	1	11
25	6	11	8	0	0	0	1	9

(3)地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第１１５条の４６	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100　県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

＜目的･事業概要＞

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、平成18年4月に4カ所の地域包括支援センターを設置した。平成24年10月からは2カ所増設し、6包括体制で運営を行っている。地域包括支援センターの主な業務は、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

地域包括支援センター設置状況

	事業所住所	ＴＥＬ ＦＡＸ	担当校区
中央地区地域包括支援センター	有明町２丁目３ 大牟田市役所内	41－2676 41－2662	上官・大牟田・大正・ 中友・白川・平原
手鎌地区地域包括支援センター	大字手鎌 1300-42 手鎌地区公民館内	59－6020 59－6021	明治・手鎌
三池地区地域包括支援センター	大字三池 629-2 三池地区公民館内	41－5506 41－5507	高取・三池・銀水・羽山台
駛馬・勝立地区地域包括支援センター	馬込町１丁目 20-1 駛馬地区公民館内	41－2020 41－2021	駛馬南・駛馬北・天の原・ 玉川
三川地区地域包括支援センター	上屋敷町１丁目 12-3 三川地区公民館内	41-5298 41-5299	みなと・天領
吉野地区地域包括支援センター	大字白銀 781-3 吉野地区公民館内	41-6025 41-6026	上内・吉野・倉永

※吉野地区地域包括支援センターは、H26 年１月、大字吉野 870-4 の仮事務所から吉野地区公民館内に移設。

①総合相談･支援事業及び権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待などさまざまな相談を受け下記のとおり対応した。そのほか、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために成年後見制度に関する相談に対応するとともに、申し立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

また、成年後見申立件数の増加等に伴い、弁護士等の専門職をはじめとする後見人の担い手不足が想定されるなか、市民後見人を養成する必要性から、「成年後見活用講座」や、これまでの市民後見人実務養成講座修了生を対象とした「市民後見人フォローアップ研修」を開催するなど、引き続き人材育成の取り組みも行っている。

＜実　績＞

地域包括支援センターの相談件数

（H25 年４月～H26 年３月分）　　（単位：件）

	中央	手鎌	三池	駛馬・勝立	三川	吉野	総計
介護保険	168	53	207	226	90	162	906
認知症	82	24	99	72	29	158	464
医療・疾病	85	12	75	66	36	205	479
権利擁護･虐待	50	21	13	47	19	34	184
施　設	12	13	19	30	19	7	100
障害福祉	11	5	18	21	3	11	69
ＣＭ支援	19	21	24	56	37	30	187
予　防	168	96	64	151	114	207	800
生活全般	20	6	26	29	18	39	138
その他	20	35	45	52	56	59	267
計	635	286	590	750	421	912	3,594

虐待に対する対応

虐待の通報〈届出〉件数	39 件
うち虐待として対応した件数	25 件
うちやむを得ない措置	1 件
緊急保護	7 件

虐待の内容（重複あり）

身体的虐待	14 件
介護・世話の放棄・放任	5 件
心理的虐待	9 件
性的虐待	0 件
経済的虐待	10 件

成年後見制度市長申立て

申立て済	14 件
後見等開始	10 件

②包括的･継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域において自分らしい生活を継続していくには、主治医とケアマネジャーの連携、在宅サービスと施設の連携などをもとに、「地域包括ケア」を提供していくことが重要である。そのためには、ケアマネジメントの質の向上とともにケアマネジャーの資質・専門性の向上が不可欠であり、平成 25 年度も大牟田市介護支援専門員連絡協議会との連携により、共通研修（フォローアップ全体研修）、基礎研修、熟達研修（スーパービジョン研修）の各研修の企画・運営に主体的に関与した。

そのほか、市、介護支援専門員連絡協議会と連携して、25 年 10 月～26 年 3 月の間、協議会より推薦された主任介護支援専門員、地域包括支援センターの主任介護支援専門員、長寿社会推進課の担当者によるケアマネジメントサポートチームを編成し､33 カ所(計 33 回)の事業所を訪問し､87 件の相談ケースに対応した。この事業は､短期間で成果が期待できるものではないため､継続事業と位置づけ取り組んでいく必要がある。

また、医療と介護の連携については、大牟田医師会主催の地域在宅医療推進事業研修会にスタッフとして参加・協力し、一翼を担った。

③介護予防ケアマネジメント事業

予防給付（要支援１・２プラン作成状況）

介護予防サービスにかかる要支援１・２と認定された人に対しての介護予防プランを地域包括支援センターにおいて作成した。また、地域包括支援センターの出先機関（サブセンター）として位置づけた介護予防・相談センターと一体となって事業の推進を図った。

要支援１・２プラン作成件数

(H25 年 4 月～H26 年 3 月分)　　(単位：件)

			中央	手鎌	三池	駛馬･勝立	三川	吉野	合計件数
委託	居宅	新規	103	45	97	57	50	50	402
		初回	32	1	8	2	7	10	60
		継続	2,280	620	2,254	1,198	1,378	1,001	8,731

直営	包括	新規	8	4	31	8	2	15	68
		初回	9	2	5	1	0	1	18
		継続	1,378	140	852	168	249	409	3,196
	サブセンター	新規	51	20	46	55	22	19	213
		初回	26	6	11	5	2	5	55
		継続	1,659	975	1,801	1,663	779	967	7,844
合計			5,546	1,813	5,105	3,157	2,489	2,477	20,587

④大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成17年9月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターから提出された事業計画・事業報告、収支予算・決算等により、適正に運営がなされているかについて確認を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	23	24	25
開催回数	6	5	4

平成25年度開催状況

	期　　日	内　　容
第１回	H25年 5月16日	平成24年度大牟田市地域包括支援センター事業実績報告　ほか
第２回	H25年10月16日	平成25年度大牟田市地域包括支援センター事業実績報告（4月～8月）ほか
第３回	H25年12月26日	平成25年度大牟田市地域包括支援センター事業実績報告（9月～11月）ほか
第４回	H26年3月28日	平成26年度大牟田市地域包括支援センター事業計画（案）について　ほか

(4)介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第１１５条の４６	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100　県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

＜目的・事業概要＞

地域包括支援センターと介護予防・相談センターは、お互いに連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等を訪問し実態調査も行った。

介護予防・相談センター設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	ＴＥＬ ＦＡＸ	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町 9-3	57―2541 57―2528	上官・大牟田・大正・中友・白川・平原
大牟田医師会	不知火町２丁目 144	41－5446 57－6130	
延寿苑	大字歴木 1807-1291	51－4340 51－4350	高取・三池・羽山台・銀水
済生会大牟田	大字田隈 808 番地 1	53－2491 52－8898	
サン久福木	大字久福木 894	55－2035 55－2013	
こもれび	中町１丁目 4-1	41－5321 55－5077	明治・手鎌
天光園	大字橘 1494-1	50－0844 58－2866	上内・吉野・倉永
美さと	南船津町１丁目 10	57－3310 54－5575	みなと・天領
サンフレンズ	沖田町 510	43－1272 43－1273	駛馬南・駛馬北・天の原・玉川
やぶつばき	青葉町 130-2	51－8880 54－3333	

（５）介護予防事業及び任意事業の推進

根拠法令等	介護保険法第１１５条の４５	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	（介護予防事業） 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 （任意事業） 国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料 20/100

＜目的･事業概要＞

平成１８年４月より施行された改正介護保険法に基づき地域支援事業が創設され、介護予防事業（二次予防事業対象者（いきいきシニア）向け、一般高齢者向け）及び任意事業に取り組んだ。

①-1 介護予防事業（二次予防事業対象者（いきいきシニア）向け事業）

要支援、要介護等の要介護認定を受けていないが、現状が継続すると要介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア．筋力アップ教室事業

マシントレーニングを３ヵ月間（２５回シリーズ）にわたり実施した。

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
利　用　者　数	194	70	106
事業費（千円）	15,045	5,586	8,337

イ．歯にかみ教室（口腔機能向上）事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを４ヵ月間にわたり実施した。

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
利　用　者　数	43	28	23
事業費（千円）	1,977	1,500	1,500

ウ．事業所提案介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、事業所が取り組んでいる介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を３ヵ月にわたり実施した。【平成24年度より新設】

区　分 ＼ 年　度	24	25
利　用　者　数	15	34
事業費（千円）	310	1,129

エ．温泉活用介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、温泉施設を活用した介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を４ヵ月にわたり実施した。【平成24年度より新設】

区　分 ＼ 年　度	24	25
利　用　者　数	33	30
事業費（千円）	1,164	2,722

オ．もの忘れ予防通所事業

認知症予防及び進行遅延のための指導を３ヵ月にわたり実施した。

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
利　用　者　数	28	11	43
事業費（千円）	1,544	495	1,195

カ．生活応援隊派遣事業

平成23年度までは、生活管理指導員派遣事業として、在宅生活の継続を図るため、日常生活で障害になる事柄について、生活管理指導員（ヘルパー等）が自宅に訪問し指導助言を行ったが、H24年度からは高齢者が自立した日常生活を送れるようになるために、生活応援隊員（ヘルパー）が生活支援及び自宅でできる介護予防プログラムを実施した。

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
利　用　者　数	52	45	14
事業費（千円）	2,577	1,232	326

①-2 介護予防強化推進事業

平成２５年度は、二次予防事業対象者向け事業の一部を国のモデル事業である介護予防強化推進事業として実施した。

介護予防強化推進事業では、要介護２以下の認定者ならびに認定を持たない６５歳以上の高齢者を対象に、

予防サービスや生活支援サービスのニーズの把握と、利用者の評価と分析、また、地域資源を活用した支援メニューの開発などを行った。

ア．事業所提案介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、事業所が取り組んでいる介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を３ヵ月にわたり実施した。

区　分＼年　度	24	25
利　用　者　数	28	51
事業費（千円）	783	775

イ．温泉活用介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、温泉施設を活用した介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を４ヵ月にわたり実施した。

区　分＼年　度	24	25
利　用　者　数	34	71
事業費（千円）	1,283	1,788

ウ．買い物通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、自分で選んで買い物を行いつつ、介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を４ヵ月にわたり実施した。

区　分＼年　度	24	25
利　用　者　数	2	2
事業費（千円）	506	610

エ．生活応援隊派遣事業

高齢者が自立した日常生活を送れるようになるために、生活応援隊員（ヘルパー）が生活支援及び自宅でできる介護予防プログラムを実施した。

区　分＼年　度	24	25
利　用　者　数	9	11
事業費（千円）	468	316

②介護予防事業（一次予防事業対象者（一般高齢者）向け事業）

６５歳以上の高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域の交流を目的として、事業を実施した。

ア．健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業（運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等）や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を３ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを平成１６年度より養成している。

（年々、受講希望者が減少しており、サポーターのあり方を検討するため、２５年度は養成研修は行わず、サポーターとの意見交換会を実施した。）

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
養　成　者　数	8	3	0
事業費（千円）	126	126	0

イ．よかば～い体操普及事業

＜巡回教室・体験教室＞

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識付けと機能の維持・向上を図った。

区　分 ＼ 年　度	24		25	
	巡回教室	体験教室	巡回教室	体験教室
延　実　施　回　数	440	885	555	979
延　利　用　者　数	4,956	9,210	6,687	10,482
事業費（千円）	3,809	6,373	3,864	7,199

＜指導者養成事業＞

地域交流施設や地域の団体等で「よかば～い体操」を実施できるようにするため、専門の指導者を養成した。

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
養　成　者　数	18	15	23
事業費（千円）	156	132	72

ウ．歯にかみ巡回教室

地域に講師を派遣し、口腔ケアの大切さや嚥下機能を高めるトレーニング法について啓発、指導し、口腔機能等の維持・向上を図った。平成２１年度より１回教室、平成２３年度より３回教室を実施した。

区　分 ＼ 年　度	24		25	
	１回教室	3回教室	１回教室	3回教室
延　実　施　回　数	35	13	13	11
延　利　用　者　数	624	367	195	396
事業費（千円）	899		631	

エ．老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
事業費（千円）	3,631	3,630	3,630

③任意事業

支援が必要な高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア．自立支援配食サービス事業

ひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯の人で、心身の状況により食事の用意が困難な高齢者を対象に、生活の自立と質を確保するとともに、安否確認も合せて実施した。

なお、配食サービスを民間の事業者へ移行したことにより、平成25年6月末をもって市の配食事業を廃止した。廃止に伴い、高齢者の見守りに協力できる民間の配食事業所を取りまとめた一覧表を作成し、各地域包括支援センター、介護予防・相談センター、居宅介護支援事業所及び市民等へ周知した。

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
延　利　用　者　数	301	235	151
総　配　食　数	35,099	30,289	6,287
事業費（千円）	5,265	4,543	943

イ．成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判段能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
市　長　申　立　件　数	6	4	14
事業費（千円）	474	1,183	2,108

ウ．介護用品給付サービス事業（紙おむつ給付）

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。平成７年２月から実施している。

平成１８年度から市町村特別給付事業として実施してきたが、平成２４年度からは、任意事業として実施している。

区　分 ＼ 年　度	23	24	25
利　用　実　人　員	617	511	268
事業費（千円）	12,483	7,244	5,358

エ．緊急通報システム事業

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

区分 ＼ 年　度	23	24	25
設置台数	466	441	393
事業費(千円)	11,201	10,058	9,075

※設置台数は、年度末の稼働台数

オ．あんしん見守り事業

緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らしの高齢者に対してテレビ電話を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的として、平成２４年度より実施している。

区分 ＼ 年　度	24	25
設置台数	40	55
事業費(千円)	923	1,414

※設置台数は、年度末の稼働台数

（6） 介護費用適正化事業

根拠法令等	①介護保険法第２３条	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10
	②ケアマネジメントサポート事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100　県 20/100 市 20/100 保険料20/100
	③介護保険法２３条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100　県 20/100 市 20/100 保険料20/100

＜目的･事業概要＞

①地域密着型サービス事業所への実地指導及び福岡県（県南保健福祉環境事務所）が行う実地指導に同行し、事業所の運営状況等を把握しながら、不適正な介護サービスの提供となっていないかなどの確認を行い、必要に応じて改善・自主点検・返還を指導し、給付適正化を図る。

②主任介護支援専門員、地域包括支援センター、市（保険者）で構成するサポートチームが居宅介護支援事業所を訪問し、介護支援専門員が抱える困難事例に対して、助言・指導、さらには地域における社会資源の活用など専門的な視点で提案を行い、よりよいケアの提供とともに介護給付の適正化を推進する。

③介護保険のサービスを利用者に、ご利用になられたサービスの種類や、サービスの提供にかかった費用の合計額、利用者負担額をお知らせするためにハガキを送付し、利用者の皆様にサービス内容をご確認いただき、介護サービスの提供の適正化を図る。

（7）制度の適正運営等の取組み（あんしん介護創造事業）

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100　県 20/100 市 20/100 保険料20/100

利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

＜目的･事業概要＞

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換などに取り組んでいる。

（8）大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料（第１号被保険者）

＜目的･事業内容＞

大牟田市では、平成１２年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険においては、保険料を３年ごとに見直すことにより、事業運営期間（３年間）の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い、また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

第４期計画期間の給付費は、当初の見込みを大幅に上回り、平成２３年度においては基金を取り崩すだけでは財源に不足が生じると見込まれたことから、福岡県財政安定化基金より２億円を借り入れた。この借入

金については、第５期計画期間中に返済することとなっている。
平成２５年度の基金異動額としては、第１号被保険者保険料財源不足分が生じなかったことから、取り崩しは行っていない。

＜実　績＞

平成２５年度の基金異動額　（単位：円）

年度当初額	積立額	処分額	年度末基金高
124,099,749	41,147	0	124,140,896

※各年度における額は出納期間を含む。

(9)制度の周知

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』の作成、『広報おおむた』及び市公式ホームページへの掲載等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。

＜出前講座実績＞

講　座　名 ＼ 年　度	23	24	25
防ごう！高齢者虐待～こんなとき、どうする？～	1	0	1
地域密着型サービスで安心の生活を	0	0	0
頼りになります！地域包括支援センター	0	1	1
本市の介護保険～高齢者のくらしを応援します！～	5	2	2
もっと活用！～わかりやすい成年後見制度～	1	1	4
認知症になっても大丈夫！～明日のあなたのために～	7	2	7
小規模な高齢者福祉施設の見学	0	0	0
元気で長生きするために～生涯学習と介護予防～	2	2	2
体と脳の元気度チェック～いつまでも健康で暮らすために～	―	9	1

(10)相談･苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

(11)情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健･医療･福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、介護予防プラン（要支援１･2）作成のための情報開示は、地域包括支援センターで対応している。

＜実　績＞

年　度	対　象	内　訳		
		認定調査結果表	主治医意見書	審査判定の経過等
23	個　人	23	19	14
	事業者	3,529	3,434	159

24	個　人	39	12	20
	事業者	3,578	2,934	0
25	個　人	27	17	19
	事業者	3,520	3,401	0

※事業所への審査判定の経過及び結果の開示は、H23年6月から廃止

第４節　児童福祉・母子保健

1　次世代育成支援行動計画推進

(1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプランⅡ」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

＜計画の期間＞

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間（平成 21 年度見直し）

＜実　績＞

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基き、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

2　子育て支援事業

(1) 子ども医療費助成

根拠法令等	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

子どもの医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

- 市内に住所を有する者
- 中学生までの子ども
- 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- 生活保護法による保護を受けていないこと

＜実　績＞

区分 ＼ 年度			21	22	23	24	25
乳幼児	国保	対象者	1,109	1,074	1,047	1,119	1,068
		件数	17,121	17,401	18,148	17,794	17,412
		金額(千円)	36,306	41,399	45,022	41,570	40,763
	社保	対象者	4,930	4,891	4,913	4,896	4,857
		件数	70,402	73,509	78,317	77,704	79,148
		金額(千円)	149,816	164,271	173,434	173,796	182,502

計	対象者	6,039	5,965	5,960	6,015	5,925
	件数	87,523	90,910	96,465	95,498	96,560
	金額(千円)	186,122	205,670	218,456	215,366	223,265
子ども	件数	-	-	-	-	33
	金額(千円)	-	-	-	-	1,896
合計	件数	-	-	-	-	96,593
	金額(千円)	-	-	-	-	225,161

※平成２５年４月から対象を小学生の入院費まで拡大（通院は対象外）
※平成２６年４月から対象を中学生の入院費まで拡大（通院は対象外）

(2) 子ども手当給付

根拠法令等	子ども手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合 H22.4月～ H23.9月分 ※H23.4 月からつなぎ法	・0歳～3歳未満（被用者） 国11/13,県1/13,市1/13 ・0歳～3歳未満（非被用者） 国19/39,県10/39,市10/39 ・3歳～小学校修了前（第1子,第2子） 国29/39,県5/39,市5/39 ・3歳～小学校修了前（第3子） 国19/39,県10/39,市10/39 ・中学生 国10/10
		負担割合 （特措法） H23.10月～ H24.3月分	・0歳～3歳未満（被用者） 国13/15,県1/15,市1/15 ・0歳～3歳未満（非被用者） 国5/9,県2/9,市2/9 ・3歳～小学校修了前（第1子,第2子） 国4/6,県1/6,市1/6 ・3歳～小学校修了前（第3子） 国5/9,県2/9,市2/9 ・中学生 国10/10 ・特定施設入所等子ども 国10/10

＜目的･事業内容＞

次代を担う子供が健やかに育つことを、社会全体で応援することを目的とする。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

- 市内に住所を有する者
- 中学校修了前児童（平成２２年４月から）を養育している父母等

＜支給額＞

平成２２年４月から一律１３，０００円支給（Ｈ２３.９月分まで）
平成２３年１０月～

子どもの年齢	子ども手当月額（１人当たり月額）
３歳未満	一律１５，０００円
３歳以上小学校修了前	１０，０００円 （第３子以降は１５，０００円）
中学生	一律１０，０００円

＜実 績＞

区分		年度	22	23	24 つなぎ法	24 特措法（施設分含む）	24 計
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	18,761	23,232	0	3,980	3,980
		支 給 額(千円)	243,893	317,500	0	59,700	59,700
	非被用者	受給人員(延数)	6,193	7,133	0	1,256	1,256
		支 給 額(千円)	80,509	97,375	0	18,840	18,840
3歳以上小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	62,568	74,227	16	13,471	13,487
		支 給 額(千円)	813,384	907,355	208	144,335	144,543
	非被用者	受給人員(延数)	22,789	26,368	60	4,532	4,592
		支 給 額(千円)	296,257	324,000	780	48,830	49,610
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	21,929	26,167	0	4,602	4,602
		支 給 額(千円)	285,077	313,642	0	46,020	46,020
	非被用者	受給人員(延数)	8,832	10,222	12	1,747	1,759
		支 給 額(千円)	114,816	123,541	156	17,470	17,626
計		受給人員(延数)	141,072	167,349	88	29,588	29,676
		支 給 額(千円)	1,833,936	2,083,413	1,144	335,195	336,339

※平成２４年度については、児童手当への移行により、２４年２・３月分の２ヶ月分の支給となっている。（６月支給）

(3) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	・0 歳～3 歳未満（被用者） 国 37/45,県 4/45,市 4/45 ・0 歳～3 歳未満（非被用者） 国 4/6,県 1/6,市 1/6 ・3 歳～小学校修了前 国 4/6,県 1/6,市 1/6 ・中学生 国 4/6,県 1/6,市 1/6 ・所得制限超過者 国 4/6,県 1/6,市 1/6

＜目的･事業内容＞

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

- 市内に住所を有する者
- 中学校修了前児童を養育している父母等

＜支給額＞

児童の年齢	児童手当月額（１人当たり月額）
３歳未満	一律１５，０００円
３歳以上小学校修了前	１０，０００円 （第３子以降は１５，０００円）
中学生	一律１０，０００円

<実 績>

区分		年度	24 児童手当	24 特例給付	24 施設入所	24 計
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	18,905	285	0	19,190
		支 給 額(千円)	283,575	1,425	0	285,000
	非被用者	受給人員(延数)	5,546	18	146	5,710
		支 給 額(千円)	83,190	90	2,190	85,470
3歳以上小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	59,689	1,554	13	61,256
		支 給 額(千円)	639,980	7,770	130	647,880
	非被用者	受給人員(延数)	19,800	302	299	20,401
		支 給 額(千円)	213,540	1,510	2,990	218,040
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	21,207	918	0	22,125
		支 給 額(千円)	212,070	4,590	0	216,660
	非被用者	受給人員(延数)	7,588	160	234	7,982
		支 給 額(千円)	75,880	800	2,340	79,020
計		受給人員(延数)	132,735	3,237	692	136,664
		支 給 額(千円)	1,508,235	16,185	7,650	1,532,070

区分		年度	25 児童手当	25 特例給付	25 施設入所	25 計
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	22,457	372	0	22,829
		支 給 額(千円)	336,855	1,860	0	338,715
	非被用者	受給人員(延数)	6,535	55	185	6,775
		支 給 額(千円)	98,025	275	2,775	101,075
3歳以上小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,001	2,236	24	74,261
		支 給 額(千円)	771,885	11,180	240	783,305
	非被用者	受給人員(延数)	23,049	394	316	23,759
		支 給 額(千円)	249,055	1,970	3,160	254,185
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	24,782	1,257	0	26,039
		支 給 額(千円)	247,820	6,285	0	254,105
	非被用者	受給人員(延数)	8,605	266	234	9,105
		支 給 額(千円)	86,050	1,330	2,340	89,720
計		受給人員(延数)	157,429	4,580	759	162,768
		支 給 額(千円)	1,789,690	22,900	8,515	1,821,105

※平成２４年度については、子ども手当からの移行により、２４年４月分から２５年１月分までの１０ヶ月分の支給となっている。

(4) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

＜目的･事業内容＞

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

- 父または母と生計を同じくしていない、１８歳未満の児童、又は２０歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること
- 公的年金を受けていないこと

＜支給額＞

区　　分	全額支給	一部支給
１人目	41,020 円	41,010 円～9,680 円
２人目	5,000 円加算	
３人目以降	3,000 円加算	

※平成２６年４月現在支給額

＜実　績＞

年度		21	22	23	24	25	原因別			
新法	件　数	1,624	1,691	1,682	1,661	1,644	離婚	遺棄	死亡	その他
	支 給 額（千円）	752,676	759,353	787,356	769,468	757,514	1,447	2	12	183

※平成２２年８月から父子家庭も対象となった。

(5) 母子生活支援施設事業

根拠法令等	児童福祉法第23条･第38条	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	国 1/2 県1/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
措 置	世 帯 数	(9) 106	(7) 84	(7) 83	(6) 71	(5) 54
	人　　員	(20) 236	(16) 192	(18) 217	(18) 217	(14) 168
措 置 費 (千円)		20,900	22,429	25,529	18,191	15,892

※(　)は月平均

※市が措置したもの

※平成 26 年 3 月末大牟田市母子生活支援施設廃止。

(6) 助産施設

根拠法令等	児童福祉法第22条・第36条	所 管 課	児童家庭課

＜目的・事業内容＞

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

＜施設の概要＞　　平成２２年４月１日設置

名　　称	大牟田市立病院助産施設
所 在 地	大牟田市宝坂町２丁目19-１
定　　員	１　名

※市が設置していた助産施設については、平成２２年４月１日付で廃止

(7) 児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所 管 課	児童家庭課

＜目的・事業内容＞

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

＜実　績＞

①内容別相談受付人数

相談内容＼年度		21	22	23	24	25
養護相談	児童虐待	78	98	103	84	64
	その他	42	62	80	49	142
保健相談		0	0	3	2	0
障害相談		3	6	8	6	4
非行相談		7	4	2	4	8
育成相談	不登校	15	29	42	23	25
	その他	16	20	15	4	10
その他の相談		7	32	27	60	98
合　計		168	251	280	232	351

②年齢別相談受付人数

年齢区分＼年度	21	22	23	24	25
未就学児（０～３歳）	37	81	87	76	98
（４～６歳）	38	48	46	42	58
小学校低学年（１～３年生）	34	40	44	37	50
高学年（４～６年生）	17	33	34	37	39
中学生　(12～15歳)	29	40	53	30	61
～18歳	13	9	16	10	45
合　計	168	251	280	232	351

③対応延べ件数

区分＼年度	25
電話対応	1,617
来庁	166
訪問	126
その他	355
合計	2,264

※②の合計受付人数を１年間に対応した延べ件数

(8) 子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不適当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

＜構成機関＞

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校長会
大牟田市中・特別支援学校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
福岡法務局柳川支局
柳川人権擁護委員協議会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

大牟田市子ども支援ネットワーク会議の開催回数

会議名＼年度	21	22	23	24	25
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	12	12	12	12	12
個別ケース検討会議	31	45	34	18	29

※実務者会議は、平成 22 年度までは、要保護児童定期検討会として２構成機関（児童相談所・市）で実施。

※平成 23 年度に実務者会議の位置づけを行う。

※平成 25 年度に実務者会議を３構成機関（児童相談所・教育委員会・市）とする。

3　母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条･第14条･第32条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

＜母子及び寡婦福祉資金の貸付状況（決定分）＞

資金名		貸付限度額（千円）	利息	21年度貸付状況		22年度貸付状況		23年度貸付状況		24年度貸付状況		25年度貸付状況	
				件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
事業開始資金		2,830	無利子(1.5%)										
事業継続資金		1,420	無利子(1.5%)										
修学資金	高校	公立 18 私立 30	無利子			1	648	1	720	1	828		
	高等専門学校	公立 21 私立 32	無利子										
	大学	公立 45 私立 54	無利子										
	その他	公立 45 私立 53	無利子	1	720	2	2,976	2	2,280				
修業資金		68 (460)	無利子	1	1,560								
就学支度資金		高校等 150 大学等 370	無利子	5	1,405	1	580	6	1,150	1	160	2	730
住宅資金		1,500 (特別 2,000)	無利子(1.5%)										
就職支度資金		100 (220)	無利子(1.5%)										
技能習得資金		68 (460)	無利子(1.5%)							1	1,080	1	1,080
生活資金		141 103	無利子(1.5%)							1	1,080	1	1,080
結婚資金		300	無利子(1.5%)										
転宅資金		260	無利子(1.5%)	1	230								
合　計				8	3,915	4	4,204	9	4,150	4	3,148	4	2,890

※貸付限度額は、平成２２年４月１日現在
※修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合
※技能習得資金の（　）金額は、自動車運転免許の場合
※就職支度資金の（　）金額は、自動車購入の場合
※修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.5%の有利子。

(2) 福岡県母子福祉協力員

＜目的･事業内容＞

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

(3) ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者

- 市内に住所を有する者
- 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- 生活保護法による保護を受けていないこと
- 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
国保	対象者	2,056	1,515	1,451	1,542	1,405
	件数	27,435	20,233	14,149	14,410	12,761
	金額(千円)	93,742	64,753	51,344	50,244	44,042
後期	対象者	1	1	0	0	0
	件数	1	6	-1	0	0
	金額(千円)	1	9	-4	0	0
社保	対象者	2,070	2,094	2,124	2,007	2,028
	件数	18,737	19,217	18,813	18,749	18,427
	金額(千円)	57,394	59,638	54,699	55,534	52,047
計	対象者	4,127	3,610	3,575	3,549	3,433
	件数	46,173	39,456	32,961	33,159	31,188
	金額(千円)	151,137	124,400	106,039	105,778	96,089

※平成２０年１０月から対象者を父子家庭まで拡大

※平成２０年９月末で、一人暮らしの寡婦対象外（平成２２年９月末まで経過措置）

(4) 高等職業訓練促進給付金等事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第 30 条 大牟田市高等職業訓練促進給付金等要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成１７年度から実施したもの。

平成２１年３月から支給対象期間の延長が図られた。（最長１２か月⇒最長１８か月）

平成２１年６月から支給対象枠の拡張が図られた。（修業期間の後半１/２⇒修業期間の全期間。ただし、平成２４年度に入学した者は支給上限が３年となる。）

＜対象資格＞

- 看護師（准看護師を含む）
- 介護福祉士
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
准看護師	19	14	17	17	15
看護師	3	4	2	2	0
介護福祉士	0	0	0	1	1
保育士	0	0	0	0	0
理学療法士	1	0	0	0	0
作業療法士	0	0	1	1	1
給付者合計	23	18	20	21	17
事業費　（千円）	27,121	25,030	28,173	27,809	18,646
給付者のうち卒業者数　（人）	12	9	8	13	8
給付者のうち資格取得者　（人）	11	9	8	13	8
給付者のうち就職者　（人）	10	9	7	12	7

(5) 自立支援教育訓練給付金事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第 29 条 大牟田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4　市 1/4

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母が就職につながる能力開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業であり、平成２４年度から実施。

＜対象講座＞

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座で、就労に結びつく可能性の高い講座

＜実　績＞

区分＼年度	24	25
対象講座の指定　（件）	1	0
給付金の支給　（件）	0	0
事業費　（千円）	0	0

4　保育事業

(1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2　県1/4 市1/4

＜目的・事業内容＞

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

＜実　績＞

	年度	21	22	23	24	25
区 分	保育所数	22	22	22	23	23
	定員	2,230	2,210	2,220	2,270	2,270
	公立	170	170	170	80	80
	私立	2,060	2,040	2,050	2,190	2,190
公 立	人　　員	(149) 1,784	(171) 2,054	(169) 2,029	(87) 1,042	(90) 1,078
私 立	人　　員	(2,093) 25,112	(2,033) 24,392	(2,080) 24,962	(2,248) 26,979	(2,292) 27,501
	委託費（千円)	1,744,422	1,728,567	1,796,705	1,933,316	2,005,128
管 外	人　員	(47) 569	(45) 542	(42) 504	(34) 411	(20) 240
	委託費（千円)	35,307	37,743	35,441	31,002	18,778
合 計	人　　員	(2,289) 27,465	(2,249) 26,988	(2,291) 27,495	(2,369) 28,432	(2,402) 28,819
	委託費（千円)	1,779,729	1,766,310	1,832,146	1,964,318	2,023,906

※（　）は月平均
※平成 24 年 4 月から歴木保育所が民間移譲、また認定こども園わかば保育園が設置された。

(2) 養護児（障害児）保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱 大牟田市養護児保育事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	(保育所分)市 10/10 (学童分) 国 1/3　県 1/3　市 1/3

＜目的・事業内容＞

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児保育実施要綱に基づき、保育士や指導員を配置する民間保育所や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児（障害児）の福祉の推進を図る。

＜保育所実績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
保育所養護児(障害児)保育	実施施設数	11	6	6	9	11
	児童数	22	16	15	19	25
	事業費（千円)	10,219	5,962	5,665	21,057	33,307

※保育所養護児（障害児）保育事業は、平成１５年４月から一般財源化。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については私立保育所分のみ計上。（養護児保育審査会報酬も含む。）

＜学童実績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
学童養護児(障害児)保育	実施施設数	7	5	5	7	9
	児童数	12	11	11	10	12
	事業費（千円)	7,782	6,035	5,955	8,291	9,349

(3) 一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国1/2 市1/2

※平成25年度より補助金化のため、国 1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的･肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
実施施設数	5	4	4	5	5
児童数	(27) 1,637	(21) 990	(22) 1,037	(24) 1,422	(22) 1,342
事業費（千円)	2,970	4,200	4,200	5,780	4,720

※(　)は、１か所当たり月平均。

(4) 延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

※平成２２年度より補助金化のため国1/3 県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
実施施設数	6	5	6	5	5
児童数(月平均)	176	153	181	146	149
事業費（千円)	8,400	7,000	8,010	6,675	6,675

※児童数(月平均) は、実利用児童数の平均。

※補助対象施設のみ計上。

(5) 休日保育事業

根拠法令等	大牟田市休日保育事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口 実施場所	天領保育所	負担割合	国１／３　県１／３ 市1/3

＜目的･事業内容＞

日曜日や国民の祝日等において、保護者の就労より家庭で保育できない児童を対象として保育所での預かりを行うことにより、子育てと仕事の両立を支援する。

＜対象者＞

次のすべてに該当する者

・大牟田市内在住で市内の認可保育所に通所している児童

・休日に就労のため保育できない世帯の児童

・健康で集団保育が可能な児童

＜実　績＞

区分＼年度	24	25
登録数	17	42
利用者数	14	131
事業費（千円）	272	1,224

※平成２４年６月より預かり開始

(6) つどいの広場･子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱 大牟田市子育て支援センター事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場(えるる1階)	負担割合	国1/2 市1/2

※平成25年度より補助金化のため、国 1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

おおむね３歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設（フレンズピアおおむた）の２階において平成１８年１０月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成１９年４月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。平成２２年４月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。平成２５年１０月からは、大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の１階に移転し事業継続している。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
登録組数（組）	(54) 645	(57) 682	(55) 654	(45) 537	(57) 681
利用組数（組）	(356) 4,275	(377) 4,524	(294) 3,525	(282) 3,383	(337) 4,047
利用人数（人）	(798) 9,573	(847) 10,164	(682) 8,179	(645) 7,737	(789) 9,472
講座開催回数（回）	13	13	12	12	12
講座参加人数（人）	403	381	314	206	241
子育て相談数（件）	214	226	214	338	322
リズム遊び開催数（回）	36	36	24	12	12
リズム遊び参加数（組）	750	716	389	207	236
子育てサポーター登録数(人)	―	7	17	23	27
子育てサポーター活動件数(回)	―	177	209	323	407
事業費（千円）	3,374	3,468	3,371	3,274	3,373

※(　)は、月平均。

(7) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当・母子保健担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

※平成２５年度より補助金化のため、国１／２、市１／２

＜目的･事業内容＞

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

平成２５年度末をもって母子生活支援施設を廃止したことにより、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合の受入れを中止した。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
ショートステイ事業	利用者数	2	1	2	6	6
	延 日 数	7	4	9	45	56
	事業費　(千円)	25	11	60	407	509
トワイライトステイ事業	利用者数	2	4	6	2	2
	延 日 数	2	11	9	10	22
	事業費　(千円)	4	29	24	13	28

(8) 病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病後児保育事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

＜目的･事業内容＞

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

＜対 象 者＞

生後２ヵ月から小学３年生まで

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
利用児童数（月平均・人）	234(20)	327(27)	294（25）	207（17）	183（15）
事業費（千円）	4,183	4,373	4,300	4,291	4,316

(9) ファミリー･サポート･センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー･サポート･センター事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	おおむたファミリー･サポート･センター	負担割合	国 1/2 市 1/2

※平成２５年度より補助金化のため、国１／２、市１／２

＜目的･事業内容＞

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

＜会　員＞

次のすべてに該当する者

- 市内に居住する者
- 援助会員は２０才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- 援助会員は講習会等を受講した者

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
会員数	846	823	890	940	838
活動数（月平均）件	503(42)	954(80)	995（83）	342(29)	411（34）
事業費（千円）	4,284	4,284	4,284	4,284	4,284

※平成１３年４月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	学童保育所は各学童保育所 学童クラブは児童家庭課	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成１８年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

平成 23 年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前 9 時から」を「午前 8 時から」に改善。

平成 25 年度から、未整備校区の児童を対象に、近隣学童保育所・学童クラブまでの送迎事業を実施し、４未整備校区中の3校区で事業実施。

＜対象児童＞

小学校１年からおおむね３年までの児童、又は小学校４年生から６年生までの障害を有する児童

＜実　績＞

区分 ＼ 年度		21	22	23	24	25
三池学童保育所	月平均	41	41	33	41	42
	延人員	491	487	398	494	506
高取学童保育所	月平均	21	22	21	10	18
	延人員	258	266	256	123	216
中友学童保育所	月平均	29	26	21	16	21
	延人員	345	311	256	194	248
みなと学童保育所	月平均	36	30	33	30	37
	延人員	433	361	389	354	443
白川学童保育所	月平均	38	42	45	42	39
	延人員	462	508	541	500	467
銀水学童保育所	月平均	37	45	38	42	39
	延人員	442	540	456	509	471
吉野学童保育所	月平均	47	54	52	44	49
	延人員	560	654	620	526	587
笹原学童保育所	月平均	31	30	34	34	-
	延人員	373	358	411	411	-
大牟田学童保育所	月平均	44	40	43	45	43
	延人員	528	485	520	534	512
手鎌学童保育所	月平均	44	44	52	51	53
	延人員	523	527	624	615	635
駛馬北学童保育所	月平均	37	38	27	20	24
	延人員	440	454	324	245	286
羽山台学童保育所	月平均	43	45	43	41	40
	延人員	518	542	519	497	484
明治学童保育所	月平均	27	30	31	32	34
	延人員	329	359	374	387	409
大正学童保育所	月平均	44	44	46	41	44
	延人員	532	527	549	491	532
倉永学童クラブ	月平均	19	21	21	21	30
	延人員	225	247	250	250	358
平原学童クラブ	月平均	-	9	13	13	15
	延人員	-	110	155	157	182

天領学童クラブ	月平均	-	-	18	19	32
	延人員	-	-	214	232	380
天の原学童クラブ	月平均	-	-	-	-	40
	延人員	-	-	-	-	484
計	月平均	538	561	571	542	600
	延人員	6,459	6,736	6,856	6,519	7,200
定　　員		600	640	680	680	680
事　　業　　費　　(千円)		58,890	62,480	71,889	74,822	79,963

※平成 10 年 7 月 1 日　白川学童保育所開所
平成 12 年 4 月 1 日　銀水、吉野学童保育所開所
平成 14 年 4 月 1 日　笹原学童保育所開所
平成 15 年 7 月 10 日　大牟田学童保育所開所
平成 16 年 4 月 1 日　手鎌学童保育所開所
平成 17 年 4 月 1 日　駛馬北学童保育所開所
平成 18 年 4 月 1 日　羽山台学童保育所開所
平成 19 年 4 月 1 日　明治学童保育所開所
平成 20 年 4 月 1 日　大正学童保育所開所
平成 21 年 4 月 1 日　倉永学童クラブ開所
平成 22 年 4 月 1 日　平原学童クラブ開所
平成 23 年 4 月 1 日　天領学童クラブ開所
平成 25 年 3 月 31 日　笹原学童保育所閉所
平成 25 年 4 月 1 日　天の原学童クラブ開所

(11) 保育所施設整備事業費補助

根拠法令等	平成 24 年度福岡県保育所整備事業費補助金交付要綱 平成24年度大牟田市保育所整備事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	県 5.5/10 市 1/4

＜目的･事業内容＞

子育てを支援する基盤整備を行うため、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人が行う保育所施設整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。

＜対 象 者＞

市内の認可保育所を運営する社会福祉法人

＜実　績＞

区分＼年度	24	25
施設整備数	1	2
事業費（千円）	143,304	299,073

※施設整備数及び事業費は、工事着工年度の翌年度に施設完成となるため施設完成年度に計上

5　母子医療事業

(1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法　第 20 条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2　県 1/4　市 1/4

＜目的･事業内容＞

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする１歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

本市は保健所政令市のため従前から実施しているが、平成２５年度から権限委譲により市町村業務となった。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
新規申請者数		30	19	26	16	21
出生時体重	1,000ｇ以下	4	2	7	1	1
	1,001～1,500ｇ	9	3	7	4	5
	1,501～1,800ｇ	8	2	5	3	6
	1,801～2,000ｇ	6	9	3	6	7
	2,000ｇ以上	3	3	4	2	2

(2) 妊娠高血圧症候群等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等援護費支給要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊娠高血圧症候群や糖尿病等の妊産婦の療養に要する費用の一部を支給することで、経済的負担を軽減し、早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

７日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が１万５千円以下の世帯に属するものが対象となる。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
申請者数	0	0	0	0	0

(3) 育成医療

根拠法令等	障害者総合支援法　第 54 条、第 58 条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2　県 1/4　市 1/4

＜目的･事業内容＞

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる１８歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

平成２４年度までは、県への進達業務のみであったが、平成２５年度から権限委譲により市町村業務となった。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
申　請　件　数		31	31	32	31	46
給付内訳	肢体不自由	4	4	6	2	5
	視覚障害	0	0	0	0	1
	聴覚・平衡機能障害	0	1	2	1	1

	音声・言語・そしゃく機能障害	14	14	14	18	28
	心臓機能障害	10	6	6	6	9
	腎臓機能障害	0	0	0	0	0
	その他	3	6	4	4	2

(4) 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠法令等	児童福祉法　第21条の5 福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的･事業内容＞

小児期における特定な疾患については、その治療が長期間にわたり、かつ医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減に資する。

対象者は１８歳未満の児、ただし、１８歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、２０歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実　績＞

年度		21		22		23		24		25	
区分		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申　請　件　数		17	70	26	65	21	71	5	60	15	58
給付内訳	悪性新生物	4	17	7	14	6	17	2	14	0	17
	慢性腎疾患	0	3	3	3	1	4	0	2	2	2
	慢性呼吸器疾患	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
	慢性心疾患	2	2	1	2	1	3	0	3	2	3
	内分泌疾患	3	21	3	18	5	16	2	17	7	14
	膠原病	1	4	3	3	1	4	0	2	0	3
	糖尿病	1	6	2	5	2	7	1	7	0	6
	先天性代謝異常	0	6	2	6	2	3	0	4	1	4
	血友病等血液免疫疾患	4	8	1	12	3	11	0	7	1	6
	神経・筋疾患	1	2	3	0	0	3	0	2	1	1
	慢性消化器疾患	1	1	0	2	0	2	0	2	0	2

(5) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

根拠法令等	大牟田市小児慢性特定疾患児日常生活用具 給付事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	県 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。平成２５年度から実施。

＜実　績＞

年度 区分	25
申請者数	0

(6) 不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的･事業内容＞

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし不妊の悩みの軽減を図る。平成１６年４月から開始された。助成期間や回数等の見直し・拡充が行われ、現行制度では１年度目は年３回まで、２年度目以降は年２回を限度とし、助成期間は通算５年度で通算１０回まで申請可。治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。

平成２６年度以降、対象範囲や助成回数を見直し。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
申請者数	60	45	45	80	64

6　母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法　第 13 条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	平成 24 年度まで 14 回のうち5回分が市 10/10、9回分が国1/2 市 1/2 平成 25 年度から　市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成２１年度から１４回分の妊婦健康診査補助券を交付。妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、申請により一定の基準のもと補助金を交付している。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
委託医療機関	延受診回数	10,977	11,404	9,936	10,809	10,956
	委託料（千円）	76,645	78,334	69,110	80,411	72,793
委託医療機関以外（里帰り先等）	延受診回数	97	144	118	100	138
	補助金（千円）	507	752	630	527	807

(2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法　第 12 条、第 13 条 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	所 管 課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

乳幼児健康診査（４か月児、１０か月児、１歳６か月児、３歳児）を医療機関に委託して実施し、乳幼児の健康増進を図る。

＜実　績＞

区分		年度	21	22	23	24	25
乳児	４か月児健康診査	対象人員	938	932	843	821	870
		受診実人員	928	899	804	773	825
	10 か月児健康診査	対象人員	883	889	944	831	871
		受診実人員	828	828	866	741	797
	精密検査数		14	15	17	4	18
	委託料(千円)		6,443	6,603	6,528	6,000	6,463
幼児	1歳6か月児健康診査	対象人員	867	940	919	919	814
		受診実人員	827	861	819	816	733
		精密検査数	10	2	11	6	8
		委託料（千円）	4,040	4,599	4,289	4,448	3,975
	３歳児健康診査	対象人員	961	914	888	953	953
		受診実人員	873	803	751	807	828
		精密検査数	16	14	6	3	19
		委託料（千円）	3,761	3,712	3,458	3,799	3,875

(3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法　第 10 条、第 13 条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発育遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月１回、予約制。

・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月５回、予約制。

＜実　績＞　　延受診者数

区分	年度 21	22	23	24	25
発達クリニック	135	113	120	125	136
ことばとこころの相談	138	124	123	142	148

7　母子保健指導事業

(1) 母子保健指導 (健康相談)

根拠法令等	母子保健法　第 10 条、第 15 条、第 16 条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所　ほか	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。
平成２４年度からは、３歳児歯科健診時に育児相談を実施している。

<実　績>

区分＼年度		21	22	23	24	25
妊　婦	妊娠届出数	993	916	837	877	798
	実人数	1,035	987	915	933	857
	延人数	1,192	1,050	971	996	921
産　婦	実人数	132	280	232	250	246
	延人数	444	519	432	444	469
乳　児	実人数	990	989	896	921	880
	健診の事後指導（再掲）	215	150	143	50	17
	延人数	1,662	1,669	1,447	1,470	1,324
幼　児	実人数	469	479	430	470	1,149
	健診の事後指導（再掲）	100	61	132	96	68
	延人数	815	811	885	1,603	1,474
その他	実人数	104	83	91	122	136
	延人数	270	248	260	275	283
電話相談	延人数	889	745	819	627	977

(2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法　第9条、第 10 条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所　ほか	負担割合	市 10/10

<目的･事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行なえる環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション、沐浴実習などを行う。
・ママのほっとスペース：生後５か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成１５年度から実施。
・赤ちゃん広場：生後５か月以上１歳未満の児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
・出前講座等：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

<実　績>

区分＼年度		21	22	23	24	25
パパママ専科	回　数	3	3	3	3	3
	参加人数	98	106	86	120	89
ママのほっとスペース	回　数	12	12	12	12	12
	参加人数	287	332	144	306	239
赤ちゃん広場	回　数	12	12	12	12	12
	参加人数	499	565	526	428	419

出前講座等	回　数	6	4	4	6	4
	参加人数	89	113	137	104	60

(3) 妊娠期からのケアサポート事業

根拠法令等	児童福祉法　第6条の3 大牟田市「妊娠期からのケアサポート事業」実施要領	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

市と県内医療機関等との連携体制の整備を行い、妊娠期から要支援者を把握し、早期に養育支援訪問等を行って育児不安の軽減等を図る。平成２３年度から実施。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度		23	24	25
医療機関からの依頼件数	妊婦	0	1	2
	産婦・新生児	11	25	43
医療機関への依頼件数	妊婦	1	2	2
	産婦・新生児	1	1	2

(4) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法　第 11 条、第 17 条、第 19 条 児童福祉法　第 6 条の 3	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10 一部　国 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行う。

妊産婦及び乳児（概ね生後３か月まで）への訪問は、福岡県助産師会に委託して実施している。

乳幼児健診の未受診者へは、嘱託職員が訪問している。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度		21	22	23	24	25
妊　婦	実人員	13	4	8	6	10
	延人員	26	11	11	10	15
産　婦	実人員	591	570	531	536	591
	延人員	695	635	623	643	698
新生児（未熟児を除く）	実人員	551	543	488	510	544
	延人員	586	564	523	571	599
未熟児	実人員	29	23	23	15	12
	延人員	36	26	30	16	15
乳　児（新生児・未熟児を除く）	実人員	63	35	63	41	70
	延人員	134	74	119	112	121
幼　児	実人員	358	264	266	276	217
	延人員	558	507	455	535	354
その他	実人員	28	13	35	40	27
	延人員	82	38	64	110	68

※上記のほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員により「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

8　母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法　第 10 条、第 12 条、第 13 条 歯科口腔保健の推進に関する法律　第7条、第 8 条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

歯の健康づくりとして、１歳６か月児、３歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
１歳６か月児	対象人数	872	941	924	927	815
	実人数	741	796	776	779	671
	延人数	809	856	848	856	728
３歳児	対象人数	980	920	891	953	924
	実人数	749	737	699	771	748

(2) 歯科保健指導･相談事業等

根拠法令等	母子保健法　第13条　　健康増進法　第4条、第7条 地域保健法　第6条 歯科口腔保健の推進に関する法律　第7条、第 8 条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

＜事業内容＞

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育及び歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
妊婦歯科健康相談	827	830	724	847	704
乳幼児の歯育て教室		101	86	147	257
個別相談	127	111	100	319	318
歯科健康教育	20	11	18	70	45
フッ化物塗布	1,065	1,104	1,132	1,847	1,667
その他	1,315	1,198	1,290	1,316	1,205

※フッ化物塗布は、１歳６か月児歯科健康診査、３歳児歯科健康診査（平成２４年度から）、みんなの健康展にて行っている。

※その他は「みんなの健康展」における歯みがき指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。

※「乳幼児の歯育て教室」を平成２２年度から保健所にて実施。平成２４年度から場所をつどいの広場に変更して実施。

第５節　障害者（児）保健・福祉

１　障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

＜対象者＞

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

＜実　績＞

①　身体障害者手帳交付の状況　（平成 26 年 3 月 31 日現在）

区分＼等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害		309	292	46	61	74	68	850
聴覚平衡機能障害		62	169	92	114	6	250	693
音声･言語･そしゃく機能障害		19	12	53	38	－	－	122
肢体不自由		771	977	677	930	440	193	3,988
内部障害	心臓	807	11	285	307	－	－	1,410
	じん臓	427	3	4	3	－	－	437
	呼吸器	31	0	46	24	－	－	101
	ぼうこう・直腸	6	1	12	216	－	－	235
	小腸	1	0	2	0	－	－	3
	免疫	4	1	2	0	－	－	7
	肝臓	8	1	1	0	－	－	10
	小計	1,284	17	352	550	－	－	2,203
合　計		2,445	1,467	1,220	1,693	520	511	7,856

※等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

②　身体障害者手帳交付の推移　（各年度末現在）

区分＼年度		23	24	25
視覚障害		880	847	850
聴覚平衡機能障害		674	688	693
音声･言語･そしゃく機能障害		122	120	122
肢体不自由		3,983	3,983	3,988
内部障害	心臓	1,412	1,422	1,410
	じん臓	397	416	437
	呼吸器	97	96	101
	ぼうこう・直腸	211	222	235
	小腸	3	3	3
	免疫	5	6	7
	肝臓	12	10	10
	小　計	2,137	2,175	2,203
合　計		7,796	7,813	7,856

(2) 療育手帳交付

根拠法令等	厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

知的機能の障害が発達期（概ね１８歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、必要な援護を行うもの。

＜実　績＞　（各年度末現在）

区分＼年度	21	22	23	24	25
A（最重度・重度）	552	598	610	621	625
B（中度・軽度）	489	512	549	577	595
計	1,041	1,110	1,159	1,198	1,220

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　認定・相談担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

＜実　績＞

①　精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度＼区分		男　性	女　性	合　計
23	1　級	56	45	101
	2　級	278	260	538
	3　級	86	67	153
	計	420	372	792
24	1　級	61	52	113
	2　級	307	287	594
	3　級	103	61	164
	計	471	400	871
25	1　級	71	56	127
	2　級	318	319	637
	3　級	114	74	188
	計	503	449	952

②　精神障害者在院患者数　（各年度末現在）

年　度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
21	1,151	3	374	774	2,161
22	1,141	2	360	779	2,320
23	1,150	2	353	795	2,154
24	1,142	4	344	794	2,307
25	1,117	3	349	765	2,371

(4) 福祉制度一覧表 (1)

障害等の種別	等級	公共料金などの割引・助成										税金			日常生活の援助		
制度		タクシー料金		鉄道運賃割引	バス運賃割引	国内線航空割引	NHK受信料		電話番号案内料の免除	有料道路の割引	携帯電話基本使用料等の割引	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除（軽）自動車税免除	車いす貸出し	補装具	日常生活用具
		福祉タクシー利用券	一割引				全額免除	半額免除									
視覚	1	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△
	5		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△
	6		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△
聴覚・平衡	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
	5		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
	6		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
音声言語そしゃく	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△
肢体不自由	1	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	5		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	6		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
内部	1	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△
知的障害	A	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○		△
	B		○	○	○	△	△		○		○		○	△	○		
精神	1		△				△	△	○		○	○		△	○		
	2		△				△		○		○		○		○		
	3		△				△		○		○		○		○		
難病															○	△	△

○……　対象　　△……　状況により対象

福祉制度一覧表(2)

障害等の種別 ＼ 制度	等級	サービス		社会参加			手当・年金等							医療の給付・助成				
		障害福祉サービス	地域生活支援事業	郵便不在者投票	自動車運転免許取得助成	自動車改造助成	障害基礎年金	扶養共済	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	腎臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療 更生医療	自立支援医療 精神通院医療	自立支援医療 育成医療	重度障害者医療	後期高齢者医療
視覚	1	△	△				手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田年金事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課へ。	△		△		△	△	△
	2	△	△					△	△	△		△		△		△	△	△
	3	△	△					△				△		△		△	△	△
	4	△	△									△		△		△		
	5	△	△									△		△		△		
	6	△	△									△		△		△		
聴覚・平衡	2	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△
	3	△	△		△			△	△			△		△		△	△	△
	4	△	△		△							△		△		△		
	5	△	△									△		△		△		
	6	△	△									△		△		△		
音声言語そしゃく	3	△	△		△			△	△			△		△		△	△	△
	4	△	△		△							△		△		△		△
肢体不自由	1	△	△	△	△	△		△	△	△		△		△		△	△	△
	2	△	△	△	△	△		△	△	△		△		△		△	△	△
	3	△	△		△	△		△	△			△		△		△	△	△
	4	△	△		△	△						△		△		△		△
	5	△	△			△						△		△		△		
	6	△	△			△						△		△		△		
内部	1	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△
	2	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△
	3	△	△	△	△			△	△			△	△	△		△	△	△
	4	△	△		△							△	△	△		△		
知的障害	A	△	△		△			△	△	△		△					△	△
	B	△	△		△			△				△					△	
精神	1	△	△					△	△	△		△			△		△	△
	2	△	△					△				△			△			△
	3	△	△					△				△			△			
難病		△	△									△						

○……　対象　　△……　状況により対象

２　障害者福祉施策

(1)障害程度区分認定

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	国 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

介護給付等の受給を希望する障害者が障害程度区分の認定を受けるため､障害程度の調査及び審査を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
認定件数（件）	334	190	337	382	227
審査会開催回数（回）	20	13	20	19	12

(2) 介護給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
ホームヘルプ	利用時間（延）	49, 871	58, 098	67, 009	66, 297	70, 818
	事業費（千円）	155, 086	208, 715	247, 298	275, 116	295, 009
短期入所	利用日数（延）	425	599	930	1, 364	1, 004
	事業費（千円）	3, 553	5, 038	8, 337	10, 827	8, 965
重度訪問介護	利用時間（延）	3, 701	3, 000	3, 174	3, 969	4, 558
	事業費（千円）	6, 808	6, 033	7, 136	9, 612	11, 245
行動援護	利用時間（延）	0	9	12	1	72
	事業費（千円）	0	28	40	5	284
同行援護	利用時間（延）			3, 986	10, 526	11, 389
	事業費（千円）			8, 299	25, 632	29, 389
療養介護	利用人数（延）	57	63	68	326	317
	事業費（千円）	13, 774	16, 778	17, 739	82, 590	83, 236
療養介護医療	利用人数（延）	57	63	68	325	318
	事業費（千円）	4, 662	3, 933	3, 606	22, 712	22, 340
生活介護	利用回数（延）	20, 260	28, 228	49, 006	84, 891	88, 527
	事業費（千円）	174, 145	294, 799	453, 195	728, 923	774, 133
施設入所支援	利用人数（延）	661	1, 080	1, 886	2, 915	2, 914
	事業費（千円）	52, 634	105, 069	163, 876	273, 417	280, 400

ケアホーム	利用人数（延）	169	202	288	561	693
	事業費（千円）	15,124	19,519	29,009	69,337	87,437

※平成２３年１０月から障害者自立支援法に基づき同行援護を追加

(3) 訓練等給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4, 市 1/4

＜目的･事業内容＞

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度		21	22	23	24	25
自立訓練	利用回数　（延）	960	1,151	1,196	10,482	10,073
	事業費　（千円）	5,594	6,142	7,632	57,857	57,486
就労移行支援	利用回数　（延）	5,473	6,184	7,799	7,363	8,228
	事業費　（千円）	44,982	52,672	66,387	62,279	71,634
就労継続支援	利用回数　（延）	16,723	21,600	29,516	48,956	49,668
	事業費　（千円）	110,702	145,285	196,038	288,586	339,020
グループホーム	利用回数　（延）	225	220	265	489	490
	事業費　（千円）	12,596	13,898	16,513	31,776	33,580

(4) 障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

＜施設概要＞　（平成 26 年 3 月 31 日現在）

種別	決定数（人）	利用施設数
施設入所支援	246	63 施設
ケアホーム	49	26 施設
グループホーム	38	22 施設
合計	333	112 施設

(5) 地域相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24	25
地域移行支援	利用人数（延）	0	0
	事業費（千円）	0	0
地域定着支援	利用人数（延）	0	13
	事業費（千円）	0	94

※　平成２４年４月から開始

(6) 計画相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害者（児）の自立した生活を支え障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24	25
計画相談支援	利用人数（延）	11	605
	事業費（千円）	168	9,878

※　平成２４年４月から開始

(7) 障害児通所給付

根拠法令等	児童福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、就学中の障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などの支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24	25
児童発達支援	利用日数（延）	3,599	4,353
	事業費（千円）	39,817	49,830
放課後等デイサービス	利用日数（延）	2,699	3,831
	事業費（千円）	23,458	34,461

保育所等訪問支援	利用日数（延）	42	49
	事業費（千円）	377	444

※　平成２４年４月から開始

(8) 障害児相談支援給付

根拠法令等	児童福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害児の自立した生活を支え障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		24	25
障害児相談支援	利用人数（延）	4	70
	事業費（千円）	67	1, 290

※　平成２４年４月から開始

(9) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

＜目的･事業内容＞

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
補聴器	交付件数	37	41	47	47	59
	修理件数	15	13	18	12	14
	金額(千円)	2, 128	2, 865	3, 312	3, 367	3, 696
義肢	交付件数	16	6	13	5	11
	修理件数	14	15	12	14	13
	金額(千円)	6, 236	3, 515	7, 063	3, 834	6, 074
車椅子	交付件数	22	25	25	29	31
	修理件数	42	53	38	51	54
	金額(千円)	4, 302	6, 412	5, 863	7, 516	7, 427
装具	交付件数	34	38	33	41	37
	修理件数	7	14	17	11	7
	金額(千円)	2, 368	4, 885	3, 662	3, 567	2, 932
安全杖	交付件数	17	20	17	15	14
	修理件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	70	79	68	61	62
その他	交付件数	23	22	20	22	18
	修理件数	37	21	26	4	13
	金額(千円)	4, 859	4, 664	4, 336	3, 146	5, 875

計	交付件数	149	152	155	159	170
	修理件数	115	116	111	92	101
	金額(千円)	19,963	22,420	24,304	21,491	26,066

(10) 更生医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
じん臓	件数	3,221	4,142	4,628	4,929	5,518
	金額(千円)	236,614	251,377	284,478	302,461	280,100
心臓	件数	119	155	111	96	72
	金額(千円)	19,575	38,657	18,042	24,641	22,890
その他	件数	27	75	80	72	66
	金額(千円)	3,083	6,958	10,918	11,839	6,539
計	件数	3,367	4,372	4,819	5,097	5,656
	金額(千円)	259,272	296,992	313,438	338,941	309,529

(11) 相談支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
利用件数（延数）	11,278	13,353	12,858	12,155	15,778
事業費（千円）	21,375	20,309	20,309	20,309	20,309
事業所数	4	4	4	4	4

(12) 移動支援事業

①移動支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4,市1/4

＜目的･事業内容＞

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用時間	19,127	21,417	20,077	17,111	21,306
事業費（千円）	42,070	49,184	48,435	43,001	49,434

②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用時間	312	267	246	275	297
事業費（千円）	406	347	320	358	387

(13) コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4，市 1/4

＜目的･事業内容＞

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

＜実　績＞

要約筆記奉仕員派遣事業

区分＼年度	21	22	23	24	25
延派遣回数	24	8	12	10	8
事業費（千円）	105	94	58	63	32

手話奉仕員派遣事業

区分＼年度	21	22	23	24	25
延派遣回数	121	163	238	232	228
事業費（千円）	359	321	449	477	411

手話通訳者配置事業

区分＼年度	21	22	23	24	25
延配置時間	1,085.5	1,094.5	1,099.5	1,105.0	1,094.5
事業費（千円）	1,092	1,099	1,107.5	1,226.2	1,211.7

(14) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分（市10/10）， 機能強化事業分（国1/2，県1/4，市1/4）

＜目的･事業内容＞

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

＜実　績　Ⅰ型＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用回数（延登録者数）	17,757	21,334	25,059	29,134	13,720
事業費（千円）	18,720	18,720	18,720	18,720	18,720
事業所数	2	2	2	2	2

＜実　績　Ⅱ型＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用回数（延登録者数）	0	0	0	0	1,910
事業費（千円）	0	0	0	0	7,100
事業所数	0	0	0	0	1

＜実　績　Ⅲ型＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用回数（延登録者数）	4,840	5,115	4,952	5,183	3,271
事業費（千円）	17,700	17,700	17,700	17,700	11,800
事業所数	3	3	3	3	2

(15) 日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実　績>　　（単位:件）

区分＼年度	21	22	23	24	25
特殊寝台	2	6	5	5	6
盲人用時計	6	8	7	6	6
視覚障害者用ポータブルレコーダー	1	11	7	9	10
入浴補助用具	5	8	2	11	8
聴覚障害者用屋内信号装置	3	1	8	1	3
聴覚障害者用通信装置	2	4	4	1	5
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,495	2,393	2,662	2,742	2,667
その他	37	48	51	62	38
合　計	2,551	2,479	2,746	2,837	2,743

(16) 日中一時支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

<目的･事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実　績>

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用回数	5,924	5,418	5,062	5,686	4,707
事業費（千円）	14,394	13,675	12,925	13,646	11,516

(17) 福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

<目的･事業内容>

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実　績>

区分＼年度	21	22	23	24	25
延利用回数	55	48	48	48	48
事業費（千円）	1,638	1,736	1,838	1,838	1,838

(18) 社会参加促進事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

＜実　績＞

年度 事業名	21	22	23	24	25
点訳奉仕員養成事業	160	143	143	143	143
朗読奉仕員養成事業	145	127	127	127	127
要約筆記奉仕員養成事業	699	652	475	652	―
手話奉仕員養成事業	493	554	554	554	554
点字・声の広報等発行事業	508	485	483	629	629
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	399	735	540	340	373
生活訓練事業	510	453	454	454	454
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	360	360	360	360	360
福祉機器リサイクル事業	0	21	0	21	25
入院時生活支援事業	86	89	44	9	38
合　　計　　（千円）	3,360	3,619	3,180	3,289	2,703

(19) 訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4，市 1/4

＜目的･事業内容＞

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

＜実　績＞

年度 区分	21	22	23	24	25
利用件数（延数）	327	265	142	119	105
業費（千円）	2,862	2,378	1,268	1,074	945

(20) 更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4 , 市 1/4

＜目的･事業内容＞

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

＜実　績＞

年度 区分	21	22	23	24	25
利用件数（延人数）	76	77	86	12	18
事業費（千円）	219	251	248	39	44

(21) 巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とし、年１回実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
相談延べ件数	36	33	41	31	33

(22) 配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
１日平均利用件数（人）	6	5	6	6	6
実施日数（日）	242	243	244	245	62
延べ配食数	920	815	990	962	243
事業費（千円）	138	122	149	145	37

(23) 福祉タクシー料金助成事業

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
交 付 人 員	347	352	328	306	289
交 付 延 枚 数	3,993	3,869	3,744	3,495	3,302
利 用 延 枚 数	3,288	2,965	3,022	2,759	2,656
事 業 費 （千円）	2,035	1,836	1,870	1,707	1,643

(24) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	① 大牟田市身体障害者相談員設置要綱 ② 大牟田市知的障害者相談員設置要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的・事業概要＞

市長より委託を受けた障害当事者や知的障害に精通した者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

＜身体障害者相談員名簿＞　（任期　平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）

区分	氏　名	電　話	ＦＡＸ	備　考
市	有 松　由 里 子	５４－７２１２		全般
	大 場　和 正	５８－７３２０		〃
	幸 田　義 勝	５７－８００２		〃
	長 井　直 子	５２－８６５５		〃
	藤 瀬　勉		５６－４６６７	聴覚
	古 庄　和 秀	090-2517-4005		全般
	松 尾　サ ダ 子	５６－１６４２		〃

＜知的障害者相談員名簿＞　（任期 平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）

区分	氏　名	電　話
市	鬼 塚　賢 慈	５１－１１５８
	木 村　香 代 子	５６－４０９２
	増 田　佳 子	５６－３３０８

(25) 外国人福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人障害者福祉手当支給要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

＜実　績＞

年度 / 区分	21	22	23	24	25
支 給 人 員	1	1	1	1	1
支 給 額 （千円）	120	120	120	120	51

(26) 大牟田市障害者等文化体育施設（サン・アビリティーズおおむた）の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的・事業内容＞

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

＜施設の概要＞

所 在 地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135　㎡
建築面積	1,582.04　㎡
構　　造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、 相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開　　設	昭和 59 年 11 月

＜利用状況＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
開 館 日 数（日）		293	293	295	295	293
利用者	障害者（人）	13,675	14,849	14,092	13,322	12,569
	その他（人）	36,891	39,255	38,549	37,344	34,942
	計（人）	50,566	54,104	52,641	50,666	47,511
障害者利用率（%）		27.0	27.4	26.7	26.2	26.5

※利用者数は、ふれあいパラリンピック＆サン・アビまつり等への参加者を含む

(27) 扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

＜実　績＞

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分＼年度	21	22	23	24	25
加入世帯数(延)	240	192	132	120	116
扶助世帯数(延)	65	36	48	48	42
扶助料(千円)	288	187	198	229	191

(28) 重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課　子育て支援担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

次のすべてに該当する者
・市内に住所を有するもの
・小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者（児）
・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人

・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
国保	対象者	873	883	813	822	776
	件数	16,279	18,332	18,319	17,663	17,000
	金額(千円)	149,838	148,727	153,750	147,553	153,310
後期	対象者	2,443	2,395	2,351	2,400	2,374
	件数	51,966	53,701	51,987	51,568	52,030
	金額(千円)	228,303	229,445	217,322	210,981	205,593
社保	対象者	343	370	402	289	293
	件数	6,283	7,188	7,244	6,215	6,421
	金額(千円)	61,140	66,433	71,306	60,862	63,685
計	対象者	3,659	3,648	3,566	3,511	3,443
	件数	74,528	79,221	77,550	75,446	75,451
	金額(千円)	439,281	444,605	442,378	419,396	422,588

(29) 特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国3/4，市1/4

＜目的･事業内容＞

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

＜支給対象者＞

・精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であるもの

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
支給人員	特別障害者手当	1,366	1,352	1,319	1,332	1,400
	障害児福祉手当	644	561	568	642	725
	福祉手当（経過措置分）	311	266	251	240	240
	計	2,321	2,179	2,138	2,214	2,365
支 給 額 （千円）		49,850	47,639	46,507	47,597	50,428

※人員は延人員

(30) 特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国10/10

＜目的･事業内容＞

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある２０歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

＜支給対象者＞

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

＜実　績＞　　（手当支給停止者を除く。平成 26 年 3 月 31 日現在）

年 度	21	22	23	24	25
支給人員	123	133	164	177	165

(31) 大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者自立支援協議会を設置している。

協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保、就労、登下校支援などの課題ごとにプロジェクト会議を設置して、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。

3　精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談･訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　認定･相談担当	負担割合	基本は県

＜目的･事業内容＞

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

＜実　績＞

①　精神保健相談の状況

年　度	精　神　保　健　相　談								
	実人員	延　人　員							
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
21	124	260	14	79	10	4	2	23	128
22	122	283	14	84	9	0	8	45	123
23	102	287	4	189	15	0	4	18	57
24	147	440	19	258	30	0	3	53	77
25	132	411	25	146	28	0	5	73	134

② 精神保健訪問指導の状況

年 度	精神保健訪問指導					
	実人員	延人員				
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
21	53	91	3	35	1	52
22	33	56	1	33	1	21
23	64	139	2	46	11	80
24	40	112	2	46	9	55
25	58	272	18	56	10	188

③心の健康相談

年度 / 区分	21	22	23	24	25
相談延人員	25 (4)	21 (2)	14 (4)	35 (7)	32 (3)

※（ ）内は、酒害相談を内数で示す。

(2) 精神障害の広報啓発事業

①精神保健福祉講座

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定･相談担当	負担割合	基本は県

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を２回シリーズで実施。 【参加延人数】 ４８人

②自殺対策緊急強化事業

根拠法令等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、 地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定･相談担当	負担割合	県 10/10

ア．人材養成事業

「うつ病の方の家族教室」をうつ病で治療中の方の家族を対象に２回シリーズで実施。

【参加延人数】 ４１人

「眠れる方法教えます」をテーマに、一般市民を対象に講演会を実施。

【参加者数】 ８３人

「自殺したくなったら図書館へ行こう」をテーマに、一般市民を対象に講演会を実施。

【参加者数】 ４６人

「誰でもゲートキーパー」をテーマに、一般市民を対象に５地区公民館で講演会を実施。

【参加者数】 １５９人

イ．対面型相談支援事業（「いのちの相談窓口」）

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】 ２５人

第６節　社会・勤労者福祉

１　戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者戦没者遺族等援護法 戦傷病者特別援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

戦傷病者戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

＜実　績＞

平成２５年度は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十七回特別給付金）の交付を行った。

区分＼年度	21	22	23	24	25
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、ＪＲ乗車券交付等）	10	5	2	1	3
特別弔慰金	42	9	13	7	0
特別給付金	17	0	8	8	36
恩給及び援護関係相談	約 600	約 500	約 500	約 500	約 500

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等	―	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年１１月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
戦没者数（柱）	1,699	1,606	1,522	1,392	1,318
戦災死没者数（柱）	194	190	179	171	166
遺族参加者数	392	375	354	361	358

※　平成 24 年度より一般参列も始める。

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者給付金等支給法 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者留守家族等援護法 未帰還者に関する特別措置法	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族に対して法律の定めるところにより、給付金又は特別交付金を支給する。また、未帰還者留守家族等援護法等により、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

2　災害弔慰金

(1) 災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	国１/2　県1/4　市1/4（災害援護資金の貸付は国2/3　県１/3）

＜目的･事業内容＞

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

＜支給対象＞

①　災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、市内において５世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

②　災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、市内において５世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

③　災害援護資金の貸付対象

・県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第１０条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主

・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第１０条第１項に掲げる所得要件に該当する者

※　本市において、平成１９年度から平成２５年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

(2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

＜支給対象＞

①　災害見舞金の支給対象

・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者

・現に居住している建物が被害を受けた者

② 災害弔慰金の支給対象

・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者

・災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者

・支給条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第３条に規定する災害弔慰金又は同条例第９条に規定する災害障害見舞金の支給を受けていないこと

＜実　績＞

区分＼年度		21	22	23	24	25
災害見舞金	支給対象世帯	13	6	10	14	4
	金額（千円）	525	245	410	517	138
災害弔慰金	支給対象者	0	1	4	4	0
	金額（千円）	0	100	400	400	0

3　日本赤十字社事業

平成２２年度より、大牟田市社会福祉協議会に委託を行い、次の事業を推進している。

(1) 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

赤十字社では、災害救護活動をはじめ、医療事業、血液事業、社会福祉事業などの諸事業を展開している。赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深めるとともに、財政的支援基盤の強化のため、毎年５月の「赤十字社員増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
目標額（円）	12,354,000	12,354,000	10,968,000	10,786,000	10,647,000
達成額（円）	9,802,425	9,388,593	9,474,787	8,874,984	8,603,489
達成率（%）	79.3	76	86.4	82.3	80.8

※　地域での募集体制の変化等により、近年は目標を達成できない状況である。

(2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

＜実　績＞

平成２５年度は、５学童保育所（三池･高取･白川･大牟田･中友）と平原学童クラブの指導員を対象に救急法の講習を実施。

(3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配布する。

＜実　績＞

平成２５年度は、被災見舞い３件に救援物資を配布。

(4) 災害救護業務

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜実　績＞

災害義援金名称	義援金額（円）
2013 年中国四川省地震救援金	500
2013 年インド洪水災害救援金	600
平成 25 年夏島根県西部大雨災害義援金	232
山口県平成 25 年度 7 月 28 日大雨災害義援金	200
秋田県大雨災害義援金	231
岩手県平成 25 年豪雨・大雨災害義援金	237
埼玉県竜巻災害義援金	373
埼玉県台風 18 号災害義援金	314
2013 年フイリピン台風救援金	2,912
シリア人道危機救援金	872
東日本大震災義援金（H23.3～H26.3 月末累計）	121,433,430

※　災害義援金等の募集及び実績報告、報道発表等１６回。義援金送金１２回。

(5) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

＜実　績＞

区　分	献血申込者数（人）			400ml 献血者数（人）			不適者数（人）
	男	女	計	男	女	計	
地　域	1,484	1,140	2,624	1,260	770	2,030	594
職　域	1,214	407	1,621	1,074	276	1,350	271
学　域	470	95	565	380	64	444	121
街　頭	546	436	982	497	301	798	184
計	3,714	2,078	5,792	3,211	1,411	4,622	1,170

※　平成２５年度の献血者数は、前年度と比較して２４２人減少している。

4　勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所 管 課	福祉課
相 談 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

① 派遣労働者等緊急雇用相談窓口

急速な景気後退の状況下、雇用情勢の悪化に伴う派遣労働者等の解雇、雇止め等による雇用・生活等の相談に「緊急相談窓口」を設置し、助言や関係機関の案内を行い相談の解決に向け対応した。

＜対象者＞

派遣労働者等

＜実　績＞

年度 / 相談内容・件数	21	22	23
雇用に関すること	31	15	5
労働に関すること	0	0	1
生活・融資に関すること	14	13	0
住宅に関すること	6	1	0
その他	5	2	0
計	56	31	6

年度 / 相談内容・件数	24	25
退職に関すること	0	0
解雇に関すること	0	0
求職に関すること	0	0
労働条件に関すること	0	0
生活・融資に関すること	0	0
休業補償に関すること	0	0
雇用保険に関すること	0	0
職場環境に関すること	0	0
その他	0	0
計	0	0

※　統計方法について：平成２４年度より下記の労働相談の項目に合わせて変更した。

② 労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐなど、問題の解決に向け対応した。

＜対象者＞

中小企業の勤労者等

<実　績>

年度 相談内容・件数	21	22	23	24	25
退職に関すること	0	1	2	2	2
解雇に関すること	3	1	1	3	2
求職に関すること	6	10	19	15	12
労働条件に関すること	2	1	2	2	3
生活・融資に関すること	2	1	10	8	1
休業補償に関すること	0	0	0	2	0
雇用保険に関すること	0	0	2	1	0
職場環境に関すること	0	2	0	0	1
その他	2	0	3	8	7
計	15	16	39	41	28

③ 子育て女性等就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

<実　績>

年　　度	21	22	23	24	25
相談件数	10	26	15	12	9

④ 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2) 雇用対策

根拠法令等	―	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

① 雇用対策基金事業の実施

国の交付金を財源とした都道府県の補助による緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、離職者等の雇用の場の創出を図った。

<実　績>

区　分 ＼ 年　度		21	22	23	24	25
緊急雇用創出事業	事業実施数（事業）	16	18	12	8	6
	新規雇用者数（人）	76	123	52	47	17

※　緊急雇用創出事業は、平成２１年度より実施（平成２０年度からの繰越事業；８事業を含む。）
※　新規雇用者数は、延人数（６ヶ月毎に１人のカウント）で、中途退職者も含む。

② 大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

・大牟田公共職業安定所
・大牟田商工会議所
・大牟田労働基準監督署
・連合福岡南筑後地域協議会
・福岡県筑後労働者支援事務所
・大牟田市
・大牟田高等技術専門校

<事業内容・実績>

・大牟田市ホームページでの企業情報「’１４ポマト」の情報提供

・求人情報の提供（ハローワークインターネット求人情報の課内掲示）
・障害者・高年齢者雇用促進のため優良事業所の表彰
・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
・子育て女性等就業相談会の開催
・若年者就職促進セミナーの開催
・大牟田・みやま地区なんでも労働相談会の開催
・労働に関する諸情報の広報
・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の共催
・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の共催

(3) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学することが困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成１４年度開始)。

①　支給対象者は次の全てに該当する人
・本人若しくは保護者が市内に居住し、２５年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは２５年度に高等学校を中退した人
・要綱に掲げる専修学校等に２６年４月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
・次のいずれかに該当する世帯
　生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の１．５倍以下の世帯
・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人

②　市内の主な対象校
・大牟田医師会看護専門学校　看護高等課程・准看護科
・専修学校紫苑学院　家政一般課程・洋裁科
・専修学校麗学園　家政一般課程・洋裁本科

③　貸付金額及び期間
・入 校 支 度 金…１００，０００円
・修学資金（月額）…専門課程５３，０００円、
　その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）３０，０００円
・貸付の期間は、修学年限

④　返還について
・無利息
・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
・期間は、貸し付け年限の３倍以内の期間（最長１２年）

＜実　績＞

年度 貸付件数・金額	21	22	23	24	25
新　　規（件）	0	1	2	1	1
継　　続（件）	0	0	1	2	0
貸付金額(千円)	0	460	1,280	1,150	418

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

＜施設概要＞

開設年月日	昭和 53 年 6 月 2 日
敷 地 面 積	2,313.85 ㎡
建 築 面 積	1,212.77 ㎡
建築延面積	3,298.80 ㎡
構　　造	鉄筋コンクリート３階建（一部４階）
主 な 施 設	中ホール（200 人） 研 修 室（50 人） 講 習 室（30 人×2 室） 会 議 室（30 人、10 人） 和　　室（10 人×2 室）
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
利用延人数（人）	34,455	43,473	36,893	37,696	28,804
使　用　料（千円）	8,560	10,178	8,404	8,697	7,709
利 用 件 数（件）	872	1,082	966	884	741

第７節　生活保護

１　生活保護

⑴ 生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所 管 課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 3/4　市 1/4

＜目的･事業内容＞

憲法第２５条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

①生活保護の概要

保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、**生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭**の８種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等にあたる。

生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等に分けて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は 2 級地－2 で標準 3 人世帯(33 歳男、29 歳女、4 歳子)の生活扶助基準は 146,490 円となる。（平成 25 年 8 月 1 日改正：対前年度比 97.5%）

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

②生活保護の動向

これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和３９年度をピークとし、以後５１年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和５２年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和５７年度から６０年度にかけて急増した。その後、昭和６１年度以降は減少傾向が続いた。しかし、平成９年３月に本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山し、社会、経済情勢は一層厳しい状況となり、平成９年度中期から平成１５年度までは増加傾向となり、平成１６年度から平成２０年度まで微増傾向へと転じ、平成２１年度からは再び急増した。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和５１年度 28.3%、昭和６１年度 20.6%、平成１３年度 10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

平成 25 年度の世帯の状況

平成 22 年度をピークに開始世帯数・人員ともに前年度を下回っている。一方、廃止世帯数・人員は平成22年度以降ほとんど変わりはない。平成21年度以降大きく開いていた開始世帯数と廃止世帯数、開始人員と廃止人員の差がほとんどなくなった。

保護率は、人口千人に対し約 37.3 人で、県平均の 25.2 人、全国平均 17.0 人（H26.4 生活保護速報）と比較すれば高い率を示している

世帯類型は、高齢者世帯が 49.8%とほぼ半数を占め、傷病障害者世帯 23.9%、その他の世帯 22.2%、母子世帯 4.1%の順で構成されている。保護開始理由のうち収入の減等によるものが 28.5%、傷病によるものが 23.0%でこのふたつが大部分を占めている。また、廃止理由では死亡によるものが 39.5%と最も多い。働きながら保護を受けている稼働世帯は 10.8%となっている。

＜実　績＞

生活保護の年度推移

保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区分＼年度		21	22	23	24	25
相　談		1,474	1,492	1,257	1,085	915
再掲	助言指導等	544	505	349	264	279
	申請書交付	498	551	544	457	338
	申請書受理	432	436	364	364	298
申　請		432	436	364	364	298
却　下		13	9	5	16	9
開　始	世帯数	387	405	349	325	270
	人員	616	622	543	455	390
廃　止	世帯数	226	262	263	264	266
	人員	292	355	364	358	365

保護の世帯数人員の推移（21 年度～23 年度は医療扶助数の変更あり）　※世帯数・人員は年度の月平均

区分＼年度		21	22	23	24	25
生活扶助	世帯数	2,465	2,623	2,704	2,787	2,809
	人員	3,580	3,824	3,904	3,975	3,955
住宅扶助	世帯数	2,211	2,363	2,445	2,517	2,544
	人員	3,111	3,351	3,441	3,518	3,509
教育扶助	世帯数	153	158	163	171	172
	人員	235	240	260	269	267
介護扶助	世帯数	428	441	479	501	509
	人員	438	457	500	520	523
医療扶助	世帯数	2,655	2,787	2,885	2,939	2,960
	人員	3,416	3,613	3,730	3,770	3,755
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	76	88	82	69	68
	人員	93	103	96	89	80
葬祭扶助	世帯数	7	8	8	10	10
	人員	7	8	8	10	10
計	世帯数	2,924	3,083	3,187	3,252	3,283
	人員	4,101	4,350	4,473	4,519	4,509
保護率	(‰)	32.5	34.9	36.2	36.9	37.3

保護費の推移 **（単位　千円）**

区分＼年度	21	22	23	24	25
生 活 扶 助	2,011,325	2,173,868	2,201,508	2,263,975	2,217,021
住 宅 扶 助	619,859	670,202	698,772	726,801	737,296
教 育 扶 助	25,204	27,724	30,025	31,059	30,902
介 護 扶 助	81,251	82,541	91,514	89,344	85,020
医 療 扶 助	4,454,264	4,463,793	4,593,600	4,599,881	4,634,615
出 産 扶 助	1,965	3,662	2,866	3,894	4,231
生 業 扶 助	21,674	19,859	16,873	15,204	15,402
葬 祭 扶 助	19,446	19,158	17,880	22,210	20,108
保護施設事務費	4,508	6,161	6,345	4,079	3,015
計	7,239,496	7,466,968	7,659,383	7,756,447	7,747,610

⑵ 自立支援プログラムに基づく支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所 管 課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し一般求職者以上の求職ができるよう支援する。所内では専門の就労支援相談員を配置し、これまでのケースワーカーによる就労指導では就労に結びつけることができなかった被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なう。

また、就労による経済的自立だけでなく、将来的な生活保護からの自立も視野に入れ、保護受給者の心身の健康を回復維持し、自ら日常生活を管理する日常生活における自立や、地域社会の一員として社会的自立を支援することを目的に、平成２０年度から開始した就労意欲喚起等支援事業についても引き続き取り組みを行なった。さらに、多重債務等で借金を抱える被保護世帯の生活を再建する対策として多重債務者対策事業に取り組みを行なった。

①就労支援事業

・生活保護受給者等就労支援事業

平成１７年９月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

・大牟田市被保護者就労支援事業

平成１８年８月から、専門の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

②就労意欲喚起等支援事業

平成２０年１１月から、市内の介護施設・障がい者施設等での介護・福祉の仕事を体験することによって社会参加及び日常生活の自立、そして就労意欲を高めることを支援する事業。平成２２年１０月からは、農作業による就労体験事業を新たに追加して農業に詳しい方々から指導を受けながら、野菜栽培や収穫等の作業を行うことで就労意欲を喚起し、社会的自立や就労自立へのきっかけを見出して自立への支援としている。

③精神障害等地域移行支援事業

平成２０年１０月から、専門の支援相談員を配置し、精神性の疾患等により医療機関に長期入院している者のうち、症状が安定している者に対し、受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

④教育環境整備事業

平成２０年１２月から、地域交流拠点施設を活用し、専門の指導員やサポーターによる、高校進学のための就学支援と生活指導を実施し、進学率の向上及び人格形成とコミュニケーション能力を支援する。

高校に進学することで就職への条件を整え、生活保護の連鎖を断ち将来的な生活保護からの自立を視野にいれ実施するもの。

⑤多重債務者対策事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者の生活再建支援を目的とし、プログラム参加の意思確認のとれた被保護者と同行し、消費生活専門相談員との面談につなげる。

<実 績>

①就労開始者の推移

生活保護受給者等就労支援事業

区分＼年度	21	22	23	24	25
就労支援対象者（人）	47	29	26	37	42
就労開始者　　（人）	18	17	16	26	31

大牟田市被保護者就労支援事業

区分＼年度	21	22	23	24	25
就労支援対象者（人）	28	8	6	15	12
就労開始者　　（人）	7	2	2	2	3

②③④⑤支援者数　（人）

事業名	プログラム名	区分＼年度	21	22	23	24	25
②就労意欲喚起等支援事業	ⅰ 動物園就労体験	支援者数	20	20	30	13	―
	ⅱ 障がい者施設就労体験	支援者数	6	8	10	3	2
	ⅲ 介護施設就労体験	支援者数	8	3	6	2	0
	ⅳ 農業就労体験	支援者数	-	4	8	5	7
③精神障害等地域移行支援事業	ⅰ 精神障害等地域移行支援	支援者数	21	26	26	26	8
		うち地域移行者	12	6	17	17	2
④教育環境整備支援事業	ⅰ フレンドシップ学び場	支援者数	9	6	4	8	7
		うち高校進学者	7	6	4	7	7
⑤多重債務者対策支援事業	ⅰ多重債務者対策支援	支援者数	15	6	1	8	6
		うち支援終了	6	3	1	4	5

(3) 住宅支援給付事業

根拠法令等	住宅支援給付事業実施要領	所 管 課	保護課
申請窓口	大牟田市社会福祉協議会（委託） （所管：保護課相談支援担当）	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、原則３ヶ月間（一定の条件の下、最長９ヶ月間受給可。）、賃貸住宅の家賃を支給すると共に、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行なうもの。

なお、本事業については、平成２１年度から平成２４年度まで住宅手当緊急特別措置事業として実施していたが、平成２５年度から新たな就労支援策と併せて給付する形態とするなどの改正がされ、現在は住宅支援給付事業として実施している。

＜実　績＞

支給決定者等の推移

区分＼年度	21	22	23	24	25
支給決定者　（人）	8	15	16	8	6
支給額　（円）	773,400	2,364,400	3,298,700	1,271,700	840,000

第８節　健康増進と疾病対策

１　健康づくり啓発事業

⑴ 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して､健康日本 21 に基づいた新しい健康観を普及させ､全世代の健康課題の解決と生活の質（ＱＯＬ）の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

① おおむた健康づくりフォーラムの実施

② その他健康づくりの推進につながる事業等

＜実　績＞

健康増進計画の市民周知及び健康づくりの市民啓発として 3 月 29 日に実施。

内容	テーマ等
基調講演	健康づくりはまちづくり～健康づくりは地域づくり～ 講師：くまもと健康支援研究所　代表　松尾　洋
パネルディスカッション	地域健康力アップ推進事業をとおした地域づくりとは
その他	地域健康力アップ推進事業モデル校区の取り組みの紹介 大牟田市食生活改善推進員協議会による試食コーナー 健康チェックコーナー（血管年齢測定・血圧測定）

⑵ 大牟田地域健康推進協議会補助事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

＜実　績＞

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年　度		21	22	23	24	25
開催期間		９月５日･６日	９月４日･５日	９月３日･４日	９月８日･９日	９月８日･９日
市民大会特別講演	講師名	早渕仁美 〔シンポジスト〕 友田弘道・ 松田宏一　外	徳留信寛 早渕仁美 〔シンポジスト〕 大地信彰　外	宮崎千明	昇地三郎	小久保裕紀
	テーマ	「今日の食育・明日の健康」～食事バランスガイド簡単活用術～	食習慣関連がんの予防とコントロール	ワクチンって何？予防接種で防げる病気	世界一元気な１０６歳児が実践する十大習慣健康法	「一瞬に生きる」

(3) 地域健康力アップ推進事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

健康づくりモデル校区を指定し校区まちづくり協議会や町内公民館連絡協議会等との連携のもと、健康診査の受診勧奨や健康増進企画事業を行い、地域住民の健康づくりに対する意識の向上を図ることを目的とする。

＜実　績＞

健康づくりモデル校区の取組みについて

①健康診査普及啓発事業

特定健診、がん検診などの校区内の全世帯への普及啓発と受診勧奨、地域の見守り活動等を実施する。

校区名	団体区分	年度	取組み
駛馬北	町内公民館連絡協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。11 月に配布。
		25	チラシの封入・配布とも団体で実施。8 月～9 月に配布。
大正	校区まちづくり協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。12 月に配布。校区アンビシャス広場の子どもたちにより受診勧奨。
		25	10 月 15 日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
大牟田	町内公民館連絡協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1 月に配布。
		25	1 月 15 日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧で啓発。
白川	特定非営利活動法人(NPO)	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1 月に配布。
		25	1 月 15 日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
上内	校区まちづくり協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1 月に配布。
		25	チラシの封入・配布とも団体で実施。11 月に配布。
明治	町内公民館連絡協議会	25	11 月 1 日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
みなと	校区運営協議会	25	10 月 1 日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントによる啓発。
天領	校区まちづくり協議会	25	10 月 15 日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントによる啓発。
吉野	校区総合まちづくり協議会	25	チラシを団体で封入し、広報おおむたと同時配布。
銀水	校区まちづくり協議会	25	9 月 1 日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧による啓発。
三池	特定非営利活動法人(NPO)	25	チラシを団体で封入し、12 月 1 日号広報おおむたと同時に配布。イベントによる啓発。
倉永	校区まちづくり協議会	25	8 月 1 日号広報おおむたと同時にチラシ配布。イベントによる啓発。

②集団出前企画事業

校区内で実施する特定健診や集団がん検診の企画と校区内の受診者の取りまとめを行う。

校区名	年度	月日	項目	延べ人数
駛馬北	H24	11 月 23 日	国特・胃・大腸・乳・子宮	127 人
	H25	10 月 12 日	国特・協特・胃・大腸	44 人
大正	H24	2 月 10 日	胃・大腸・乳・子宮	98 人
	H25	12 月　8 日	胃・大腸・乳・子宮	92 人
大牟田	H24	3 月 17 日	胃・大腸・乳・子宮	315 人
	H25	3 月　2 日	国特・協特・胃・大腸・乳・子宮	201 人

白川	H24	3 月 10 日	胃・大腸・乳・子宮	141 人
	H25	3 月 21 日	胃・大腸・乳・子宮	107 人
上内	H24	未実施		
	H25	1 月 21 日	胃・大腸	44 人
明治	H25	1 月 19 日	胃・大腸・乳・子宮	80 人
みなと	H25	12 月　1 日	国特・胃・大腸	44 人
天領	H25	12 月 15 日	胃・大腸・乳・子宮	99 人
吉野	H25	10 月 14 日	胃・大腸・乳･子宮	132 人
銀水	H25	2 月　6 日	胃・大腸・子宮	67 人
三池	H25	1 月 29 日	胃・大腸・乳	87 人
倉永	H25	11 月 24 日	胃・大腸	44 人

※平成２５年度から必須事業となる。

※国特→国保特定健診、協特→全国保険協会特定健診、胃→胃がん検診、大腸→大腸がん検診、乳→乳がん検診
子宮→子宮がん検診

※延べ人数についは、がん検診の延べ人数であり、国保特定健診及び全国保険協会特定健診の受診者数は含まれておりません。

③健康増進企画事業

健康づくりに関係する講演会などの企画と地域住民への案内、参加者の取りまとめを行う。

校区名	年度	月日	内容	参加人数
駛馬北	24	3 月 2 日	地元医師の講話：「がん検診の意義」	約 60 人
	25	3 月 1 日	地元医師の講話：「脂肪肝について」 測定：血管年齢、骨密度、足型測定	73 人
大正	24	1 月 20 日	市保健師の講話 測定：血圧測定、血管年齢検査、骨密度検査	約 70 人 (測定延 146 人)
	25	10 月 20 日	大運動会での測定会：血管年齢・血圧・骨密度・健康相談	120 人
		11 月 24 日	ふれあいウオーキングとぜんざい会	80 人
		1 月 26 日	講話：口腔に関する健康講話	60 人
大牟田	24	2 月 10 日	地元医師の講話：「がんに関する話」 測定：血圧測定、血管年齢検査、骨密度検査	約 60 人
	25	11 月 2 日	市管理栄養士による料理教室：「生活習慣病予防」	23 人
		2 月 3 日	国立病院機構大牟田病院医師の出前講座： 「心不全について」「ロコモティブシンドロームについて」	32 人
白川	24	3 月 10 日	市保健師の講話：「がん検診」認知症予防等」 ニュースポーツ体験のイベント	約 100 人
	25	2 月 23 日	講話：「がんについての話」 測定：血管年齢、血中酸素、骨密度、認知機能、筋量 相談：もの忘れ、介護、栄養、健康、排泄、筋量、消費生活 健康試食会：減塩食	81 人
上内	24	2 月 25・26 日 3 月 8・12・ 18・26・29 日	地域包括支援センターの講話：「認知症予防」 歯科衛生士会の講話：「口腔ケア」 町内公民館８か所で実施。	104 人
	25	10 月 1・15・ 22・24・29 日	地域包括支援センターの講話：「認知症予防、栄養、包括支援センターについてなど」 歯科衛生士会の講話：「口腔ケア」（町内公民館６か所で実施） 国立病院機構大牟田病院医師による講話：「認知症について」「肺炎の話」（町内公民館１ヵ所で実施） 測定：骨密度、血管年齢	93 人
明治	25	1 月 26 日	地元医師による講話：「生活習慣病について」 測定：血管年齢・体組成計測	43 人
みなと	25	11 月 3 日	国立病院機構大牟田病院医師による講話：「認知症について」	20 人
		11 月 25 日	市管理栄養士による料理教室：「冬の健康食」	18 人

天領	25	11 月 17 日	地元病院理学療法士による講話：「膝のちょっといい話」 測定：身長・体重・体脂肪率・血圧・肺年齢・骨密度・栄養相談	39 人
		3 月 8 日	地元医師による講話：「がん予防について」 測定：肺年齢・骨密度・血圧	25 人
吉野	25	11 月 23 日	地域包括支援センター職員による講話：「心と体の健康について」 社会福祉協議会職員による講話「みんなでつくろう福祉のまち」	60 人
		3 月 22 日	ウオーキングイベント	38 人
銀水	25	11 月 17 日	ニュースポーツ大会 測定：血圧・血管年齢・骨密度	90 人
		1 月 17 日	地元医師による講話「健康について」 測定：血管年齢・血圧	42 人
三池	25	12 月 6 日	講話：「地域包括支援センターとは」 餅つき	30 人
		2 月 12 日	測定：血管年齢・血圧・骨密度・健康相談	36 人
倉永	25	9 月 8 日	笑いの公演会とサロン交流会 測定：血圧・血管年齢・認知機能	70 人

2　食育推進事業

(1) 食育･栄養改善指導　(施設指導含む)

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 1/4　市 3/4

＜目的･事業内容＞

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてＱＯＬの向上のためのライフステージに応じた栄養指導（食育教室、健幸料理教室、食事バランスガイドを使った食生活診断等)）及び食生活の支援を行うとともに、２２年３月に策定した「健やか住みよか食育プラン～大牟田市の食育推進計画～」の推進として、「健やか住みよか食育講座」を実施。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

＜実　績＞

栄養教育、栄養改善指導の実績

項目等＼年度			21	22	23	24	25
栄養教育	栄 養 ・健康増進・食育	回　数	25	79	54	53	53
		延人員	913	2,162	1,605	1,468	1,607
栄養改善指　導	個　別　指　導		747	1,263	983	551	636
	集　団　指　導		1,060	1,139	822	2,213	2,135
	給食施設指導		160	165	182	188	163

※各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

(2) 食育フェア事業

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

食育推進計画の市民啓発と食育推進のために「健やか住みよか食育フェア」を「大牟田みんなの健康展」と同時開催し市民に食を通じた健康福祉の向上を図っている。

＜実　績＞

健やか住みよか食育フェアの実績

年度	22	23	24	25
開催日	9月5日	9月4日	9月9日	9月29日
内容 （コーナー）	食事栄養診断 食の安心・安全 郷土料理 地元農産物の販売 そば打ち　等	食事バランスガイド 食の安心・安全 大牟田オリジナルお好み焼き 地元農産物の販売等	食事バランスガイド 郷土料理 お好み焼コンテスト 地元農産物の販売 食育カルタ　等	減塩コーナー 郷土料理 オリジナルお好み焼 お茶の入れ方教室 地元農産物の販売等

(3) 食育ボランティア事業

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県1/2　市1/2

＜目的・事業内容＞

食育の推進を図るためには、市民に食に関する正しい情報を共有し、連携や協働を進めていくことが大切である。そのためボランティアの育成・支援の取組として食育ボランティア養成講座を実施。

また食育に関する体験、知識や情報・技能を有し、ボランティア精神を踏まえた社会参加に意欲のある人材や関係団体を登録し、ボランティアとしての人材派遣や食育の取組を行う。

＜実　　績＞

食育ボランティア養成講座、食育応援団の実績

項目等＼年度		23	24	25
養成講座	参加者数	23	15	16
食育応援隊	個人登録(年度末数)	－	12	16
	団体登録(年度末数)	－	1	1

3　生活習慣病対策（成人保健事業）

(1) 健康相談事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3　市1/3

＜目的･事業内容＞

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

<実　績>

区分＼年度		21	22	23	24	25
総　合	実施回数	13	13	14	15	30
	被指導延人員	902	868	1,079	1,085	1,949
重　点	実施回数	47	59	45	49	44
	被指導延人員	206	148	128	186	128
計	実施回数	60	72	59	64	74
	被指導延人員	1,108	1,016	1,207	1,271	2,077

※健康相談は、がん検診、メタボ予防相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。
※平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が６４歳までとなった。
※平成２０年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

(2) 健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3　市1/3

<目的･事業内容>

健康相談事業に同じ。

<実　績>

区分＼年度			21	22	23	24	25
集　団		実施回数	61	63	60	66	77
		被指導延人員	1,131	1,125	1,328	1,368	2112
	(再掲)メタボ相談	実施回数	47	49	45	44	44
		被指導延人員	206	125	128	186	128

※平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が６４歳までとなった。
※平成２０年度より老人保健法から健康増進法に改正された。
※平成２０年度より特定健康診査の移行に伴い、個別健康教育を廃止しメタボリックシンドロームに焦点を絞り行っている。平成１９年度よりメタボ予防相談を開始した。

(3) 訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3　市1/3

<目的･事業内容>

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う脳血管疾患・心疾患・がん等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に２次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

<実　績>

区分＼年度	21	22	23	24	25
指 導 実 人 員	320	890	845	1,051	391
指 導 延 人 員	334	892	845	1,056	395

※平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が６４歳までとなった。
※平成２０年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

※平成２０年度よりがん検診精密検査未受診者・がん検診受診勧奨・生活習慣病予防等を行っている。
※平成２１年度より女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者（４０歳・６０歳）を対象に受診勧奨を行った。

がん検診精密検査未受診者訪問実績

区分＼年度	21	22	23	24	25
精密検査未受診者対象人員	180	138	110	173	214
精密検査済み人員	81	76	64	88	80
精密検査未受診人員	82	53	40	79	122
不明人員	17	9	6	6	12

＊訪問時には受診勧奨、生活指導等を行った。

(4) 各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3　市 1/3 （一部は市 10/10）

＜目的･事業内容＞

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として４０歳以上子宮がん検診は２０歳以上の女性の市民を対象に実施している。

＜実　績＞

区　分	受　診　者　数					要指導・医療・精検者数				
年度	21	22	23	24	25	21	22	23	24	25
生保等健康診査	34	7	4	6	3	34	6	4	6	3
子宮がん検診	3,139 (896)	2,891 (942)	3,068 (875)	3,084 (827)	2,941 (631)	43(7)	51(5)	60(1)	59 (6)	41 (3)
胃がん検診	526	525	600	828	918	41(2)	39(1)	54(0)	73 (1)	80 (3)
乳がん検診	1,966 (1,047)	1589 (1,025)	2,095 (1,097)	2,007 (990)	1,895 (743)	224(8)	162(10)	214(7)	203(10)	170 (7)
大腸がん検診	2,191	2,250	3,345 (1,109)	3,760 (884)	3,576 (705)	216(14)	172(6)	284(10)	374(18)	330(15)
肺がん検診	569	596	589	580	529	40(1)	43(0)	37(0)	25 (0)	27 (0)
前立腺がん検診	74	56	29	100	79	3(0)	9(0)	7(0)	27 (0)	30 (0)

※受診者数内の(　)内（子宮頸がん・乳がん・大腸がん）は、無料クーポン券の利用者数。
※要指導・医療・精検者数内の(　)内は、がん患者発見数。
※２０年度より「基本健康診査」を廃止し、「生活保護受給者等を対象とした健康診査（生保等健康診査）及び保健指導」を開始した。
※２１年度より特定の年齢に達した女性に対して、受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図るために、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診を開始した。
※２３年度より働く世代のがん検診として大腸がん検診についても無料クーポン券事業を開始。

(5) がん検診・特定健康診査受診勧奨事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

＜目的・事業内容＞

がん検診や国保特定健康診査について、未受診者宅への戸別訪問や様々な機会を捉えての健康診査の普及・啓発の取組みを行い、健康診査の受診率向上を図ることによって生活習慣病対策を進める。

＜実　績＞

年度	23	24	25
戸別訪問件数	3,877	3,428	2,032
啓発用チラシ配布箇所 （チラシ配布枚数）	32 (2,081)	27 (5,322)	7 (231)

4　歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）

(1) 成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

＜実　績＞

年度 区分	21	22	23	24	25
みんなの健康展〈歯と歯ぐきの健康教室〉延人数	668	647	771	731	627

※「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物塗布を実施。

(2) 歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

＜実　績＞

年度 区分	21	22	23	24	25
歯の衛生週間行事による健診者	647	551	504	585	578

5　難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県１0/10

＜目的･事業内容＞

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

＜受給対象者＞

① 市内に住所を有する者
② 国民健康保険法の規定による被保険者
③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
⑤ 生活保護法による保護を受けていない者
（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年 5 月 23 日成立）に基づき、平成 27 年 1 月 1 日より施行により、生活保護法により医療保険に加入していない者も該当する）

＜実　績＞

番号	疾　患　名	受給者数	番号	疾　患　名	受給者数
1	ベーチェット病	29	33	特発性大腿骨頭壊死症	25
2	多発性硬化症	15	34	混合性結合組織病	8
3	重症筋無力症	26	35	原発性免疫不全症候群	1
4	全身性エリテマトーデス	60	36	特発性間質性肺炎	6
5	スモン	4	37	網膜色素変性症	35
6	再生不良性貧血	14	38	プリオン病	－
7	サルコイドーシス	9	39	原発性肺高血圧症	－
8	筋萎縮性側索硬化症	9	40	神経線維腫症	1
9	強皮症･皮膚筋炎及び多発性筋炎	58	41	亜急性硬化性全脳炎	－
10	特発性血小板減少性紫斑病	26	42	バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群	－
11	結節性動脈周囲炎	9	43	特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）	1
12	潰瘍性大腸炎	146	44	ライソゾーム病（ファブリー病[Fabry]病含む）	2
13	大動脈炎症候群	10	45	副腎白質ジストロフィー	－
14	ビュルガー病	9	46	家族性高ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ血症（ホモ接合体）	－
15	天疱瘡	5	47	脊髄性筋萎縮症	－
16	脊髄小脳変性症	36	48	球脊髄性筋萎縮症	－
17	クローン病	56	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	－	50	肥大性心筋症	－
19	悪性関節リウマチ	8	51	拘束型心筋症	－
20	パーキンソン病	176	52	ミトコンドリア病	3
21	アミロイドーシス	7	53	リンパ脈管筋腫症（LAM）	－
22	後縦靭帯骨化症	79	54	重症多形滲出性赤斑（急性期）	－

23	ハンチントン病	1	55	黄色靭帯骨化症	3
24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	14	56	間脳下垂体機能障害	－
25	ウェゲナー肉芽腫症	2		1. PRL 分泌異常症	1
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	13		2 .ｺﾞﾅﾄﾞﾄﾞﾛﾋﾟﾝ分泌異常症	1
27	シャイ・ドレーガー症候群	16		3. ADH 分泌異常症	－
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	－		4. 下垂体性 TSH 分泌異常症	－
29	膿疱性乾癬	－		5. クッシング病	－
30	広範脊柱管狭窄症	5		6. 先端巨大症	8
31	原発性胆汁性肝硬変	17		7. 下垂体機能低下症	11
32	重症急性膵炎	－			

6　肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県１0/10

＜目的･事業内容＞

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが、早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、Ｂ型及びＣ型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸アナログ製剤治療は、Ｂ型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の医療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

＜対象疾患＞

Ｂ型ウイルス性肝炎及びＣ型ウイルス性肝炎とする。

＜対象患者＞

① 市内に住所（住民票）を有するもの
② 医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること
③ Ｂ型及びＣ型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者
④ Ｂ型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療をうける予定の者又は治療中の者

＜助成期間・回数＞

①インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受けた日の属する月の初日から一年以内で、治療予定期間に則した期間（２４週は７ヶ月、３６週は１０ヶ月、４８週は１年）となり更新は認めない。

ただし、助成期間の延長に係る取扱いにある条件を満たす場合は延長ができる（副作用等、７２週投与、シメプレビルを含む３剤併用療法【48 週投与】）。

一定の基準をみたしたものは、2 回目の制度利用ができる。

②核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について１か年を限度とする。

ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

＜申請・交付＞

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めたときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

＜実　績＞　(単位：件)

区分＼年度	21	22	23	24	25
申請者数	59	134	136	150	141
承認	57	134	136	150	141
不承認	0	0	0	0	0
取り下げ	2	0	0	0	0

※平成２０年４月より肝炎インターフェロン治療費助成を実施。
平成２２年４月より核酸アナログ製剤治療費助成を実施。
平成２３年２月よりテラプレビルを含む３剤併用療法の開始。

7　結核対策事業

(1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			接触者健康診断	国 1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び接触者の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

＜実　績＞　(単位：人)

区　分	年度	定期健康診断	接触者健康診断	計
ＢＣＧ接種	21	－	－	－
	22	924	0	924
	23	822	0	822
	24	769	0	769
	25	781	0	781
レントゲン間接撮影	21	4,581	0	4,581
	22	4,122	0	4,122
	23	4,259	0	4,259
	24	4,340	0	4,340
	25	4,098	0	4,098
レントゲン直接撮影	21	7,040	201	7,241
	22	7,144	183	7,327

	23	7,085	165	7,250
	24	7,606	144	7,750
	25	7,609	267	7,876

※平成１７年４月１日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を６５歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

※平成１９年４月１日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのＢＣＧ接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

(2) 健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成１７年１２月より、大牟田市結核患者服薬確認（ＤＯＴＳ）事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
健康相談	229	215	194	216	315
家庭訪問指導	375	619	439	368	657

(3) 医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課	
		負担割合	37 条の 2（結核患者）	国 1/2 市 1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		37 条（入院患者）	国 3/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請（法第 37 条及び法第 37 条の 2）を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

＜実　績＞

区　分		入院患者 (37 条)	結核患者 (37 条の 2)	計
延医療給付件数 (件)	21	61	233	294
	22	82	314	396
	23	74	361	435
	24	31	229	260
	25	53	270	323
医療費負担金 (千円)	21	14,075	1,049	15,124
	22	6,694	921	7,615
	23	13,228	697	13,925
	24	2,759	333	3,092
	25	9,242	424	9,666

(4) 新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

＜実　績＞

区分 / 年度	新　登　録 結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
21	33	25.9	0	0	1	0	0	3	8	21
22	37	29.4	0	0	0	2	1	2	3	29
23	25	20.0	0	0	0	0	1	1	2	21
24	17	13.7	0	0	0	0	1	0	4	12
25	32	26.1	0	0	2	0	3	1	2	24

8　感染症対策事業

(1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

＜実　績＞　(単位：件)

	区分 / 年度	21	22	23	24	25
一類感染症	ペスト	－	－	－	－	－
	エボラ出血熱	－	－	－	－	－
	クリミア・コンゴ出血熱	－	－	－	－	－
	マールブルグ病	－	－	－	－	－
	ラッサ熱	－	－	－	－	－
二類感染症	ポリオ	－	－	－	－	－
	ジフテリア	－	－	－	－	－
	ＳＡＲＳ	－	－	－	－	－
	鳥インフルエンザ H5N1	－	－	－	－	－

三類感染症	コレラ	－	－	－	－	－
	細菌性赤痢	－	1	－	－	－
	腸管出血性大腸菌感染症	4	1	2	2	1
	腸チフス	－	－	－	－	－
	パラチフス	－	－	－	－	－
	合　計	4	2	2	2	1

(2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知	所 管 課	健康対策課
	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	負担割合	国1/2　市1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		

＜目的・事業内容＞

ＨＩＶ抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、ＨＩＶや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりＨＩＶ感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、ＨＩＶ即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時15分までの時間に実施している。

＜実　績＞　(単位:件)

区分＼年度	21	22	23	24	25
抗　体　検　査	152	126	155	141	184
相　　談	52	51	56	59	77

※12月1日の世界エイズデーに賛同し、第14回大牟田市エイズキャンペーンとして以下の取り組みを行った。

・市内の高校8校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等23か所に、ポスターの掲示及びエイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を配布。各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。

・12月2日ＪＲ大牟田駅前においてエイズ啓発セットの街頭配布を実施。市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。同日、保健所でＨＩＶ夜間検査を実施した。

※6月の第1週に定められたＨＩＶ検査普及週間には、市内の娯楽施設7か所へポスターの掲示、エイズ啓発セットの設置及び保健所で実施しているＨＩＶ検査の周知を行った。また、6月4日に保健所でＨＩＶ夜間検査を実施した。

(3) 性感染症予防（梅毒血清反応検査）

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
		負担割合	国1/2　市1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		

＜目的・事業内容＞

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。

ＨＩＶ抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	21	22	23	24	25
被 検 査 者	10	10	14	18	34

内　　訳	男	6	4	3	11	21
	女	4	6	11	7	13

⑷ 肝炎ウイルス検査事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 肝炎対策の推進に関する基本的な指針	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、肝硬変及び肝がん等を予防することを目的とする。

＜対象者＞

本市に居住する 20 歳以上の検査を希望する者で、やむを得ない事情により他制度での肝炎ウイルス検査を受診できなかった者。

※医療保険各法その他法令に基づく保健事業等において肝炎ウイルス検査を受けた者及び現在又は過去に当該肝炎との診断で医療を受けている（受けていた）者は除く。

＜実　績＞

区別＼年度	21	22	23	24	25
受検者数	1,270	1,191	1,451	969	880

⑸ 風しん抗体検査事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 風しんに関する特定感染症予防指針	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

先天性風しん症候群の発生を効果的に防ぐために、妊娠を希望する者、及び妊婦の夫（パートナーを含む。）を対象とし、感染予防に十分な抗体を持たないものを把握するための抗体検査を行い、併せてワクチンの有効活用を図る。

＜対象者＞

① 妊娠を希望する者（妊婦を除く）

② 妊婦で妊婦健康検診の結果、風しん抗体が十分でないとされた夫（パートナーを含む。）

※風しん抗体が十分でないとは、ＨＩ法で 16 倍以下、ＥＩＡ法で 8.0 未満

20 歳未満で未婚の受検者は、保護者の同意書（任意の様式）が必要

＜実　績＞

区分＼年度	25
受検者数	112
低抗体価数	20

9　予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

＜実　績＞　（単位：人）

区分＼年度		21	22	23	24	25
急性灰白髄炎（生ポリオ）		1,642	1,790	1,727	636	－
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）		－	－	－	2,546	1,175
四種混合	ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ	－	－	－	743	2,754
三種混合	ジフテリア 破傷風 百日咳	3,638	3,692	3,569	2,926	1,002
二種混合	ジフテリア 破傷風	606	601	658	592	582
麻しん風しん		3,275	3,215	3,170	3,214	1,628
風しん		－	－	－	－	－
麻しん（はしか）		－	－	－	－	－
日本脳炎		1,475	2,601	3,513	3,368	2,885
ＢＣＧ		921	928	822	769	781
インフルエンザ		19,364	22,536	21,704	21,635	22,203
子宮頸がん予防ワクチン		－	708	3,903	1,846	214
ヒブワクチン		－	825	3,501	3,429	3,614
小児用肺炎球菌		－	850	4,161	3,578	3,627
合　　計		30,921	37,746	46,728	45,282	40,465

※平成２０年４月１日の予防接種法改正に伴い、平成２０年度から５年間、麻しん又は風しんの予防接種は、第３期対象者（中学１年生に相当する年齢の者）、第４期対象者（高校３年生に相当する年齢の者）が新たに追加された。

※平成２３年５月２０日の予防接種法施行令の一部改正に伴い、麻しん風しん及び日本脳炎の予防接種の対象者が拡大された。２３年度に限り、麻しん風しんの予防接種の第４期の対象者である高校３年生相当の年齢の者に高校２年生相当の年齢の者が追加。また、日本脳炎の予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者（平成７年６月１日～平成１９年４月１日生）に対して、２０歳未満の間、定期接種ができるよう追加。

※平成２３年２月１日より、大牟田市ワクチン接種緊急促進事業が実施され、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌（任意接種）助成対象となった。

※平成２３年５月２０日の予防接種施行令の一部改正により、日本脳炎の接種可能年齢が平成７年６月１日から平成１９年４月１日までの者は、２０歳未満まで拡大された。

※平成２４年９月１日の予防接種実施規則の一部改正により、急性灰白髄炎（ポリオ）は、生ワクチンより、定期予防接種における不活化ワクチンが導入された。

※平成２４年１１月１日の予防接種実施規則の一部改正により、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風急性灰白髄炎（不活化ポリオ）ワクチンが導入された。

※平成２５年４月１日より、予防接種法が改正され、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌の予防接種が定期接種となった。
※平成２５年６月１４日より子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の積極的な接種勧奨の差し控えが勧告された。（厚生労働省健康局長通知）

１０　公害補償

(1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

事業活動に伴う大気の汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病がなおっていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

＜実　績＞

①被認定者数

（ア）法関係分　（単位　人）

区分 年度	実認定者数	転入者数（累計）	失効数　（累計）			
			計	死　亡	治癒等	転　出
21	963	19	2,182	1,661	502	19
22	919	19	2,226	1,700	507	19
23	866	19	2,279	1,749	511	19
24	825	19	2,320	1,785	516	19
25	776	20	2,370	1,829	522	19

※法改正により昭和６３年３月以降、新たな認定は行っていない。

（イ）条例関係分　（単位　人）

区分 年度	実認定者数	失効数　（累計）			
		計	死　亡	治癒等	転　出
21	33	245	151	44	50
22	33	245	151	44	50
23	31	247	153	44	50
24	30	248	154	44	50
25	27	251	157	44	50

※条例に基づき昭和５６年１月以降、新たな認定は行っていない。

②　認定疾病別の人数（死亡・治ゆ・転出等を除く）

（ア）法関係分　（単位　人）

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
21	963	368	595	410	125	285	552	242	310	0	0	0	1	1	0
22	919	349	570	382	114	268	536	234	302	0	0	0	1	1	0
23	866	326	540	344	96	248	521	229	292	0	0	0	1	1	0

24	825	308	517	314	83	231	510	224	286	0	0	0	1	1	0
25	776	287	489	284	69	215	491	217	274	0	0	0	1	1	0

（イ）条例関係分　（単位　人）

区分 / 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
21	33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
22	33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
23	31	9	22	11	2	9	20	7	13	0	0	0	0	0	0
24	30	9	21	11	2	9	19	7	12	0	0	0	0	0	0
25	27	8	19	10	2	8	17	6	11	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況（療養の給付を除く）

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

※「負担割合」の内、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

＜目的・事業内容＞

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

＜実　績＞

①法関係分　（単位　千円）

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
21	554,509	206,440	37,505	9,208	243,006	－
22	542,494	192,972	60,434	11,468	230,224	－
23	523,027	182,940	68,045	13,308	215,735	－
24	487,127	157,293	33,395	13,998	201,175	－
25	465,211	153,859	65,862	13,495	190,426	－

②条例関係分　（単位　千円）

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
21	27,795	20,406	0	0	9,052
22	26,681	18,930	0	0	8,044
23	27,291	18,826	0	1,242	8,253
24	23,187	18,435	5,465	776	7,530
25	21,352	15,359	0	0	6,947

(3) 療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

＜目的・事業内容＞

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

＜実　績＞

①法関係分　（単位　千円）

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
21	492,035	114,353	2,442	188
22	508,878	115,645	3,709	203
23	478,010	111,935	2,460	138
24	426,898	108,551	3,119	115
25	409,675	104,701	2,033	296

②条例関係分　（単位　千円）

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
21	22,693	4,591	0	0
22	17,732	4,571	0	0
23	22,833	4,767	0	0
24	15,540	4,739	0	0
25	14,067	4,736	0	0

(4) 保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10

＜目的･事業内容＞

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

＜実　績＞

①法関係分

区分／年度	リハビリテーション事業（参加（利用）者数）		家庭療養指導事業	療養用具支給事業（空気清浄機）		インフルエンザ予防接種費用助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
21	42	250（実数） 2,652（延数）	453	1	0	280（季節性） 307（新型）
22	22	198（実数） 2,296（延数）	410	1	0	176（季節性） 124（新型）
23	19	27（実数） 238（延数）	408	1	0	293
24	15	123（実数） 1,223（延数）	389	1	0	284
25	17	94（実数） 1,278（延数）	421	1	0	270

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は２０年度から実施（条例関係分も同様）。

※２１年度、２２年度のインフルエンザ予防接種費用助成事業は、季節性と新型の予防接種について実施。

②条例関係分

区分 / 年度	リハビリテーション事業（参加（利用）者数）		家庭療養指導事業	療養用具支給事業（空気清浄機）		インフルエンザ予防接種費用助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
21	1	8（実数） 121（延数）	9	1	0	12（季節性） 7（新型）
22	1	8（実数） 128（延数）	14	1	0	9（季節性） 1（新型）
23	0	0	16	1	0	7
24	0	3（実数） 49（延数）	14	1	0	6
25	0	3（実数） 56（延数）	15	1	0	7

(5) 健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

法改正（昭和６３年３月１日施行）により新たな被害者の認定は行われないこととなったが、大気の汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を実施している。

＜実　績＞

①健康相談事業

年度	名　称	実施回数	延参加者数（うち個別相談者数）	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問実施件数
21	ぜん息予防教室	8	201（ 9）	0	0
22	ぜん息予防教室	7	94（ 2）	0	0
23	ぜん息予防教室	7	95（ 7）	0	0
24	ぜん息予防教室	8	113（ 3）	0	0
25	ぜん息予防教室	7	102（ 4）	0	0

※２１年度の実施回数のうち１回は、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を、機能訓練事業（水泳訓練教室）の開級式での講演会を兼ねて実施したもの。

②健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後の数（アレルギー素因等保有児の数）	指導実施数	健康相談事業への参加につなげた数（延）
21	12	3,539	782	398	70
22	12	3,566	813	452	34
23	12	3,725	755	406	36
24	12	4,350	672	454	46
25	12	4,403	796	455	50

※１６年度から４か月児・１０か月児・１歳６か月児・３歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

③機能訓練事業（水泳訓練教室）

年度	水泳訓練教室		
	参加者数	参加延人数	事業日数
21	15（Ａ日程） 23（Ｂ日程）	63（Ａ日程） 100（Ｂ日程）	Ａ日程・Ｂ日程 とも５日間
22	－	－	－
23	14（Ａ日程） 6（Ｂ日程）	58（Ａ日程） 26（Ｂ日程）	Ａ日程・Ｂ日程 とも５日間
24	17（Ａ日程） 9（Ｂ日程）	78（Ａ日程） 40（Ｂ日程）	Ａ日程・Ｂ日程 とも５日間
25	7（Ａ日程） 10（Ｂ日程）	30（Ａ日程） 49（Ｂ日程）	Ａ日程・Ｂ日程 とも５日間

※２１年度、２３年度以降はＡ日程・Ｂ日程各５日間を２回（延１０日間）実施した。また、開級式で、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を実施した。

※２２年度の水泳訓練教室は中止した。

第９節　生活衛生

１　食品・生活衛生

(1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

＜実　績＞

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
21	3,171	1,884
22	3,151	1,712
23	3,133	1,323
24	3,078	1,757
25	3,093	1,799

(2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

＜実　績＞

年度	収去検査数	不適件数
21	178	0
22	206	0
23	187	1
24	157	1
25	145	0

(3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

食品取扱者や消費者等に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

＜実　績＞

年度	実施回数	延べ受講者数
21	29	1,008
22	34	1,295

23	34	1,295
24	32	1,124
25	32	1,241

(4)食中毒発生状況

年度	発生年月日	患者数	原因物質	原因施設
24	平成24年10月2日	1人	アニサキス	不明
25	―	―	―	―

(5) 生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法　他９法 １実施要領　１衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10／10

＜目的･事業内容＞

生活衛生関連施設の営業許可等及び営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

＜実　績＞

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
21	4,477	32
22	4,468	72
23	4,465	42
24	4,443	104
25	4,347	77

(6)プールの衛生対策

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10／10

＜目的･事業内容＞

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

＜実　績＞

年度	検査数	不適件数
21	12	0
22	12	1
23	12	0
24	12	0
25	12	0

(7)衛生害虫相談

根拠法令等	―	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10／10

＜目的･事業内容＞

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

<実　績>

年度	相談件数
21	236
22	173
23	161
24	264
25	223

2　医事・薬事関係事業

⑴ 医療施設等監視･指導

①医療施設等監視･指導

根拠法令等	医療法第 25 条第 1 項 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 5	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

<目的･事業内容>

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

<実　績>

	年度 項目	21	22	23	24	25
病　院	施設数	25	25	25	24	24
	監視数	25	25	25	24	24
	新　規	0	0	0	0	0
	廃　止	0	0	0	1	0
一般診療所	施設数	142	140	138	135	134
	監視数	30	33	32	29	38
	新　規	1	3	4	4	2
	廃　止	2	5	6	7	3
歯科診療所	施設数	81	81	79	80	80
	監視数	16	18	16	16	15
	新　規	0	7	9	7	1
	廃　止	0	7	11	6	1
衛生検査所	施設数	3	3	3	3	3
	監視数	1	2	1	2	2
	新　規	0	0	0	0	1
	廃　止	0	0	0	0	1

②医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、歯科技工士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

＜実　績＞

免許等種別		25 年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	3	0	0	3	6
	歯科医師	0	0	0	1	1
	薬剤師	2	3	2	0	7
	保健師	8	2	1	0	11
	助産師	1	1	0	0	2
	看護師	52	41	6	0	99
	診療放射線技師	0	2	0	1	3
	臨床検査技師	6	3	0	0	9
	衛生検査技師	0	0	0	0	0
	理学療法士	26	1	1	0	28
	作業療法士	11	3	0	0	14
	歯科技工士	1	0	0	0	1
	視能訓練士	0	1	0	0	1
	管理栄養士	10	5	0	0	15
	死体解剖医	0	0	0	0	0
県知事免許等	准看護師	50	20	9	0	79
	栄養士	19	1	2	0	22
	受胎調節実地指導員	0	0	0	0	0
合　計		189	83	21	5	297

(2) 休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市　9/10 高田町 1/10

＜目的･事業内容＞

市民の救急医療に対し、迅速かつ適切な対応をするため、その体制の整備を行う。休日急患対策事業のう

ち、在宅当番医診療業務及び大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会は昭和５２年度から、また在宅当番医制運営事業及び病院群輪番制事業を昭和５３年度から、さらに平日時間外小児急患診療業務を平成１４年度から開始した。

＜実　績＞

①休日急患診療件数

年度	開設日数	件数							急患比(%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比(%)
21	74	(606) 6,013	(2,094) 5,411	(1,210) 3,948	(223) 1,175	(442) 576	(175) 206	(4,750) 17,329	27.4	4,075	23.5
22	73	(546) 4,812	(1,408) 4,640	(934) 2,850	(147) 1,219	(363) 501	(110) 129	(3,508) 14,151	23.0	3,181	23.3
23	73	(667) 4,602	(1,874) 5,006	(975) 2,500	(167) 1,094	(425) 589	(172) 196	(4,280) 13,987	30.6	2,999	21.4
24	75	(588) 4,931	(1,186) 4,144	(1,051) 2,830	(132) 1,209	(410) 534	(121) 157	(3,488) 13,805	25.3	3,107	22.5
25	74	(708) 4,285	(1,393) 4,184	(1,148) 2,953	(151) 1,331	(453) 571	(164) 222	(4,017) 13,546	29.7	3,388	25.0

（　）内は急患数を内数で示す

②平日時間外小児急患診療件数

年度	開設日数	時間帯	年齢	件数			急患比(%)	地域外比(%)
				小児科	その他	計		
24	290	午後７時～午後10時まで	０歳～６歳	(334) 1,235	(1) 6	(335) 1,241	27.0	19.5
			７歳以上	(111) 543	(21) 68	(132) 611	21.6	14.1
		午後10時以降	０歳～６歳	(10) 71	(1) 3	(11) 74	14.9	24.3
			７歳以上	(7) 30	(19) 27	(26) 57	45.6	15.8
24年度　計				(462) 1,879	(42) 104	(504) 1,983	25.4	17.9
25	291	午後７時～午後10時まで	０歳～６歳	(331) 1,210	(4) 10	(335) 1,220	27.5	20.9
			７歳以上	(130) 526	(33) 92	(163) 618	26.4	13.8
		午後10時以降	０歳～６歳	(17) 76	(0) 1	(17) 77	22.1	18.2
			７歳以上	(5) 24	(26) 43	(31) 67	46.3	22.4
25年度　計				(483) 1,836	(63) 146	(546) 1,982	27.5	18.6

（　）内は急患数を内数で示す

(3) 薬事施設監視・指導

根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、薬事法及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

＜実　績＞　　※薬事法改正（Ｈ２１）により一般販売業から店舗販売業へ移行（経過措置期間有）

年度	医薬品販売業								
	薬局			店舗販売業（一般販売業）			特例販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
21	—	—	—	13(2)	25(15)	9(1)	7	3	4
22	—	—	—	20(1)	46(1)	8(0)	4	4	0
23	—	—	—	22(0)	41(2)	4(1)	2	1	0
24	—	—	—	33(0)	70(0)	19(0)	0	3	1
25	72	153	20	33	59	9	0	0	0

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
21	54	26	4	10	7	3	7	2	1
22	54	22	16	10	6	0	5	3	0
23	56	22	11	10	2	1	5	0	1
24	54	29	14	10	4	4	4	2	1
25	51	26	11	12	8	3	3	1	0

年度	毒物劇物業務上取扱者		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
24	11	5	8
25	8	0	0

(4) 薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

シンナー等の乱用は低年齢化し、依然として跡を絶たない現状にある。高校生のヤングボランティア等を中心に登校時間帯に「ダメ・ゼッタイ」普及運動 6･26 ヤング街頭キャンペーンの実施や薬物乱用防止講演会等で正しい知識を啓発し、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

＜実　績＞

年度	講演会等		街頭キャンペーン	
	対象者	受講者数	回数	啓発パンフレット配布数
21	高等学校１校、高専１校	880	1	600
22	高専１校	215	1	1,000
23	なし	0	1	1,000
24	なし	0	1	700
25	なし	0	1	700

(5) 不正大麻･けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

＜実　績＞

種別／年度	け　し		大　麻	
	件　数	株　数	件　数	株　数
21	5	690	0	0
22	16	1,669	0	0
23	9	810	0	0
24	14	1,093	0	0
25	26	2,628	0	0

(6) 健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱 大牟田市健康危機管理連絡会議要領	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

＜実　績＞

年度	対　策　実　施　状　況
23	・　大牟田市健康危機対策会議の開催（4 月） ・新型インフルエンザ(A/H1N1)対策に関する取り組みについての総括について ・その他 ・　大牟田市健康危機管理連絡会議の開催 、健康危機管理研修会（2 月） ・各機関の最近の状況について ・今後の問題について ・その他 ・講話「危機管理体制について」

24	・　大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（2 月） ・新型インフルエンザ等対策特別措置法について ・各関係機関の最近の状況について ・　大牟田市健康危機管理研修会の開催（2 月） ・新型インフルエンザ等対策特別措置法について ・身近な危機管理
25	・　大牟田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定（3 月）

3　動物管理センター

(1) 狂犬病予防法及び野犬対策

根拠法令等	狂犬病予防法	所管課	生活衛生課
	大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務、飼い主への指導・啓発を行なっている。

＜実　績＞

①狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
21	557	2,351	2,431	4,782	5	3
22	477	2,230	2,416	4,646	7	0
23	482	2,086	2,474	4,560	8	1
24	499	2,000	2,426	4,426	9	3
25	461	1,913	2,375	4,288	8	6

②捕獲・返還・処分

年度	捕獲		返還	処分
	箱捕獲	その他		
21	15	9	35	72
22	5	11	48	33
23	4	5	30	19
24	26	7	35	51
25	8	11	30	61

③苦情相談・指導件数

年度	捕獲依頼	放し飼い	環境	その他	問い合せ	合計	指導件数
21	21	77	111	27	864	1,100	129
22	16	87	132	15	1,475	1,725	146
23	23	67	99	6	1,671	1,866	134
24	23	66	190	39	2,190	2,508	167
25	19	63	285	131	1,422	1,920	134

(2) 動物愛護法関係

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行なうとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行なっている。

＜実　績＞

①犬猫等の引取り及び保護

年度	犬の引取り		猫の引取り		動物の保護			負傷動物の保護		
	成犬	小犬	成猫	小猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他
21	55	40	34	20	108	249	1	10	28	1
22	26	29	14	6	98	150	3	11	24	0
23	16	6	23	28	98	136	0	6	43	0
24	18	13	9	70	103	116	1	11	37	0
25	50	2	24	39	73	137	7	8	58	1

②犬猫等の保護及び猫等の苦情相談・指導件数

年度	保護依頼	猫等放し飼い	環境	その他	合計	指導件数
21	180	21	22	81	304	71
22	241	18	16	69	344	42
23	206	17	26	82	331	51
24	210	9	33	148	400	100
25	210	23	40	119	392	90

③動物取扱業施設数及び特定動物飼養許可数

年度	動物取扱業施設数	特定動物飼養許可数
21	66	15
22	70	15
23	67	15
24	61	14
25	61	13

(3) 動物愛護事業

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

年少者に対する出張動物ふれあい教室、動物飼育相談、訪問調査等により動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に努めている。

- 出張動物ふれあい教室の開催（動物園との共催）
- 小犬里親さがし・動物飼育相談
- 譲渡犬等の調査・指導
- 動物愛護週間事業（動物慰霊祭）
- 犬のしつけ方教室の開催

＜実　績＞

①出張動物ふれあい教室

年度	保育園	幼稚園	小学校	老人ホーム	合計
21	9	9	19	0	37
22	10	12	21	0	43
23	10	11	20	1	42
24	10	8	22	0	40
25	10	9	20	0	39

②犬猫の譲渡数（小犬里親さがし、センター）・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		猫の譲渡数		動物飼育相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬	成猫	小猫		失踪犬届出	解決件数
21	55	69	29	147	63	180	95
22	56	42	30	99	54	173	86
23	47	38	29	133	67	199	101
24	32	52	15	135	66	168	103
25	44	23	7	94	44	189	96

③譲渡犬等の調査・指導

年度	センター・里親さがし譲渡犬適正管理調査	犬の繁殖制限指導	狂犬病ワクチン未注射飼育者指導
21	7	0	630
22	4	4	812
23	35	2	947
24	2	2	838
25	0	1	1,712

4　葬斎場

(1) 大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和５８年、５９年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和５９年７月２５日に完成、８月１日から供用開始となった。

人体炉６基、汚物炉１基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約１，８００件で、元旦をのぞき無休で火葬業務を行っている。

<実　績>

年度	利用状況											
	合　計				市　内				市　外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
21	1,708	1,667	4	37	1,646	1,610	3	33	62	57	1	4
22	1,760	1,716	4	40	1,685	1,643	4	38	75	73	0	2
23	1,823	1,791	4	28	1,754	1,733	4	17	69	58	0	11
24	1,882	1,853	3	26	1,806	1,785	3	18	76	68	0	8
25	1,856	1,829	1	26	1,797	1,775	1	21	59	54	0	5

5　試験検査

(1) 微生物･臨床検査

根拠法令等	地域保健法 大牟田市保健所使用料及び手数料条例 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	生活衛生課
		負担割合	－

<事業内容>

- 糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、Ｏ１５７）
- 感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（Ｏ１５７）他）
- 痰（塗抹）検査（結核菌）
- 血清検査（ＨＩＶ抗体, 梅毒）

<実　績>

検査項目＼年度	21	22	23	24	25
病原微生物検査	8,430	7,637	7,485	11,097	10,158
痰（塗抹）検査	0	0	0	0	0
血清検査	162	134	177	159	218
その他	0	0	0	0	0

※病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計

(2) 食品衛生検査

根拠法令等	食品衛生法 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	所管課	生活衛生課
		負担割合	－

<事業内容>

- 一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- 食中毒関係検査（微生物学的検査、理化学的検査）

<実　績>

検査項目＼年度		21	22	23	24	25
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	154	172	190	150	137
	理化学的検査	26	19	21	26	27

食中毒関係検査	微生物学的検査	56	145	0	21	1
	理化学的検査	0	0	0	0	0

(3) 環境衛生検査

根拠法令等	水道法 遊泳用プールの衛生基準について（通知）	所管課	生活衛生課
		負担割合	―

＜事業内容＞

- 飲用水検査
- 利用水等検査（プール水）

＜実　績＞

検査項目 ＼ 年度		21	22	23	24	25
飲用水検査	細菌学的検査	15	15	3	0	0
	理化学的検査	15	15	3	2	0
利用水等検査	細菌学的検査	12	12	12	12	12
	理化学的検査	12	12	12	12	12

(4) 環境保全･廃棄物関連検査

根拠法令等	環境基本法（公害防止計画） 大牟田市公害防止協定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下水道法	所管課	生活衛生課
		負担割合	―

＜事業内容＞

- 大気検査（重金属、降下ばいじん）
- 水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- 廃棄物関連検査
- その他

＜実　績＞

検査項目 ＼ 年度		21	22	23	24	25
大気検査		115	112	116	102	103
水質検査	細菌検査	26	26	17	13	25
	化学検査	201	197	172	159	173
廃棄物関連検査		24	25	13	3	21
土壌・底質検査		0	0	0	0	0
その他		1	0	0	0	0

第１０節　関連団体

１　公益社団法人大牟田市シルバー人材センター

（1）シルバー人材センターの概要

<設　　立>

法 人 格　　公益社団法人
設立許可　　昭和６１年2月２５日設立
　　昭和６１年４月　１日許可

<目　　的>

働く意欲と能力をもった定年退職者その他の高年齢退職者（６０歳以上）に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することによって、高年齢者の職業生活の充実と福祉の増進に資するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

<事業内容>

①臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢退職者のための就業機会の確保と組織的な提供
②臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高年齢退職者のための職業紹介事業及び一般労働者派遣事業
③高年齢退職者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
④その他高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務

<機　　構>　　（平成２６年４月１日現在）

理 事 長 ―― 役　　員（理事１０　監事　2）
└―― 事務局長 ― 総務課長 ―― 総務担当（２名）
　　└―― 業務主任 ―― 業務担当（３名）

（2）平成２５年度事業実績及び会員数

①事業実績（職種別）

区　　分	受注件数	就業延人数	事　業　収　入	構 成 比
技　　術	21	48	110,160	0.1%
技　　能	2,649	12,266	66,255,489	24.0%
事務整理	39	213	535,156	0.2%
管　　理	1,135	25,492	90,793,485	32.9%
折衝外交	61	6,734	7,791,633	2.8%
一般作業	6,312	23,891	76,471,840	27.7%
サービス	641	11,840	33,898,113	12.3%
そ の 他	0	0	0	0.0%
合　　計	10,858	80,484	275,855,876	100%

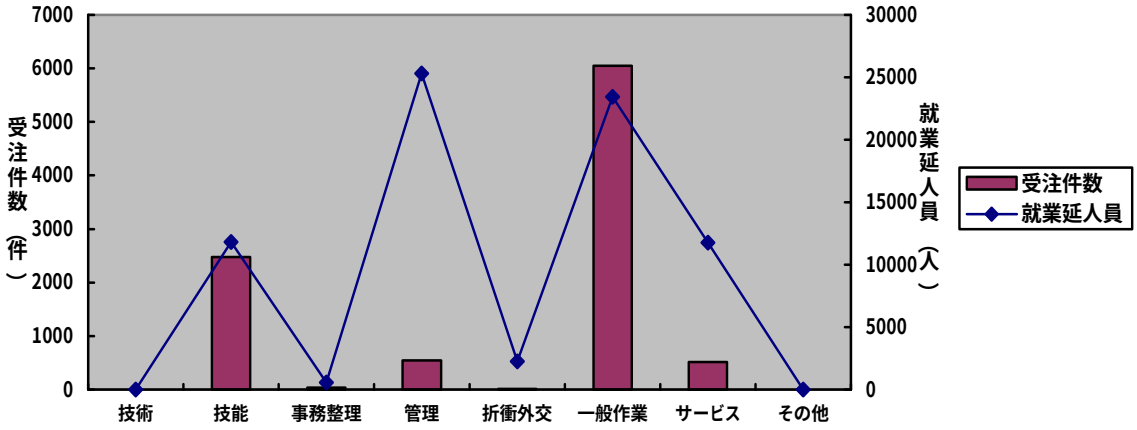

②会員数（希望職種別）

希望職種	男	女	計	構成比
技　　術	8	1	9	1.5%
技　　能	93	7	100	16.6%
事務整理	11	7	18	3.0%
管　　理	238	2	240	39.8%
折衝外交	2	3	5	0.8%
一般作業	99	35	134	22.2%
サービス	20	77	97	16.1%
計	471	132	603	100.0%

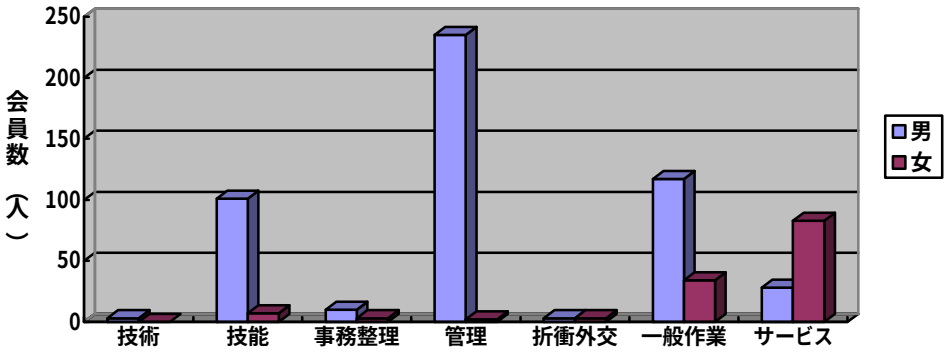

1）事業実績

一般家庭、事業所、公共団体等から仕事を受注し、事業を実施した。地域経済の低迷や厳しい雇用情勢の中ではあるが､経営の健全化に向けた様々な取組を実施した結果､事業収入は約２億７千６百万円と、前年度と比べ７．５％増加した。

2）普及啓発事業

(1) センター事業の普及啓発活動

①会員の拡大及び就業の拡大を図るため、月２回の入会説明会と月１回の登録説明会、市民向けの新チラシ作成、無料情報誌「どがしこでん」でのＰＲ等を行った。また、新規の「３Ｒ活動推進事業」では、市民親子体験教室や社用車のステッカー、チラシ等による普及啓発活動に取り組くんだ。

②行政の介護保険窓口、地区公民館、市民活動等多目的施設「えるる」等に、センターチラシを置き、センター事業の普及啓発活動に取り組んだ。

③十日市をはじめ、新幹線朝市、よかもん商店街、福岡でのシルバーフェスティバル等に参加し、リサイクル事業の品物や生きいきシルバー農園の農作物の販売を行い、センター事業の普及啓発に取り組んだ。

④地元新聞社へセンター活動の情報提供を行うとともに、１０月のシルバー人材センター全国普及促進啓発月間に市行政及び市議会へセンター事業への支援要請を実施した。

(2) 社会参加・ボランティア活動

①「大蛇山まつり」市民総踊りへの参加と会場の清掃奉仕活動

７月２７日（土）市民総踊りへの参加　　（参加者２８人）

７月２９日（月）夏祭り会場清掃奉仕　　（参加者６４人）

②９月２８日（土）高齢者生きがい創造センター周辺の樹木剪定、除草作業

剪定班３８人・除草班２０人・清美班１１人・事務局８人　（参加者７７人）

③１０月５日（土）市役所の樹木剪定、清掃奉仕活動

剪定班３６人・清美班９人・事務局８人　（参加者５３人）

3）安全・適正就業推進事業

「安全はすべてに優先する」を基本として、安全・適正就業委員会の開催、安全パトロールの実施、連合会安全就業促進大会への参加等を行った。また、夏季には、各職群の班長会議で夏場の熱中症対策と事故防止の注意喚起を行った。２５年度の就業中の傷害事故・物損事故はそれぞれ４件で、前年度と比べ、２件ずつ減少した。

4）相談事業

①就業相談の実施

シルバー人材センターへ入会を希望する地域の高齢者を対象に、毎月２回の入会説明会及び毎月１回の登録説明会を実施した。また、福岡県立大牟田高等技術専門校から受託している公共職業訓練生への就業相談を行った。

5）研修・講習事業

(1) 剪定班

①初級剪定講習会（5月7日）

新会員８人を対象に、個人住宅において剪定班長５人で初級剪定講習会を実施

②松の剪定講習会（5月２１日）

剪定会員の３９名が参加し、旧三井港倶楽部で三役が講師となり、松の剪定講習会を実施

③視察研修会（3月１１日）

剪定班の後継者育成、見積り基準、安全管理等について、班長全員による中間市シルバー人材センターの視察研修を実施

(2)除草班

新人研修会（2月２５日）

新入会員２人を対象に、旧新開クリーンセンターで班長による手取りの実技講習会を実施

(3)子育て、福祉・家事援助

①ふくおか子育てマイスター認定研修会（1月7日～1月３１日　7回講座）　女性会員２名が参加

②県連合会主催の筑後ブロック会員研修会（2月6日）　女性会員４名が参加

③県連合会主催の会員研修会（2月１８日）　女性会員８名が参加

(4)理事会

定時総会において承認された新役員に、「公益社団法人としての理事及び監事の職務」、県連合会事務局長を講師として、「これからのシルバー事業運営について」の研修会を実施

6）調査研究事業

公益社団法人としての経営の健全化を進めるために、県連合会主催の事務局長会議や担当職員研修会等での情報収集とともに、筑後ブロックで、受注事務の統合について先進地の滋賀県シルバー人材センター連合会へ視察研修を行った。

２　社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会

根拠法令等	社会福祉法（第 109 条）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられ、住民の社会福祉に対する関心と理解を深め、地域における社会福祉の増進に努めるという理念のもとに、全国の都道府県市町村に設立されている。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という２つの側面をあわせ持った組織で、地域住民による福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行い、地域福祉活動の中心的な役割を担っている。

平成１２年に社会福祉事業法が大幅に改正され社会福祉法となり、その第１０９条では、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であると明記された。

大牟田市社会福祉協議会は、昭和２６年に任意団体として発足し、昭和４７年に社会福祉法人の認可を受け、以来、大牟田市の地域福祉推進役として住民のニーズにあった様々な事業活動を展開している。

現在は、「地域福祉推進と絆」をキーワードに、地域における様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話合い、協力して解決を図る心ふれあう「誰もが安心して暮すことができるまちづくり」を目指し、関係機関・団体および行政等と協働して、様々な福祉課題の解決に積極的に取り組んでいる。

(2) 社会福祉協議会の機構と組織構成

（平成２６年８月１日現在）

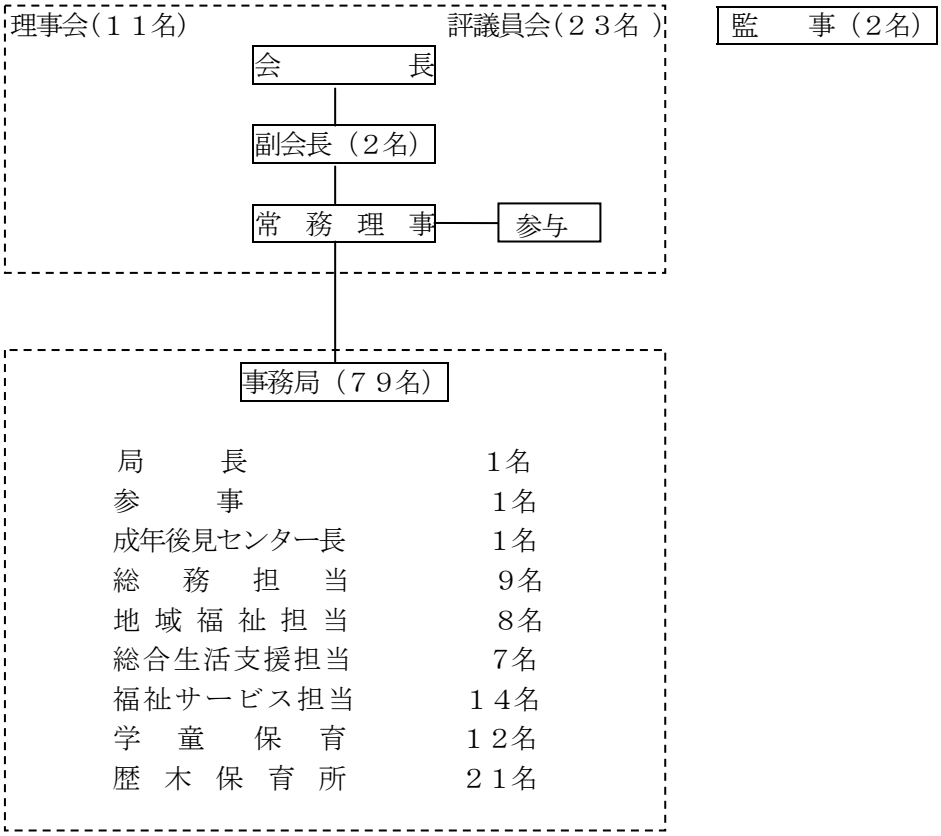

(3) 社会福祉協議会の実施事業

急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により、単身世帯・核家族世帯が増加する中、個人の価値観の多様化や、地域社会のありようの変容等により、互いに支え合う力が弱まってきている。

大牟田市においては、高い生活保護率に見られるように、経済的困窮に苦しむ人たちも多く、また、孤立死、ひきこもり、虐待、DV、いじめ等、社会的孤立を要因とする課題が複雑に絡み合い、従来の施策や制度で対応することが困難なケースが増えている。

そのような中、私たちが住み慣れたまちで安心して暮らしていくためには、公的な保健・医療・介護・福祉サービス等の充実とともに、地域住民一人ひとりの自立のための努力や、地域や家庭に応じた「支え合い」「助け合い」が必要になってくる。

全国に先駆けて超高齢社会を経験する本市では、地域住民をはじめ、地域組織やボランティア、様々な企業、関係機関・団体が英知を結集し、多職種協働での取組みが必要であると考えている。

平成２５年度、本会では国の補助金等を活用しながら、居住支援協議会設立と成年後見センター開設を念頭に、様々な事業を展開した。また住民参加型福祉サービスの充実をはじめ、ふれあいサロン活動のように、今後の生活困窮者対策のための生活支援事業に積極的に取り組んだ。

上記の状況を踏まえ、平成２５年度事業は第２次地域福祉実践計画の３本の活動指針に沿って報告する。

活動指針１「つながり、支えあいのある“あたたかい地域”を実現します！」

校区社協会長連絡協議会や民生委員・児童委員協議会と協働し、福祉委員による要援護者の見守り・訪問活動を各校区で実施しているが、今後は、市全域で福祉委員制度の充実強化を図っていく。ふれあいサロン活動については、実践計画の目標値を超えたものの、更なるサロン活動の充実に向けて、課題把握に努めていく。

子育て支援においては、くぬぎ保育所が民間移譲されてから２年目になるが、入所児１００名を到達することができた。さらに市受託事業である学童保育所・ファミリーサポートセンター運営事業においても、２５年度実績は大幅増となった。

活動指針２「小さな声にも応える福祉サービスを提供し普及に努めます！」

おおむたキャロットサービス（住民参加型福祉サービス）は、年間活動件数も２４年度と比較すると大幅増となり、今後は介護保険制度改正を念頭に、協力会員・利用会員の登録の増加を目指し、大牟田特有のインフォーマルサービスとして更なる拡充を目指す。

介護保険事業等については、特に小規模デイサービス（ふれあい処えいる）の事業量の伸びが顕著となった。総合相談事業については、生活資金等貸付事業や日常生活自立支援事業に取り組むとともに、平成２５年度は、成年後見センター開設に向けての準備のための事業に取り組んだ。また、広報についても新たにフェイスブックを開設するなどの情報提供を行った。

活動指針３「誰もがまちづくりに参加できる活動をすすめます！」

平成２５年度は、福岡県総合防災訓練が実施されたことから、災害ボランティアセンターの設置がスムーズにできるよう、事前に災害ボランティアセンター養成講座で学び、訓練当日は、サテライト型の災害ボランティアセンターの設置訓練を行いました。また、福祉入門講座やセラピューティック・ケア養成講座、市民後見人実践講座などの各種養成講座や第５回大牟田市地域福祉大会、知的障がい児・者医療支援プロジェクト、コミュニティバス運行支援など、多職種協働で様々な事業に取り組んた。共同募金運動では、新たに「寄付金付き商品の企画」と「募金百貨店プロジェクト」に取組むとともに、「赤い羽根自動販売機」の設置に力を注いだ。その結果、平成２５年度の共同募金は、２４年度実績を上回ることができた。

(4) 校区社協活動への支援

①校区社協会長会の先進地視察研修

校区社協活動において先進的な活動を、他市町村の活動内容やネットワーク形成等について見聞を深めることで、地域福祉活動の充実を図ることを目的に実施した。

今回の研修先は、糸島市の中でも先進的な取り組みを行っている長糸校区社協にお願いした。「ひとり暮らし高齢者の見守りネットワーク」「安心ネット長糸」（要援護者の見守り）など区長、校区社協の役員さんをはじめ、民生児童委員、福祉委員、福祉協力員、見守り協力者などががっちりとスクラムを組み、手厚い見守りが行われている点などについて参加者は熱心に聞き入っていた。質疑応答では、民生委員や福祉委員などによる小地域ネットワーク活動の具体的な連携の仕方など、活発な質問や意見も出され非常に有意義な視察研修となった。

【開催日】　平成２５年１２月１３日（金）
【研修先】　糸島市長糸校区社会福祉協議会
【内　容】　校区社協活動における住民同士の連携について
【参加者】　１９人

②合同研修会の開催

地域リーダーである校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、町内公民館連絡協議会、まちづくり協議会の各会長が、地域福祉活動の推進方法等を研修・研鑽することを目的に合同研修会を開催した。

【開催日】　平成２５年６月２７日（木）
【会　場】　おおむたハイツ２Ｆ　芙蓉の間
【内　容】　演題：まちづくりに必要な住民同士の支え合い～東京都立川市大山自治会の取組みから～
（講師）　大山自治会　会長　佐藤　良子さん
【参加者】　１０７人

(5)　小地域ネットワーク活動の充実

地域における小地域ネットワーク活動を活性化していくために、平成１８年度に福祉委員制度が発足した。各校区の世帯数に応じ、概ね１００～１５０世帯に１人の割合で配置された福祉委員が、見守り・訪問・支援活動を行っている。

平成２５年７月４日～６日にかけて、福祉委員の役割や地域福祉活動の意義等について総合福祉センターで「福祉委員研修会」を開催した。また、各校区において、小地域ネットワーク活動における福祉委員と民生委員・児童委員等との連携等をテーマに実践活動報告会や意見交換会等を下記のとおり実施した。

また、平成２５年度には、「福祉委員活動の手引き」を２，０００部作成し、校区社協を通じ、福祉委員へ配布した。

(6)　ふれあいサロン活動の充実

現在、サロン拠点は、市内に１３０ヵ所となった。サロンは、地域で高齢者や障がい児・者、子育て中の方が、生きがいと元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場である。

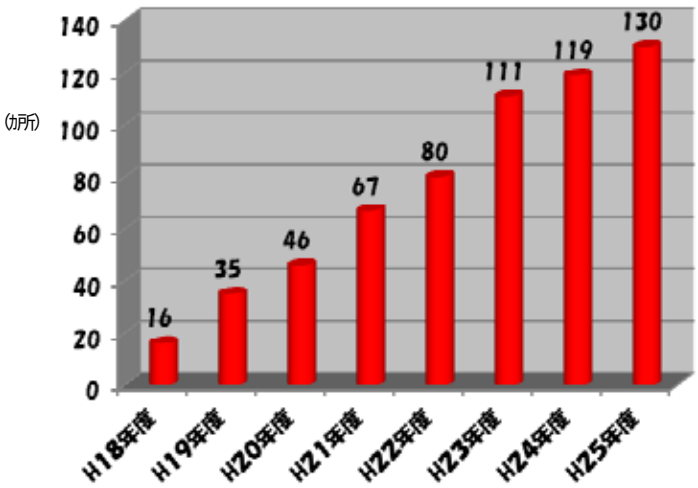

サロンでの交流においての“ふれあいや生きがいづくり”が、高齢者等の自助努力を引き出し、介護予防等の効果を上げることが経験則として実証されており、高齢者の交流の場を確保することは地域社会との「つながり」をつくり、「孤立」を防ぐことに役立つと考えている。また、高齢者等が何らかの形で地域や近隣の人との接点をもつことによりふれあいが生まれ、さらには周囲が高齢者のニーズを把握することができ、見守り活動・安否確認など「支え合い」を行う端緒となると考えている。

(7) 子育て支援事業

①子育てきらりフェスタの開催

子育て支援の一環として、子育て中の親子が楽しめるイベントを実施。家族で楽しめるコンサートやプレーパーク、また、母親たちの特技や意見を取り入れ、共働でのイベントも実施した。

■子育てきらりフェスタ Vol.14 実施報告

【日　時】　平成２５年７月１３日（土）
【会　場】　大牟田市総合福祉センター
【内　容】　〈和　室〉　講師：ザ・ヒーリング（音楽）、猿渡　純子さん（ストレッチ）
ピアノと健康運動士によるママのためのリラックスストレッチ
ランチタイムコンサート（ピアノ・バイオリン）
＜大会議室＞　協力：little　mama
スイーツデコ（実費・体験は無料）・マジパン体験・フリーマーケット
【参加者】　全体受付　：　約１５０人（大人・子ども）、託児受付　：　３３人

■子育てきらりフェスタ Vol.15 実施報告は、社協“絆”フェスティバルにて掲載

■子育てきらりフェスタ Vol.16 実施報告
【日　時】　平成２６年１月２１日（火）
【会　場】　大牟田市総合福祉センター
【内　容】　＜中会議室＞ 講師：上野　恵美さん（アレルギー対応ケーキ工房ハートフルスプーン代表）
「おいしく安全にアレルギー代替食」簡単なおやつ作り
＜和　室＞　講師：黒田　由香里さん
ママのための骨盤エクササイズ
＜大会議室＞　協力：little mama
スイーツデコ・プチフリーマーケット・雑貨販売
【参加者】　全体受付 ： 約７０人（大人・子ども）、託児受付 ： ２１人

②子育てサロン“マザーリーフ”開催

子育て中のお母さん同士の情報交換の場や子どもとのふれあいの場として毎週水曜日（第５週は除く）に開催した。

■内容 ： 読み聞かせ、体重・身長計測、お誕生会、季節の行事自由遊び等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計（人）
大 人	31	28	25	29	26	26	26	24	15	15	27	19	291
子ども	41	45	32	42	38	33	37	32	21	22	42	32	417
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ	4	6	4	5	3	14	3	8	5	1	8	7	68
計	76	79	61	76	67	73	66	64	41	38	77	58	776

※参加者数は、前年比７０．８％（前年度１，０９６名）

③チャイルドシート貸出事業

（貸出状況：保有台数：チャイルドシート２６台、ジュニアシート９台）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	26	17	11	33	23	20	17	17	27	16	7	14	228

※件数は、前年比６９．９％（前年度３２６件）

④情報掲示板「ベビクル」の状況

使わなくなった育児用品をゆずりたい人から必要な人に渡すための情報を、ホームページを通して情報提供している。３月末までの取扱い件数は、１４件。主な育児用品は、ベビーシート、ベビーカー、チャイルドシート、クーハン等。

(8) ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

①ファミリー・サポート・センター会員数　　（単位 ： 人）

区　分	平成24年度末	平成25年度登録	平成25年度退会	平成26年3月末	今年度増減
利用会員	７１９	６３	９４	６８８	△３１
協力会員	１２８	６	５９	７５	△５３
相互会員	９３	５	２３	７５	△１８
合　計	９４０	７４	１７６	８３８	△１０２

※協力会員および相互会員に対して、会員登録継続の意思確認を行った結果、現在活動できない会員から退会希望の回答があり、会員数が大きく減少した。

②ファミリー・サポート・センター講座の開催

■第１回　協力会員養成講座

【期　間】　平成２５年6月１９日～6月２７日　全5回　（計１０時間）

【会　場】　フレンズピアおおむた

回	日　程	講　座　内　容	講　　師	受講者数
1	6月１９日	開講式 センターの仕組みについて 事例発表	アドバイザー 高宗春恵さん（協力会員）	９人
2	6月２０日	子どもの世話と遊び	くぬぎ保育所・山田所長	６人
3	6月２５日	子どもの救命救護講座	大牟田消防署	４人
4	6月２６日	子どもの心と体の発達	保健師　藤好アヤ子さん	７人
5	6月２７日	簡単クッキング 今後の活動について	食育インストラクター 堺　婦小与さん	４人

【登　録】　相互会員登録　７人　　協力会員　１人

■第２回　協力会員養成講座

【期　間】　平成２５年１１月１３日～１１月３０日　全5回　（計１０時間）

【会　場】　大牟田市総合福祉センター及びえるる

回	日　程	講　座　内　容	講　　師	受講者数
1	11 月 13 日	開講式 センターの仕組みについて 事例発表	アドバイザー 大野まゆみさん（協力会員）	7 人
2	11 月 16 日	子どもと楽しく遊ぼう （子どもの世話と遊び）	くぬぎ保育所・山田所長	4 人
3	11 月 20 日	子どもの救命救護法	大牟田消防署	9 人
4	11 月 27 日	子どもの心と発達について学ぼう	誠修高校　多田隈清美さん	10 人
5	11 月 30 日	健康な心とからだを育む、 子どもに食べさせたい料理 今後の活動について	食生活改善推進員協議会	6 人

【登　録】　協力会員　５人

※協力会員養成講座の未受講の内容については、今後ステップアップ講座で対応することとする。

■ステップアップ講座

【会　場】　えるる

回	日　程	講　座　内　容	講　　師	受講者数
1	10 月 22 日	コミュニケーション能力を高めよう ～子育て支援者としての関わり方～	コミュニケーション・ ラウンジ YANO 代表 矢野隆子さん	13 人
2	3 月　4 日	気になる子どもとのかかわりを 通して	大牟田特別支援学校 教頭　所方敏彦さん	14 人
3	3 月 20 日	子どもと楽しむ遊びのレパートリーを増やそう	協力会員 光安妙子さん	8 人

■安全対策講習会

【日　程】　平成２５年１１月２日

【会　場】　えるる

【テーマ】　子どもに起こりやすい事故の予防と手当を学ぼう

【講　師】　九州看護福祉大学　山内香織さん

【受講者】　７人

(9) 放課後児童健全育成事業（市受託事業）

①学童保育所・クラブの運営（三池・高取・中友・白川・大牟田・平原）

放課後児童対策として、昼間児童（概ね小学校１～３年生）の養育ができない家庭などの児童に対して、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、各学童保育所においては、地域組織等と連携し様々な世代間交流事業を実施した。

（入所児童数：平成２６年３月３１日現在）

学　童　名	三池	高取	中友	白川	大牟田	平原	計
児童数（人）	３８	１６	２１	３４	４１	２０	１７０

(10) くぬぎ保育所運営事業

「みんなが笑顔になれる保育所」を合言葉に、保育のさらなる充実に向けて日々努力を積み重ねる中、今年度は入所児童数が５月に定員（９０名）に達した。

昨年から導入した田植え、味噌作り、稲刈りなどの食育を中心とした行事も定着してきた。親子で取り組む味噌作りは開催を心待ちにしていただけるようになってきている。

５歳児、４歳児が行った、ふれあい処「えいる」を含む老人保健施設との交流は、定期的に交流することで内容が充実し園児の心の成長に大きく影響した。

園庭開放「どんぐりクラブ」（未就園児を対象とした）は、毎回参加してくれる親子もあって園児や職員との交流も充実してきた。

実施日	主な事業	実施日	主な事業
4 月 1 日	入園式	10 月 13 日	運動会
5 月 17 日	バス遠足（大野城いこいの森）	10 月 15 日	稲刈り
6 月 20 日	田植え体験	11 月 6 日	芋ほり
7 月 13 日	親子で味噌つくり体験	12 月 6 日	世代間交流餅つき
7 月 27 日	お祭りごっこ、ちびっこ総踊り参加	12 月 21 日	クリスマス会
8 月 3～4 日	年長お泊り保育	2 月 3 日	節分、豆まき
8 月 31 日	親子ふれあいバザー	3 月 21 日	卒園式

※ふれあい処「えいる」との交流（年長児）
※高齢者施設である　恵愛の里、いろは、米の山デイサービス訪問
※学童保育所との交流
※園庭開放　「どんぐりクラブ」　９回開催

■平成２５年度　どんぐりクラブ（園庭開放）　参加者数

5月	6月	7月	8月	9月	１１月	１２月	2月	3月
１０組	5組	１１組	4組	8組	4組	8組	4組	１１組

■平成２５年度　どんぐりクラブの内容

５月	リズムあそび	６月	プールあそび	７月	七夕まつり
８月	プールあそび	９月	オープン保育	１１月	ふれあい動物園
１２月	もちつき	２月	リズムあそび	３月	おひなまつり

(11) おおむたキャロットサービス（住民参加型在宅福祉サービス）

①おおむたキャロットサービスの充実

日常生活において、公的サービスでは対応できない生活課題を抱えている一人暮らし高齢者等に対し、サポーター登録した協力会員が生活支援サービスを行った。

会員数	23 年度	24 年度	25 年度
利用会員	84 人	87 人	142 人
協力会員	26 人	36 人	43 人
合　　計	110 人	123 人	185 人

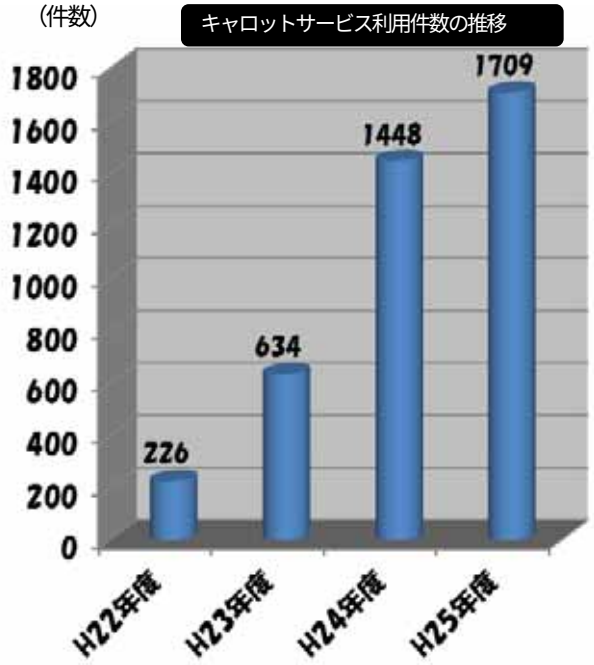

②「夏・ふれ愛・子どもふくし塾～キャロット応援隊員になろう～」実施

子どもたちが将来の地域福祉の担い手となり、高齢者を支える存在となるよう、福祉教育の一環として、“高齢者を知る”ことを学んだ。　（参加小学生：延べ６５人）

回	日　程	ふ く し 塾 内 容	講　　師	受講者数
1	８月　８日	“助け合う”って何だろう ～東日本大震災のお話～	大牟田市社会福祉協議会 彌永　恵理	１２人
2	８月　９日	60 年後の自分を想像してみよう ～高齢者の気持ちを考える（からだ編）～	大牟田市社会福祉協議会 内野　周一 西山　　綾	１５人
3	８月１２日	もしも認知症になったら？ ～高齢者の気持ちを考える（こころ編）～	大牟田市長寿社会推進課 梅本 政隆 さん	１１人
4	８月１９日 ～ ８月２３日	高齢者とふれあってみよう ～地域のサロン&キャロットサービス体験～ ・キャロットサービス同行 ・サロン３ヵ所 ・えいる、絆けんこう教室	8/19 ｷｬﾛｯﾄｻｰﾋﾞｽ 絆けんこう教室 8/20 サロン手鎌 わくわくサロン 8/21 えいる 8/22 いきいきサロン	１５人
5	８月２８日	きみはキャロット応援隊員第１号！ ～自分の気持ちをまとめる・伝える・修了証授与～ 夏しかできない！そーめん流しを楽しもう ～小さい子から高齢者まで、みんな一緒～	大牟田市長寿社会推進課 梅本 政隆 さん 龍湖瀬公民館長	１２人

(12) 高齢者福祉対策の推進

①介護保険事業の充実

訪問介護（ホームヘルパー派遣）、訪問入浴（入浴車による訪問入浴）、居宅介護（ケアプランの作成），通所介護（ふれあい処えいる）の４事業を実施し、要支援、要介護者の在宅生活を支援した。

訪問介護事業（ホームヘルプ）実績

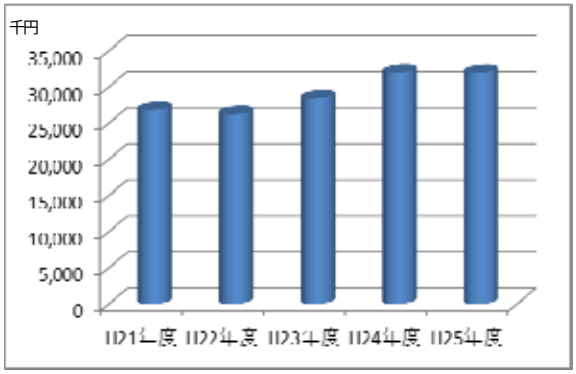

訪問入浴事業（入浴サービス）実績

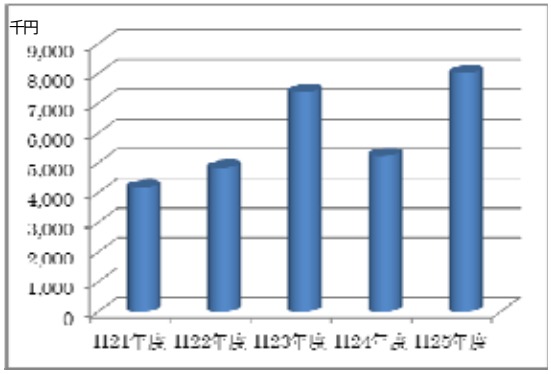

居宅介護支援事業（ケアプラン）実績

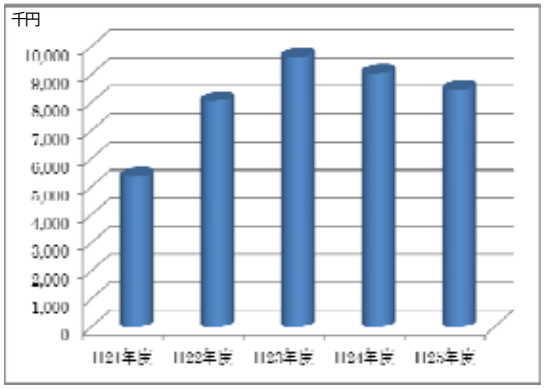

通所介護事業（ふれあい処えいる）実績

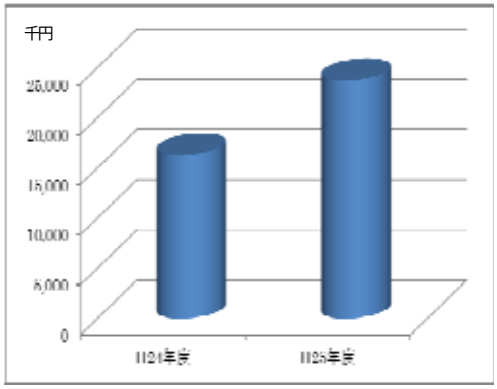

【平成２５年度介護保険事業の総括】

■訪問介護事業では前年度実績より、事業件数については３０件増であるが、収入面では３７千円減となった。前年度実績と比較すると、０．１％減となった。

■訪問入浴事業では前年度実績より２，７８４千円増となり、事業件数も２１３件増となった。これは他事業所が入浴事業を撤退したことによる利用者受入れが大きな要因となった。

■居宅介護支援事業では前年度実績より５９１千円減、事業件数５５件減となった。

■通所介護（えいる）事業では、前年度実績より７，４４７千円増となり、延利用件数も７７８件増となった。

※４事業合計として、前年度実績と比較すると９，６０３千円収入増という結果となった。

（各年度事業実績）

事　業　名		２１年度	２２年度	２３年度	２４年度	２５年度
訪問介護サービス	収入（円）	26, 843, 182	26, 248, 165	28, 396, 728	32, 027, 405	31, 990, 254
	件数（件）	7, 637	7, 411	8, 239	9, 683	9, 713
訪問入浴サービス	収入（円）	4, 173, 859	4, 837, 532	7, 374, 639	5, 232, 207	8, 016, 180
	件数（件）	321	374	549	411	624
居宅介護支援事業	収入（円）	5, 359, 500	8, 063, 700	9, 627, 140	9, 050, 200	8, 459, 620
	件数（件）	586	652	810	847	792
通所介護（えいる）	収入（円）	—	—	377, 423	16, 283, 080	23, 730, 030
	件数（件）	—	—	36	1, 763	2, 541
総合計	収入（円）	36, 376, 541	39, 149, 397	45, 775, 930	62, 592, 892	72, 196, 084
	件数（件）	8, 544	8, 437	9, 634	12, 704	13, 670

②介護予防･相談センターの運営（市受託事業）

中央地区地域包括支援センターのサブセンターとして、平原・上官校区に加え白川・大牟田・大正・中友校区を担当し、介護認定により要支援と認定された高齢者及び二次予防事業対象の高齢者（特定高齢者）に対して、介護予防プラン等の作成や訪問を行うことにより高齢者の心身の健康保持、生活の安定のために必要な支援を関係機関、サービス実施事業者等と連携して実施した。

また、介護予防の普及・啓発を目的とした介護予防啓発教室を６校区それぞれで実施し、大牟田市が行う介護予防事業につなぐことができた。

（各年度事業実績）

事　業　名		２１年度	２２年度	２３年度	２４年度	２５年度
介護予防・相談センター	収入（円）	3,511,080	3,442,720	3,779,360	4,853,480	5,982,120
	件数	701	660	762	704	956

③日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人たちに対して生活支援員を派遣し、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行った。

また、生活支援員のスキルアップと活動意欲の向上を目的にフォローアップ研修を実施した。

【相談件数】２９件　　【利用者数】４４人　　【利用件数】７２７件

（実施状況）　　（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談受付	2	1	1	3	2	6	3	3	2	4	1	1	29
利用件数	55	66	55	62	64	60	62	65	65	57	60	56	727

④「在宅介護者の会」活動支援

在宅介護者に対する情報提供、相互交流を目的とする「在宅介護者の会」の事務局を担い、様々な活動支援を行った。

■大牟田市在宅介護者の会「げんきかい」…会員数２１人
【目　的】在宅介護者が本音で語り合い、交流することを通じて、「介護」にかかる課題を解決していくことを目的に実施。
【定例会】毎月第４水曜日に実施。
※介護体験を語るおしゃべり会を中心に、学習会、カラオケ大会などを実施。また、年２回、日帰り温泉旅行などリフレッシュ事業にも取り組んだ。
【その他】会員増のため、社協だより「きらり」での広報や在宅介護者の声を発信するため、大牟田市地域包括支援センター運営協議会に委員として出席している。

⑤車椅子貸出事業

在宅の高齢者・障がい（児）者等に対して、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図るため、延１２８人に無料で車椅子を貸し出した。

（貸出実績）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	12	5	9	14	10	9	13	13	15	5	14	9	128

(13) おもちゃの図書館“くるりん”の支援

障がいのある子どもも、ない子どもも共に遊び交流し、育ちあう場として開催。

【開催日時】毎月第４土曜日　１０：００～１２：００　（１０月まで）
　　毎月第３日曜日　１０：００～１２：００　（１１月から）

(14) 障がい児・者福祉対策の推進

①障害者自立支援サービス事業

障害区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、居宅サービス（ホームヘルパー派遣）、移動支援（ガイドヘルパー派遣）、訪問入浴（入浴車による訪問入浴）の３事業を実施し、在宅生活を支援した。

障害者居宅サービス事業（ホームヘルプ）実績

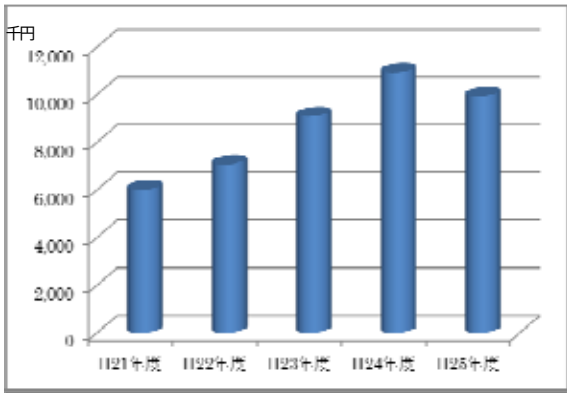

障害者移動支援事業（ガイドヘルプ）実績

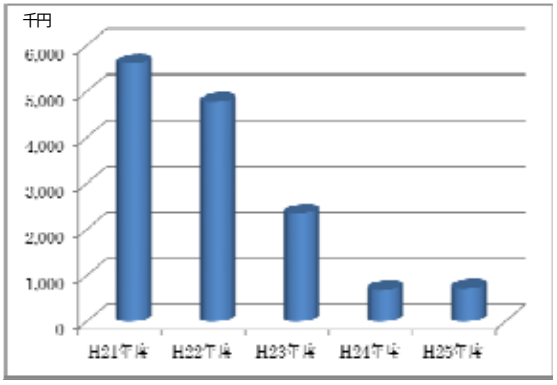

障害者訪問入浴サービス事業実績

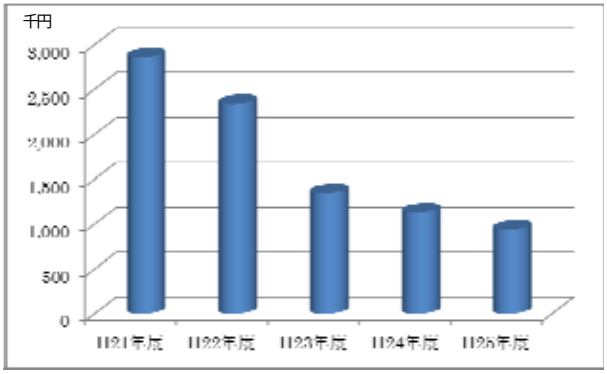

【平成２５年度障害者
自立支援サービス事業の総括】

■居宅サービス事業では前年度実績より 1,046 千円減、事業件数については、258 件の減となった。これは、利用者が 65 歳になったため、介護保険に移行したことなどが要因である。

■移動支援事業では前年度実績より 30 千円の増。

■訪問入浴サービス事業では前年度実績より 190 千円減、事業件数も 20 件減となった。
これは、利用者が 65 歳になったため、介護保険に移行したことが要因である。

※3 事業合計として、前年度実績と比較すると
1,206 千円収入減という結果となった。

(各年度事業実績)

事　業　名		２１年度	２２年度	２３年度	２４年度	２５年度
障害者居宅サービス事業	収入（円）	6,017,141	7,076,318	9,091,037	10,927,730	9,881,849
	件数（件）	2,106	2,092	2,493	2,726	2,468
障害者移動支援事業	収入（円）	5,611,926	4,774,662	2,351,593	689,370	719,234
	件数（件）	1,374	1,261	687	355	368
障害者入浴サービス事業	収入（円）	2,861,875	2,343,650	1,349,000	1,130,500	940,500
	件数（件）	327	262	142	119	99
総 合 計	収入（円）	14,490,942	14,194,630	12,791,630	12,747,600	11,541,583
	件数（件）	3,807	3,615	3,322	3,200	2,935

②知的障がい児・者医療支援プロジェクト

平成２３年２月に実施した「知的障がい児・者医療受診アンケート調査（以下、アンケート調査）」結果を受け、アンケート調査報告書及びダイジェスト版、啓発用ＤＶＤ（笑顔のまちおおむた）の作成、加えて、アンケート調査結果報告会の開催など、民生委員・児童委員などの地域関係者や医療・介護関係者、保健師、養護教諭に対して、知的障がい児・者が置かれている厳しい医療環境の実態を周知啓発することに重きをおいて、支援活動を展開してきた。活動の成果として、大牟田市障害福祉計画において、「特別支援学校における医療受診の模擬訓練の実施」が明文化されたところである。

平成２５年度は、知的障がい児・者医療支援実践報告を策定し、知的障がい児・者医療支援プロジェクトを３部会（医療連携部会・教育連携部会・保護者部会）に設定し、部会ごとに医療支援に取組んだ。

(15) 総合相談事業の推進

①福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合「第三者委員会」でその解決を図るため設置しているが、平成２５年度は相談依頼がなく、開催していない。

②行政書士による法務相談

毎月第３水曜日に行政書士による法務相談を実施し、家庭、離婚、金銭貸借、財産相続、事故などの相談に親身になって対応し、高度な対処法について無料弁護士相談や関係機関へ橋渡しをした。平成２５年度実績は、５０件。

（相談件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	10	2	6	6	0	2	4	2	0	4	8	6	50

③生活福祉資金貸付事業（県受託事業）

低所得者、高齢者及び障がい者等の世帯に対して、生業、住宅、災害、福祉、修学、緊急小口、離職者等の各種資金の貸付相談の受付を行い、民生委員の協力のもと、借受世帯の自立に向けた指導、支援を行った。

（生活貸付福祉資金状況）　（単位：千円）

	２３年度		２４年度		２５年度	
	件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額
生活支援費	6	2,691	0	0	1	210
住宅入居費	0	0	0	0	0	0
一時生活再建費	0	0	0	0	0	0
福　祉　費	8	9,460	3	1,820	4	367
緊 急 小 口	22	2,100	9	800	8	737
教育支援費	3	4,422	4	5,178	6	3,364
就学支度費	7	1,560	3	1,293	8	4,359
そ　の　他	0	0	0	0	0	0
合　　計	46	20,233	19	9,091	27	9,037

④住宅手当緊急特別措置事業（市受託事業）

住宅手当緊急特別措置事業は、離職者であって就労能力・就労意欲のある人の中で、住宅を喪失しているか、喪失するおそれのある人に対して住宅手当を支給することにより、これらの人に住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている。

【相談件数】　４８件
（うち面接相談３４件、電話相談１４件）
【申請件数】　６件
【支給決定件数】　６件
【就職決定者数】　５件

この事業を実施するに当たっては、市保護課やハローワークと連携し、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用した就労支援や、必要に応じて本会が窓口である生活福祉資金貸付事業を併用しながら、当事者の支援にあたった。

⑤成年後見センター準備事業

現在、日常生活自立支援事業（判断能力が不十分な方の金銭管理等支援）を実施しているが、より判断能力が低下した認知症や精神障がい・知的障がい者の財産管理や暮らしをサポートする「成年後見制度」の普及のため、市や他職種との協働により、成年後見フォーラム、成年後見活用講座を昨年度同様に実施した。

また成年後見制度に関する相談窓口、市民後見人と協働した成年後見支援の実現のため、26年4月開設予定の成年後見センター（仮称）の受託にむけ、市や他職種と協議や本会職員の実務研修を行った。

■成年後見活用講座
【開催期日】平成25年5月28日～6月25日の毎週火曜日・全5回
【会　　場】総合福祉センター
【研修内容】「成年後見制度」「人権・権利擁護」「対象者の理解」「社会資源」など
【修了者数】14名
この成年後見センター（仮称）の受託に先駆け、家庭裁判所と協議し、1 件の法人後見受任を行った。さらに厚生労働省社会福祉推進事業の補助事業である「法人後見のあり方に関する他職種との連携についての調査・研究」を実施、全国の成年後見事業実施社協へのアンケート調査及びインタビュー調査を行い、その結果を九州の社協職員を対象に研修会にて報告した。

■社協で支える成年後見研修会
【開 催 日】平成26年2月15日（土）
【会　　場】オオムタガーデンホテル
【研修内容】法人後見のあり方に関する他職種連携についての調査・研究報告会等
【参 加 者】90名

(16) 社協広報の充実

①広報紙「きらり」の発行

年4回（4月・7月・10月・1月）、全世帯を対象に発行している社協福祉情報「きらり」を発行した。

②社協事務局通信「きらり」の発行

毎月1回、社協事務局通信「きらり」を発行し、タイムリーな情報を提供した。

③社協ホームページ（http://www.omshakyo-kizuna.com/）

社協の様々な活動・事業内容を紹介、また社協職員日記を毎日掲載した。
また、平成２５年度より居住支援協議会、共同募金等の取組みについてフェイスブックを立ち上げた。

(17) ボランティアセンター充実強化

①ボランティア情報提供と啓発

地域において、ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人を結ぶために、登録団体名簿・ボランティアニーズ情報紙を用い、ボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、コーディネート機能の充実に努めた。

（ボランティアセンター登録状況）

	２３年度	前年比（%）	２４年度	前年比（%）	２５年度	前年比（%）
グループ（団体）	35	67.3	51	145.7	61	119.6
個人（人）	16	26.2	29	181.3	24	82.8

②ボランティア活動保険加入について

地域行事やボランティア活動等を支援するため、ボランティア活動保険の加入受付を行った。

（ボランティア活動保険加入状況）

	２３年度	前年比（%）	２４年度	前年比（%）	２５年度	前年比（%）
保険加入者数	2,911	103.2	1,289	44.3	1,018	79.0

③福祉入門講座HAPPYボランティア～知る・見つける・やってみる～

地域住民の福祉サービスに対する理解を深めるとともに新たな福祉人材の育成を目的として、久留米市

社会福祉協議会の筑後地区福祉人材バンクより助成を得て、下記のとおり「福祉入門講座 HAPPY ボランティア」を開催した。

回	日 時/会 場	タ イ ト ル	講　　師	参 加 者
1	１０月１１日 19:00～21:00 イオンホール	ボランティアってな～に？ ～ボランティアについて知ろう！～	ＮＰＯ法人 日本ボランティアＣＯ協会 理事　加留部　貴行　さん	３４名
2	１０月１７日 13:30～15:30 総合福祉センター	～幸せになる～　傾聴講座	ＮＰＯ法人 日本ソーシャルコーチ協会 理事長　冨岡　郁雄　さん	３８名
3	１０月２１日 13:30～15:30 イオンホール	レクリエーションで楽しもう！	ＮＰＯ法人 福岡県レクリエーション協会 理事長　添田　譲二　さん	５７名
4	１０月３１日 13:30～15:30 イオンホール	私たち、こんなボランティアをやっています！ ～ボランティア活動のやりがい～	キャロットサービス協力会員 サロンお世話役　等	６１名
5	１１月　６日 13:30～15:30 総合福祉センター	あなたにもできること あなたこそできること	東日本大震災 ～絆～プロジェクトおおむた 事務局　彌永　恵理　さん	３４名

④タブレットde楽しみ隊“タブレッツ”活動状況

タブレットを活用したサロン等サポーター養成事業「タブレット DE 地域デビュー講座～人生に彩りを～」（２４年度実施）後に立ちあがったボランティア団体「タブレット DE 楽しみ隊（愛称：タブレッツ)」の地域での活動が始まった。

活　動　日	活　動　訪　問　先	対 象 者 数	ボランティア
４月１５日	絆けんこう教室	１９名	４名
５月２１日	サロン　ハッピーふくし	１５名	３名
６月１６日	もの忘れ予防・相談検診ｉｎ天の原小学校	３４名	３名
８月　３日	上官いきいきサロン	１４名	８名
９月２５日	大牟田市在宅介護者の会	９名	５名

⑤セラピューティック･ケアによるボランティア養成講座

心のケアの一つとして、セラピューティック・ケア（服の上から手の温もりで優しく身体に触れ、身体と心を癒す療法（セラピー)）をボランティアのスキルの一つとして取り入れ、地域のサロンや福祉施設等で活躍していただくボランティアの養成を図った。

【日　時】平成 26 年 2 月 22 日（土）9:30～16:30
【場　所】大牟田市総合福祉センター
【受講者】２４名
【講　師】NPO 法人日本セラピューティック・ケア協会

⑥災害ボランティアセンター設置

■災害ボランティアセンター養成研修

【日　時】　平成２５年４月２７日（土）～２８日（日）
【会　場】　総合福祉センター
【講　師】　NPO 法人にいがた災害ボランティアセンター
　　理事・事務局長　李　仁鉄 さん
　　福岡県防災研究会　宮崎　雄輔 さん
　　NPO 法人　ANGEL WING
　　理事長　藤澤　健児 さん

【内　容】　〈１日目〉　参加者　５０名
オリエンテーション・事務連絡
講義：（１）災害救援の全体像
講義：（２）災害時の支援活動と拠点整備
演習：（１）被災者ニーズの理解と把握について
まとめ：今日の振り返り
〈２日目〉　参加者　４０名
オリエンテーション・事務連絡
災害ボランティアセンター設置訓練
災害ボランティアセンター運営訓練
グループミーティング

■平成２５年度福岡県総合防災訓練
（災害ボランティアセンター設置訓練及び福祉避難所受入訓練）
【日　時】　平成２５年6月２日（日）１０：００～１２：３０
【会　場】　三川地区公民館
【参加者】　１０８名

（三川地区公民館へサテライト型の災害ボランティアセンター設置訓練）
≪災害想定≫　発災日：５月２７日（月）
災害ボランティアセンター設置日：５月２９日（水）被害規模：中規模災害
被害場所：諏訪川の氾濫による水害
被害状況：床上浸水１５０世帯、床下浸水１５０世帯
※災害ボランティアセンター設置後、初めての日曜日なので多くのボランティアが押し寄せると予想される。

（総合福祉センターへ福祉避難所として要援護者受入れ訓練）
≪災害想定≫　天領小学校へ避難していた要援護者２名を福祉避難所（総合福祉センター）へ受入れ。要援護者を車で天領小学校体育館から総合福祉センターへ市職員が送迎。３階小規模デイサービス（えいる）で要援護者のバイタルチェック等を行った。

⑦第5回大牟田市地域福祉大会～地域支えあい“絆”セミナー～

市民一人ひとりが自ら住んでいる地域に積極的に関わり、地域住民の「支えあいの“絆”」の創造に寄与することを目的に開催した。また、地域福祉の向上に貢献され、他の模範となる個人又は団体に対する表彰状の授与を行うことで活動者の行いを公に明らかにするとともにその功績を称えた。なお、平成２５年度は大牟田善意銀行創立５０周年の節目の年にあたることから善意銀行永年賛助会員を併せて表彰した。

【日　時】平成２６年２月９日（日）
【場　所】大牟田文化会館　小ホール
【主　催】大牟田市地域福祉大会実行委員会
【参加者】４００名
【内　容】
［第１部］大牟田市社会福祉協議会　功労者表彰
（表彰の部）
■校区社協実践活動者・団体（１２名）
■優良校区社協（１校区）
■ボランティア活動団体（５団体）

（感謝の部）
■校区社協実践活動者・団体（６３名）
■ボランティア活動団体（２団体）
■善意銀行高額寄付者・団体（３団体.・１４名）
善意銀行５０周年特別枠
（表彰の部）
■特別表彰（２団体）
（感謝の部）
■特別感謝（３団体）　■永年賛助会員（５５名）

［第２部］大牟田善意銀行５０年のあゆみ
大牟田北高生徒による「書道パフォーマンス」

［第３部］基調講演「できない」を「できる」に変える
～地域づくりは「あなた」が主役～
（講師）東京農業大学教授
一般社団法人北海道活性化機構　代表理事　木村　俊昭さん

(18) 福祉教育の推進

小・中学校を対象として、福祉教育を推進し社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動と地域福祉活動への参加促進を図った。

①福祉教育教材貸出状況

福祉教育に用いてもらうため、小・中学校や高校、事業所に高齢者疑似体験セット・車椅子・アイマスク・白杖・ビデオ等を貸し出した。

区　分	ビデオ・DVD（本）	疑似体験（セット）	白杖（本）	アイマスク（枚）	車椅子（台）
小 学 校	11	29	35	44	13
中 学 校	6	24	32	33	22
高等学校		6			
そ の 他		12			
合　　計	17	71	67	77	35

②講師派遣状況

児童・生徒の福祉教育の推進を目的とし、視覚・聴覚障がい者の人などを講師（ゲストティーチャー）を派遣。また点字指導には点訳奉仕大牟田むつき会の協力を得た。

	２３年度	前年比（%）	２４年度	前年比（%）	２５年度	前年比（%）
派遣件数	34	106.3	25	73.5	19	76.0

(19) 居住支援協議会活動支援事業（国庫補助事業）

高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促し、空き家を活用しながら安心して居住できる仕組みづくりを行うことを目的に、不動産・福祉・医療・行政等の各団体と連携し、平成２５年６月に居住支援協議会を設立した。平成２５年度は、民生委員・児童委員協議会の協力を得て、市内にある空き家の実態調査を実施し、２，８５３戸の空き家に対して外観調査を行った。また、先進地の視察及びモデル事業実施に向けた研究、セミナー開催やホームページ・フェイスブック開設による協議会の周知及び啓発活動を行った。

(20) 大牟田善意銀行の啓発強化

一般寄付金の３ヵ年の推移

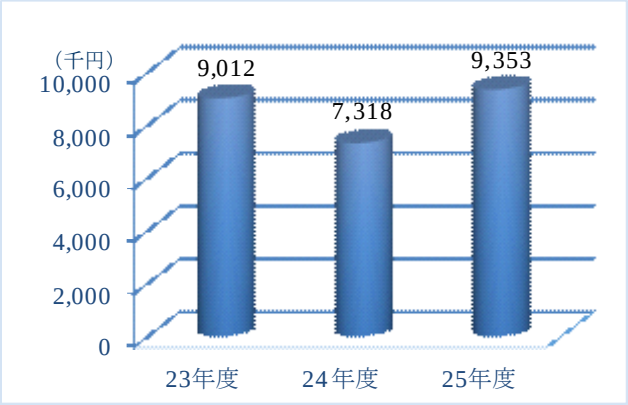

賛助会員会費の３ヵ年の推移

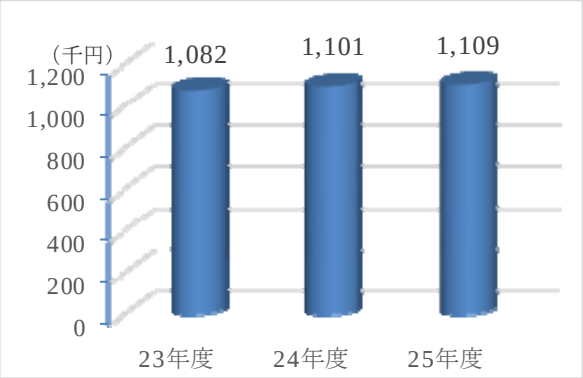

（寄付金等預託状況）

		２３年度	前年比(%)	２４年度	前年比(%)	２５年度	前年比(%)
一般寄付金	件数(件)	462	100.7	408	88.3	372	91.2
	金額(円)	9,011,791	112.0	7,317,789	81.2	9,352,547	127.7
物品寄贈件数		21	131.3	21	100	19	90.5

（賛助会員数等の推移）

	２３年度	前年比(%)	２４年度	前年比(%)	２５年度	前年比(%)
会員数（個人・団体）	426	90.1	403	94.6	405	100.5
金　額（円）	1,081,500	105.6	1,101,000	101.8	1,109,000	100.7

(21) 市立病院ほっとスペースの運営

市立病院内施設の再編に伴い、平成２５年より大牟田市立病院２階に、コンビニエンスストア機能と食事処の機能をあわせもつ、くつろぎ空間ほっとスペースを開設し、１月に１周年を迎えた。

①市立病院ホスピタルローソン

オープン時より取り組んでいるポンタ会員数を増やす取組みの他、７月より挽きたて淹れ立てのコーヒーを提供するマチカフェを導入し、固定客の獲得に努めた。その他、恵方巻きやクリスマスケーキ等の季節商品や、母の日ギフトなどの店舗外営業にも力をいれた。１周年の際には、マチカフェ試飲会の他、購入者へのマチカフェチケットプレゼント等のイベントを実施した。

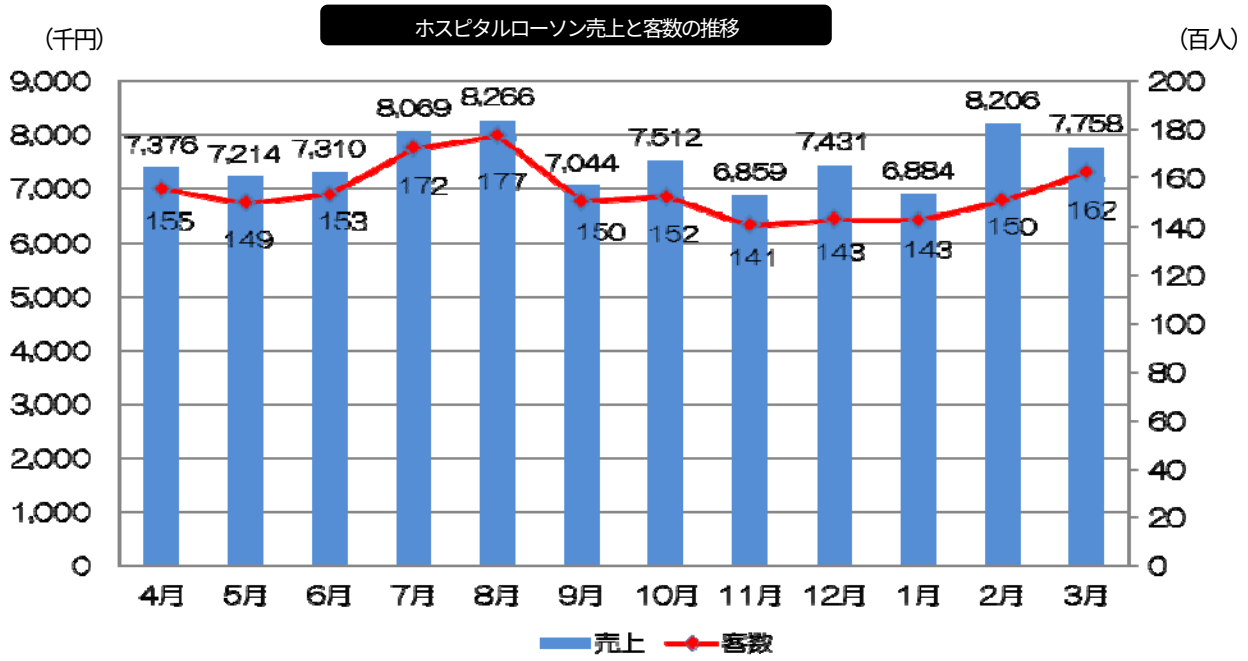

②食事処ほっとリビング

食の安全第一をモットーに、家庭料理の手作り感を大切にした「日替りヘルシーランチ」と「日替わり具だくさんスープ」の他、モーニングセット等を提供。外来者や病院職員等に広く支持され、売上を大きく伸ばした。また、本会の特性を生かした“プラス１サービス”として、タオル帽子講座や野菜についての講座などを開催した。

(22) 総合福祉センターの運営

①総合福祉センター利用状況

	２３年度	前年比(%)	２４年度	前年比(%)	２５年度	前年比(%)
会場使用料収入(円) ①	2, 234, 412	99. 5	1, 945, 530	87	2, 060, 817	105. 9
ﾍﾙｽﾄﾛﾝ利用収入(円) ②	1, 425, 000	103. 1	1, 512, 200	106. 1	1, 381, 400	91. 4
賃貸料収入(円) ③	2, 030, 413	107. 7	1, 180, 496	58. 1	5, 316, 142	450. 3
手数料収入(円) ④	328, 142	102. 6	329, 704	100. 4	305, 860	92. 8
利用収入計(円) (①+②+③+④)	6, 017, 967	103. 2	4, 967, 930	82. 5	9, 064, 219	182. 4

※平成２５年度は「小規模デイサービスふれあい処えいる」を追加したため大幅増額となった。

②絆けんこう教室

総合福祉センター利用者や近隣の地域住民を対象に、毎週月曜日、午前１１時から多目的ルームで「絆けんこう教室」を開催した。毎回、多彩な講師（ボランティア）を招いて「絆けんこう教室」を実施し、年間で延３４８人が参加した。

(23) 共同募金運動の取組み

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動について、福岡県共同募金会大牟田市支会と連携して取り組んだ。

①赤い羽根共同募金および歳末たすけあい募金実績

赤い羽根共同募金実績３ヵ年の推移

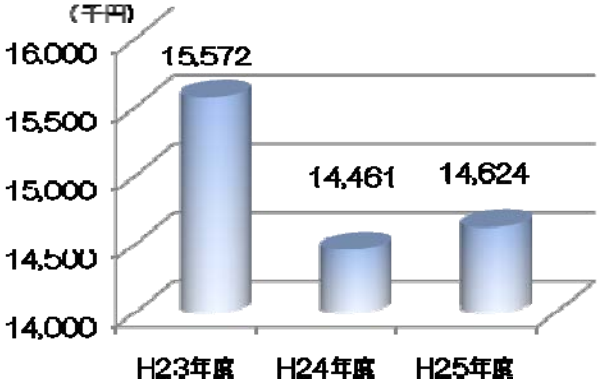

歳末たすけあい募金実績３ヵ年の推移

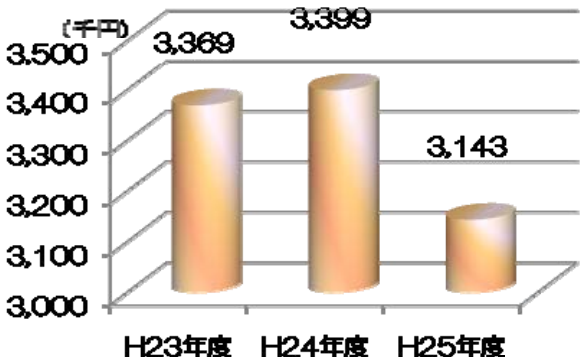

(単位：円)

	23 年度	前年比 (%)	24 年度	前年比 (%)	25 年度	前年比 (%)
赤い羽根共同募金	15, 572, 036	98. 4	1, 4461, 125	92. 9	14, 624, 240	101. 1
歳末たすけあい募金	3, 368, 966	91. 7	3, 399. 353	100. 9	3, 142, 692	92. 4

②寄付つき商品の企画･販売

年々減少していく募金実績を新しい角度から歯止めをかけようと、本年度から新しく「赤い羽根共同募金寄付つき商品」の企画・開発に『募金百貨店プロジェクト』として取り組んだ。１１月、「コーヒーサロンはら」での寄付つき商品の販売を皮切りに、１２月には移動商店街「よかもん商店街」加盟１８店との合同調印、１月には大牟田市中心地区商店街連絡協議会加盟１０店との合同調印を行うなど、２５年度末までに３３の企業と契約した。福岡県全体の寄付つき商品の契約企業は２５年度末で４５企業。大牟田市の３３という数字はその大半を占めるものとなった。

募金百貨店ロゴマーク

募金百貨店おおむた
パンフレット

③共同募金会大牟田市支会フェイスブックページの開設

寄付つき商品の開発にともない、フェイスブックページを開設した。寄付つき商品の紹介のほか、赤い羽根自販機の紹介、イベント情報の発信など、共同募金に関するさまざまな広報活動を行った。

④赤い羽根自販機の設置推進

自動販売機で飲料を購入すると、売上げの一部が赤い羽根共同募金に寄付される「赤い羽根自販機」の増設に取り組んだ。本年度は電気化学工業株式会社大牟田工場の 28 台を含む３１台を増設。２５年度末の時点で市内１９カ所、４８台の設置台数となり、福岡県内の市町村で最多となった。

⑤法人募金

赤い羽根共同募金は、市内の事業所や学校を対象に計１６４カ所、歳末たすけあい募金は１１５か所で募金活動を行った。

さらに４校区については、新規募金協力先として校区の医療機関を訪問。２２か所から募金をいただいた。

⑥募金箱の設置

市内の事業所などを中心に募金箱の設置依頼を行い、 寄付つき商品の協力店には全て設置した。

⑦街頭募金

１０月１日の赤い羽根共同募金運動開始日、１２月１日の歳末たすけあい募金開始日に、市内の駅や商業施設において街頭キャンペーンを行った。また１０月から１２月にかけての運動期間中は、学校やボランティア団体による街頭募金が実施された。

⑧共同募金の広報

全戸配布の社協だより「きらり」にて、共同募金の特集を掲載した。また、１０月から１２月の運動期間中、事務局職員は全員法被を着用するなど、共同募金の周知啓発に努めた。

⑨イベントの開催と共同募金の啓発

９月、赤い羽根共同募金の普及、啓発を目的に、「第４回赤い羽根共同募金グラウンドゴルフ大会社協“絆”フェスティバル」を開催。市内 22 校区を対象に「赤い羽根共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会」を開催すると同時に、イベントスペースでは「赤い羽根ガラポンくじ」や「共同募金○×クイズ」などのほか、「ありがとうメッセージ」として、募金を受け取っている団体が直接感謝の気持ちを伝える場を作った。

また、幅広い年齢層への啓発に、若者を中心に人気の「初音ミク」のポスターや資材を導入。１１月にはイオンモールにおいて「初音ミクパネル展」を開催した。

⑩配分金使途の透明化

各団体からの助成申請を配分委員会で審査し配分すること、全世帯配布の社協だより「きらり」へ、集まった募金の使いみちを掲載すること、各報道機関へ情報提供を行うことなどにより、配分金使途の透明化を図った。２５年度共同募金配分委員会では、福祉団体等の配分申請に基づき、１４の学校、１３の福祉団体等へ２６年度事業費として、総額３６０万４０９０円の配分が決定した。

（配分決定額）

団　体　名		事　業　名	配分交付額（案）
【福祉教育推進校】			
1	誠修高等学校	「ボランティアエステ」（ハンドセラピー）	３０，０００円
2	延命中学校	総合的な学習の時間「学びの旅」	３０，０００円
3	白光中学校	福祉教育推進事業	２４，０７０円
4	歴木中学校	福祉体験活動	２４，０００円
5	駛馬南小学校	福祉教育推進事業	２０，５００円
6	駛馬北小学校	福祉教育推進事業	４８，７７０円
7	大牟田小学校	地域の高齢者とともに	５，０００円
8	平原小学校	児童への福祉教育（高齢者との交流）	３５，０００円
9	羽山台小学校	高齢者・障害者との交流を通した福祉教育	３０，０００円
１０	三池小学校	福祉教育推進事業	３７，０００円
１１	吉野小学校	福祉教育推進事業	３３，０００円
１２	倉永小学校	高齢者・障害者交流、疑似体験	３５，０００円
１３	手鎌小学校	地域ボランティアの活性化	３６，０００円
１４	玉川小学校	「体験からの学び」を大切にする福祉教育の推進	５０，０００円
		（福祉教育推移事業　合計	４３８，３４０円）
【福祉団体及びＮＰＯ法人等】			
1	老人クラブ連合会	教養事業費	１５５，０００円
2	民生委員・児童委員協議会	各種研修事業費	４６５，０００円
3	身体障害者福祉連合会	社会参加促進事業	２５０，０００円
4	母子寡婦福祉会	母と子のふれあい事業	１００，０００円
5	サンアビ祭実行委員会	パラリン＆サンアビ祭り	１００，０００円
6	ボランティア連絡協議会	情報交換の場づくり	８０，０００円
7	大牟田朗読の会	朗読・情報発信に関する研修会	５０，０００円
8	要約筆記のぞみの会	難聴者の交流の場づくり	４５，０００円
9	大牟田むつき会	視力障害者のための点訳奉仕	４５，０００円
１０	おおむた手話の会ありあけ	「１日研修会」	４５，０００円
１１	心をつなぐ会	知的障害児・者の医療の充実と啓発	２４０，０００円
１２	倉永生活循環バス運営協議会	生活循環バス事業	１４８，０００円
１３	インスパイア（地域ボランティア推進チーム）	皆の出来る発掘プロジェクト～まちの課題からまちの未来へ～」	１３０，０００円
１４	大牟田市社会福祉協議会	大牟田市社協の行う地域福祉事業全般	１，３１２，７５０円
		（福祉団体等　　合計	３，１６５，７５０円）
総　合　計			３，６０４，０９０円

⑪第4回共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会＆社協“絆”フェスティバルの開催

【日　時】平成２５年９月１４日（土）１０時００分～１５時００分
【会　場】諏訪公園　文化交流ゾーン イベント広場
【参加者】約2,000名
【後　援】大牟田市、大牟田市民生委員・児童委員協議会
【協　賛】コカコーラウエスト（株）、サントリービバレッジサービス（株）

赤い羽根共同募金運動の普及啓発及び地域住民の絆を深めることを目的に開催。
校区対抗グラウンドゴルフ大会、飲食コーナーやプレーパーク（子育てきらりフェスタ Vol.15）、フリーマーケット、共同募金○×クイズなど、様々なイベントを催した。

(24) 日本赤十字大牟田市地区業務の取組み

①日赤募金（一般社資）実績の推移

	２３年度	前年比（%）	２４年度	前年比（%）	２５年度	前年比（%）
日赤募金（一般社資）	9,249,787	101.5	8,629,984	93.2	8,358,489	96.9
日赤募金（法人社資）	225,000	81.2	245,000	108.9	245,000	100.0
計	9,474,787	100.9	8,874,984	93.7	8,603,489	96.9

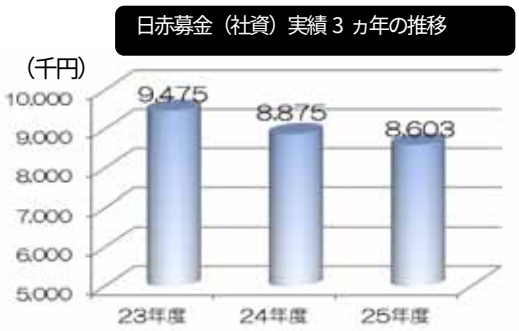

②平成２５年度大牟田市の献血実績について

（単位：人）

区　　分	受付者	献血者	不　適
地域（校区22回　ライオンズクラブ３回　青年会議所２回）	2,580	1,989	591
職　域　別（29回）	1,621	1,350	271
学　域　別（７回）	609	485	124
街　頭（イオンモール大牟田　１１回）	982	798	184
合　　計	5,792	4,622	1,170

③献血啓発講演会等の開催

輸血用の血液の約３８％はがんの治療に使われており献血集めた血液の多くはがん患者にとって必要不可欠なものである。また化学療法を受けた多くのがん患者が、吐き気や脱毛などの身体的苦痛や精神的苦痛を抱えている。7 月の「愛の血液たすけあい月間」時に太刀洗町在住の末次由美氏を講師に招き、がん患者のおかれた状況の理解とともに献血啓発の講演会を開催した。また、末次氏が取組んでいるがん患者へ贈る手作りのタオル帽子の取り組みを大牟田に広げるためにタオル帽子製作講座を開催した。

月　日	講演会・講座	受講者数	講師	
7月17日(水)	講演会「乳がんから学んだ生きる力の大切さ」	30名	末次　由美	イオンホール
7月18日(木)	講座「タオル帽子を作ろう」	30名	末次　由美	総合福祉センター
12月8日(日)	講座「クリスマスまでに作るタオル帽子」	10名	社協職員	市立病院ほっとｽﾍﾟｰｽ
3月20日(木)	講座「タオル帽子ボランティア養成講座」	32名	布れんず クラブ	総合福祉センター

④火災等の被災者への対応

市内の住居の火災被災者に対して調査のうえに日本赤十字社救援物資（毛布等の災害見舞い品）を支給した。また被災により緊急に住居を必要とされる世帯には、市営住宅の紹介を行った。

（平成２５年度日赤救援物資配布件数）

	世帯数	世帯人数	布団	毛布	医薬品ｾｯﾄ	緊急ｾｯﾄ	ﾀｵﾙｾｯﾄ	備 考
全 焼	2	6	4	6	2	2	4	
半焼(水損により全焼扱)	1	2	1	2	1	1	2	
半 焼	1	2	0	0	0	0	0	辞 退
合 計	4	１０	5	8	3	3	6	

(25) 各種寄贈及び助成について

平成２５年８月、福岡県宅地建物取引業協会・県南支部様より福祉車両の寄贈を受けた。

(26) 東日本大震災復興支援についての取組み

①絆プロジェクト スタッフ派遣

派 遣 期 間	活 動 内 容
4月17日～4月20日	南三陸町：すばらしい歌津をつくる協議会定例会 平成25年度支援活動スケジュール等の確認 その他訪問先：Ｙｅｓ工房・のぞみ・風の里・平成の森・あがらいん 雄勝診療所
6月29日～6月30日	＊仙台：復興支援活動総括報告会
8月16日～8月19日	松島町：松島観光協会 南三陸町：すばらしい歌津をつくる協議会定例会 その他訪問先：Ｙｅｓ工房・のぞみ・風の里・平成の森・あがらいん 石巻市大須小学校仮設 福幸オリジナル商品製作進捗状況確認他
9月 4日～9月 6日	石巻市：雄勝診療所・あがらいん 南三陸町：慶明丸・神割崎ほか 星野民藝社の防災テーブル寄贈コーディネイトほか
10月 7日～10月 9日	＊「大牟田中学校被災地訪問研修」同行 南三陸町・気仙沼市・陸前高田市・石巻市
10月17日～10月19日	南三陸町：すばらしい歌津をつくる協議会定例会 竹灯籠プロジェクト概要説明 ＊「大牟田市吉野のお神輿寄贈」コーディネイトおよび視察同行 南三陸町・松島町
11月29日～11月30日	＊「おかえりなさい 竹灯籠プロジェクト」コーディネイト、下見 南三陸町歌津
12月21日～12月24日	＊「おかえりなさい 竹灯籠プロジェクト」コーディネイト、設置 南三陸町歌津
1月31日～ 2月 2日	＊「おかえりなさい 竹灯籠プロジェクト」コーディネイト、撤去 南三陸町歌津
2月17日～ 2月18日	南三陸町：すばらしい歌津をつくる協議会定例会 平成25年度支援活動総括報告
3月18日～ 3月19日	＊東京：広域避難者支援ミーティング全国大会

②絆プロジェクト　研修会およびイベント等

日　　程	打合せ及び研修会内容
4月　4日	お神輿寄付に関する事前説明・研修（吉野まちづくり委員会）
4月　5日	復興支援活動報告・平和学習会（そよかぜ学童保育所）
6月　6日	復興支援活動報告・研修（筑後市社協新人職員）
6月10日	復興支援活動報告会（市民グループ）
6月14日	お神輿寄付に関する事前説明・研修（吉野まちづくり委員会）
7月　3日	お神輿寄付に関する事前説明・研修（吉野まちづくり委員会）
7月11日	復興支援活動報告・福祉学習会（誠修高校） 復興支援活動報告（共同募金・ボラサポサロン：博多区）
7月24日	復興支援活動報告会（おおむたコスモスの会）
7月30日	復興支援活動総括紙面座談会（福岡県共助社会づくりモデル事業総括：福岡市）
8月　6日	復興支援活動報告・平和学習会（勝立中学校）
8月　8日	復興支援活動報告・ふくし学習会（夏 ふれ愛子どもふくし塾）
8月24日	復興支援活動報告・平和学習会（手鎌学童保育所・大牟田学童保育所）
9月　7日	復興支援活動報告・防災学習会（駛馬地区公民館　チャレンジde防災）
9月　9日	お神輿寄付に関する事前説明・研修（吉野まちづくり委員会）
9月14日	復興支援活動報告・商品販売（絆フェスティバル）
9月19日	復興支援活動報告・福祉学習会（中友校区こども民生委員）
9月27日	被災地研修旅行に関する事前説明（大牟田中学校）
10月　2日	お神輿送り出しと広報（吉野まちづくり委員会） 被災地研修旅行に関する事前研修（大牟田中学校）
10月13日	復興支援活動報告・商品販売（全国小規模多機能型居住介護事業者連絡会九州ブロック大会）
10月19･20日	復興支援活動報告・商品販売（九州クリエイターズマーケット：筑後市）
10月24日	復興支援活動報告・研修（大牟田市公立小中学校退職校長会）
11月　6日	復興支援活動報告・研修（happyボランティア講座）
11月 10日	復興支援活動報告・商品販売(福岡県GH協会あったかコンサート：福岡市)
11月16･17日	復興支援活動報告・商品販売(大牟田ガス展)（築町フェア）（vientコンサート）
11月29日	Ochacco（お茶っこ）　in　おおむた　プレオープン
12月 1日	復興支援活動報告・商品販売(手話の会40周年記念大会)
12月 2日	竹灯篭設置に関する事前説明・研修（三池光竹実行委員会）
12月　6日	福幸支援活動報告・支援啓発イベント打ち合わせ(福岡広域避難者支援市民ネットワーク)
12月18日	ochacco　in　おおむた①
1月10日	復興支援活動報告・研修（はやめ地区公民館）
1月19日	ochacco　in　おおむた②
1月21日	復興支援活動報告・研修（tomotomoカフェ）
1月22日	ochacco　in　おおむた③
2月　9日	復興支援活動報告・商品販売(地域福祉大会)　ochacco　in　おおむた④
2月19日	ochacco　in　おおむた⑤
2月26日	復興支援活動報告・研修(サロンひばりが丘)
2月27日	復興支援活動報告・研修(玉川校区民児協)
2月27日	復興支援活動報告・研修(大牟田市社会福祉協議会)

2月28日	復興支援活動報告・福祉学習会(大牟田中学校)
3月　8日	復興支援活動報告・研修(市政参画推進ネットワーク　プラネットおおむた公開講座)
3月　9日	復興支援活動報告・商品販売(Do for Japan)
3月11日	「3・11あの日を忘れない　映画上映会」
3月12日	ochacco　in　おおむた⑥
3月26日	ochacco　in　おおむた⑦
3月28日	復興支援活動報告・研修(大牟田市社会福祉協議会)

③絆プロジェクト活動支援金状況(H26．3．31現在)

支援金総額：１，０４９，６００円（延５０件）

④絆プロジェクト福幸商品売上状況(H26．3．31現在)

売 上 総 額：２，８２７，４６０円

(27)福祉バス及びリフト付きバスの運行

福祉団体等の福祉増進のため、各種大会や研修会等の参加に際して福祉バスを運行した。また、福祉行事のための荷物等を運般する軽トラックの貸出も実施した。

	２３年度		２４年度		２５年度	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
福祉バス利用状況	77	1,851	98	3,331	77	2,808
軽トラック利用状況	6	－	6	－	3	－

(28)他都市よりの視察状況

月　　日	視察受入	研修内容
６月２６日	糸島市波多江校区社協	駛馬南校区社協活動について
６月２７日	柳川市豊原地区社協	天の原校区社協活動について
７月２６日	鞍手町自治公民館	小地域ネットワーク活動について
１１月　６日	宗像市自由が丘地区福祉会	天の原校区社協活動について
１１月　６日	佐賀市校区社協会長会	小地域ネットワーク活動について
１１月１３日	武雄市西川登地区協議会	校区社協活動について
１２月　４日	筑後市社協	社協活動概要について
１２月２６日	中間市社協	社協活動概要について
２月２６日	大野城市民児協役員	駛馬南校区社協活動について
３月　７日	久留米市金丸校区社協	駛馬南校区社協活動について
３月１０日	久留米市西国分校区社協	子ども民生委員の取組みについて
３月２７日	荒尾市社協	社協活動概要について